



平成 2 6 年 第 3 回
本別町議会定例会会議録

自 平成 2 6 年 9 月 9 日
至 平成 2 6 年 9 月 1 9 日

本 別 町 議 会

平成26年本別町議会第3回定例会会議録(第1号)

平成26年9月9日(火曜日) 午前10時00分開議

議事日程

- | | | |
|-------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求める件〔平成26年度本別町一般会計補正予算(第11回)〕 |
| 日程第 7 | 議案第 62号 | 平成26年度本別町一般会計補正予算(第13回)について |
| 日程第 8 | 議案第 63号 | 町道幸栄橋道路幸栄橋橋梁補修工事請負契約について |

会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求める件〔平成26年度本別町一般会計補正予算(第11回)〕 |
| 日程第 7 | 議案第 62号 | 平成26年度本別町一般会計補正予算(第13回)について |
| 日程第 8 | 議案第 63号 | 町道幸栄橋道路幸栄橋橋梁補修工事請負契約について |

出席議員(12名)

- | | | | | | |
|----|-----|--------|-----|-----|-------|
| 議長 | 12番 | 方川一郎君 | 副議長 | 11番 | 林武君 |
| | 1番 | 矢部隆之君 | | 2番 | 藤田直美君 |
| | 3番 | 篠原義彦君 | | 4番 | 大住啓一君 |
| | 5番 | 山西二三夫君 | | 6番 | 黒山久男君 |
| | 7番 | 小笠原良美君 | | 8番 | 方川英一君 |
| | 9番 | 高橋利勝君 | | 10番 | 阿保静夫君 |

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
総務課長	大和田収君	農林課長	工藤朗君
保健福祉課長	吉井勝彦君	住民課長	千葉輝男君
子ども未来課長	井上松子君	建設水道課長	能祖豊君
企画振興課長	川本秀二君	老人ホーム所長	岩城幸宏君
国保病院事務長	毛利俊夫君	総務課長補佐	三品正哉君
建設水道課長補佐	高橋優君	教育委員長	水谷令子君
教育長	中野博文君	教育次長	佐々木基裕君
社会教育課長	安藤修一君	農委事務局長	山本光明君
代表監査委員	畑山一洋君	選管事務局長	大和田収君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巣正樹君	総務担当主査	松本恵君
------	-------	--------	------

開会宣告（午前 10 時 00 分）

開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成 26 年第 3 回本別町議会定例会を開会いたします。

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、高橋利勝君、方川英一君、及び篠原義彦君を指名します。

日程第 2 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第 2 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長小笠原良美君、御登壇ください。

議会運営委員長（小笠原良美君）〔登壇〕 報告いたします。

平成 26 年 8 月 11 日、第 3 回臨時会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日 9 月 9 日から 9 月 22 日までの 14 日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、9 月 11 日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに 6 件の提出がありました。

道路占用料改正に関する陳情書、男女平等社会の実現にかかる要望書、釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書提出の陳情書、給与制度の総合的見直しに係る陳情書、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情書、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書採択等の陳情書、以上、6 件については、議会運営基準 139 運用例 5 によることとし、後刻、議員の回覧に供することといたします。

次に、意見書の取り扱いについて申し上げます。

釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書については、議会運営基準 139 運用例 6 によることとし、議会運営委員会にて発議、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書については、議会運営基準 139 運用例 1 によることとし、本別町林活議連より議員発議することといたします。

以上、2 件については、最終日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

日程第 3 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第 3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、9 月 9 日から 9 月 22 日までの 14 日間とすることにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 9 月 9 日から 9 月 22 日までの 14 日間とすることに決定いたしました。

休会の議決

議長（方川一郎君） お諮りします。

議事の都合により、9 月 10 日から 16 日、20 日、21 日の計 9 日間を休会にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、9 月 10 日から 16 日、20 日、21 日の計 9 日間は、休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 06 分 休憩

午前 10 時 07 分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 4 諸般の報告

議長（方川一郎君） 日程第 4 諸般の報告を行います。

報告第 14 号専決処分報告、平成 26 年度本別町一般会計補正予算（第 12 回）に

ついて報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第14号専決処分報告。平成26年度本別町一般会計補正予算（第12回）について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,392万5,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入であります。17款1項1目寄付金1節総務費寄付金62万円の増額補正は、個性あるふるさとづくり基金として、帯広市にお住まいの 様から50万円、札幌市にお住まいの 様から1万円、徳島県小松島市にお住まいの 様から1万円、千葉県にお住まいの匿名の方から10万円の指定寄付金でございます。

次の歳出であります。寄付者の意向により基金への積み立てにあてるものでございます。

以上、簡単ではありますが、専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から平成26年7月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、平成25年度本別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書が教育委員長より提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、行政視察調査結果報告書が、産業厚生常任委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、議員派遣結果報告書が、広報広聴常任委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、池北三町行政事務組合議会の平成26年第2回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成26年第2回定例会以降における主な審議内

容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、十勝環境複合事務組合議会の平成26年第2回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、報告済みといたします

次に、議長の動静の報告について。平成26年第2回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

議長（方川一郎君） 日程第5 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 平成26年度普通交付税の算定結果についての報告をいたします。

7月25日に総務省から普通交付税の算定結果の通知が示されたところでありますが、本町は、対前年比3.9パーセント、1億1,868万7,000円減額の28億9,055万7,000円となったところであります。道内におきましては、179市町村のうち171市町村で減額となっており、減額率は、対前年比、北海道町村では4.7パーセント、十勝町村では5.7パーセントとなったところであります。

減額の大きな要因は、交付額の算定方法が変わったことによるもので、単位費用の減額による影響に加え、リーマンショック後の平成21年度に創設されました歳出特別枠の地域経済・雇用対策費が、人口密度、1人あたりの農業産出額、高齢者人口比率等による経常態様補正係数の算定上限が前年度の13.0パーセントから9.0パーセントに引き下げられたことによる影響で3,000億円の大幅な減少となったところであります。

このことは、過疎の市町村ほど減額幅が大きくなり、都市部のような税収の伸びもないため、財政の厳しさに一段と拍車がかかることとなります。

本町におきましては、当初予算額28億2,143万7,000円、交付額28億9,055万7,000円となり、当初予算での財源留保額は6,912万円となったところでありますが、前年度と比較しますと1億1,082万円の減額となっております。

また、当初で財政調整基金等の取り崩し2億円を予定しており、今後の収支見込みから判断しますと、全額基金に積み戻すことはできない状況となっております。

今後、地方財政にとって非常に厳しい状況が想定され、地方財政対策、地方交付税制度改正の動きに注視していくとともに、引き続き財政の硬直化を改善するための人件費、公債費、補助費等の経常経費の削減など、行政改革の推進により財政運営の安定化を図りながら、地域の活性化や諸課題を解決していくための予算の重点化、効率

化に取り組む中で、町民生活に密着した事業の確保と町民が夢と希望を持てる施策の展開を進めながら、町財政の健全化に努め、簡素で効率的な行政組織の実現を図っていく所存であります。町民の皆様を始め議員各位の御理解と御協力をよろしく願いをいたします。

次に、農作物の生育状況について報告をいたします。

本年の気象経過ですが、植えつけ期の5月の気温、日照時間は平年を上回ったものの、降水量は平年を大きく下回り、干ばつ状態が続きました。6月に入り、干ばつ状態は解消されたものの蝦夷梅雨のような天候が約半月程度続き、長雨と日照不足の影響を受けましたが、7月に入り、やや気温が高く、日照時間も多くなってきましたことから生育は順調に推移をしてきました。その後は、気温の上昇とともに害虫の出現が顕著となり一部作物には食害が見られましたが、適期の防除により被害は最小限に抑えられているところであります。しかしながら、今後の気象状況によっては、病害虫の発生が懸念されるところであります。

まず、小麦につきましては、収穫は昨年に比べ順調に進み、8月1日には、収穫作業が終了したところであります。しかし、収量につきましては地帯での差はありますが乾麦で昨年を下回る残念な結果となっております。

9月1日に営農指導対策協議会が実施をいたしました作況調査におきまして、大正金時は、やや良と予想しておりますが、昨日含めて、この長雨の影響が出ないように願っているところでもあります。その他の農作物につきましては、11日に調査を予定しておりますが、豆類、馬鈴しょにつきましては平年並、てん菜はやや良と予想しております。遅速日数につきましては、各作物とも順調に生育が進んでいる状況であります。

また、本年度から営農指導対策協議会で取り組んでおります新規作物試験栽培の加工用トマトにつきましては、順調な生育を示しておりまして本町での栽培特性など現地試験結果を今後、農業者の皆さんに報告する予定であります。

現在のところは、各作物ともほぼ順調な生育で経過しておりますが、最近、ここ数年間は、秋の収穫時に長雨が続くこともありますので、これらがないように願いながら順調なこの収穫を期待をしているところであります。

次に、子ども・子育て支援新制度の準備状況について報告をいたします。

平成24年8月に成立いたしました子ども・子育て関連3法により、早ければ平成27年4月から本格施行が予定されている子ども・子育て支援新制度、いわゆる新制度に向けて、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子どもや子育て家庭を社会全体で支援する仕組みを構築するため、現在、国において急ピッチで作業を進めております。

本町につきましても、平成23年度からスタートしています第6次本別町総合計画で子育て環境の整備を主要課題と位置づけ、家庭や地域の子育て機能の充実など、子

育て支援策の強化を推進することとしております。

現段階での本町における準備の状況といたしましては、昨年秋に町内の子育て世帯を対象といたしましたニーズ調査の結果を踏まえ、平成27年度以降における就学前5年間の子どもの教育、保育や小学生の放課後健全育成対策の必要量の見込みを算出し、その供給量と確保方策について、現在担当において検討しているところであります。

今後、本別カトリック幼稚園や子育て支援関係団体などと十分な協議を重ね、連携を図りつつ、より良い子育て環境の確立を目指し、事業計画の策定作業を進めてまいります。

その他、国が進めております新制度の施行に向けての準備といたしましては、一つに町内に設置される教育、保育施設について、国が定める公定価格及び利用者負担限度額を参考にし、適正な保育料を設定すること。

二つ目には、教育、保育施設を利用する際に必要となる保育の必要性の認定について、保護者の就労時間の下限を設定すること。

三つ目は、既存の保育所の認定区分ごとの定員を設定することなどを始めとして、さまざまな検討課題が山積しておりますが、すべての子どもの最善の利益が実現できる社会の構築を基本理念としながら、昨年11月に設置いたしました子ども・子育て会議で御論議をいただき、すべての子育て家庭が、それぞれのニーズに応じた、子ども・子育て支援サービスを選択できるよう準備を進めてまいります。

また、本年4月30日に公布されました内閣府令、厚生労働省令に伴いまして、幼稚園や保育所などを新設し、平成27年4月から新制度に基づくサービス開始を目指す事業者の新規参入に備えるため、今議会において関係条例を3件提案しておりますので、御審議いただきますように、よろしく願いをいたします。

次に、北海道職員住宅、土地購入及び改修工事についての報告をいたします。

本町におきましては、人口減少による定住促進対策が喫緊の課題となっており、第6次総合計画におきましても重要施策と位置づけております。

しかしながら、本町の住宅事情から一部の方が入居に苦慮されている状況も見られるところでもあります。

このような状況を踏まえ、住宅確保について協議を進めておりましたが、現在の町財政を鑑みると新築による住宅取得は困難な状況でありますことから、国または北海道が所有し、かつ、現在使用していない住宅に着目し調査させていただきました。北海道が所有し比較的新しく購入及び改築費が安価と思われる住宅が本町共栄に所在していましたが、北海道に対し本年2月に購入要望をしたところであります。

この間、購入要件や価格等について北海道と協議を行っておりましたが、今回、双方におきまして条件が整いましたことから本別町共栄9番地41にあります北海道職員住宅、旧保健所職員住宅であります。この1棟2戸及び土地を購入することとな

ったところであります。また、改修につきましては、ユニットバス及び給水管の取りかえ、一部断熱材の入れかえ、屋根塗装等を行うこととしております。

購入、改修後につきましては、町営住宅として供用開始することにより、定住促進対策に寄与できるものと考えております。

なお、今議会に関連予算を提案させていただいておりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、台風11号に伴う被害状況についての報告をいたします。

本州で記録的な大雨をもたらしました台風11号は、日本海を北上し北海道の西の海上で温帯低気圧に変わりましたが、本町では8月10日、午後8時ごろから雨が降り出し、本町を含む十勝全域に大雨警報が発令され、本町の雨量は、降り始めから84ミリに達し、まとまった大雨となりました。

町の対応といたしましては、午後9時に担当職員が登庁し、防災担当課による警戒態勢を取り、気象情報の収集、町内の巡回を実施してまいりました。

その後、午前2時から3時までの1時間雨量が20ミリに達したために、災害発生の恐れがあると判断し、午前4時過ぎまでには関係課長、職員を招集し、土砂災害警戒区域、河川等の巡回、パトロールを実施し、特に、土砂災害警戒区域につきましては重点的に1時間ごとに巡回を行ってきたところであります。

また、午前7時には第2回目の課長等会議を開き、避難準備情報発令基準に達した場合の避難所の開設、避難困難者の対応、輸送バスの確保、食料支給等の確認を行いますとともに、町道、農地等の被害調査を実施してまいりました。

町内での被害状況であります。町道は22路線25カ所で路面や路肩での一部崩壊が見られ、6カ所を通行止めといたしました。8月12日には解除をしたところですが、被害額は、概算であります。約5,772万8,000円で、このうち被害の大きかった1カ所につきましては、緊急に補修をする必要があり、委託料の補正を専決処分しましたので、今議会での御承認を賜りますように、よろしくお願いいたします。

次に、社会保障・税番号制度関連法の対応についての報告をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法を始めとする社会保障・税番号制度関連法が昨年5月31日に公布されました。これを受け平成27年10月から個人番号が付番され、平成28年1月から番号の利用開始及び個人番号カードの交付、平成29年7月からは国と地方公共団体における情報連携が予定されております。

番号制度は、より公平、公正な負担と、きめ細やかな社会保障を実現し、国民の利便性の向上、行政事務の効率化に資するもので、災害時における被災者支援対策としても活用が期待できるものであります。

本制度を円滑に導入するためには、情報連携の根幹を担う住基システム、地方税務

システム、団体名統合利用番号連携サーバーの整備が必要となっておりまして、国においても総務省の予算としてシステム整備のための補助金を措置し、平成26年度、平成27年度の2カ年でシステム等を整備することとしております。

平成26年度分のシステム整備及びマイナンバー法施行に伴う関係条例の整備に向けた、個人情報の洗い出し作業等における関係予算を今議会に提案しておりますので、御審議いただくよう、よろしくお願いたします。

なお、社会保障分野におけるシステム整備につきましては、厚生労働省の予算として措置される予定となっており、今後、国の指示に基づき整備していくこととなりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、十勝圏における消防広域化に向けた検討経過及び状況について報告をいたします。

消防の広域化につきましては、十勝圏広域消防運営計画が本年3月28日策定されたところであります。これを踏まえ、広域化による新たな一部事務組合の設立に向け、組合規約(案)の作成に着手し、署長会議を始め、担当課長会議、7月11日開催の副市町村長会議、7月15日開催の市町村長会議におきまして、組合の名称をとちち広域消防事務組合と定めた規約(案)などについて確認を行ってきたところです。

今後は、各市町村議会への情報提供、並びに議論をいただきながら、12月議会において組合規約について議会提案を予定しているところであります。

本別町のほか18市町村における議会議決が整いましたら、新たな広域消防組合の設置について、来年2月ごろに知事に対し許可申請を行う予定となっております。

また、平成27年度は、4月に統一選挙がありますことから、予定では5月ごろに広域消防組合を設立するとともに、あわせて広域消防準備室を設置し、引き続き平成28年4月の運用開始に向け、各種事務統一などの準備を進める予定としております。

次に、消防救急デジタル無線についてですが、第1次整備、緊急事業分は、昨年12月補正予算で議決をいただき、現在、工事に着手し、局舎及び鉄塔並びにデジタル無線の全国統一波の部分が本年度中に整備される予定であります。

また、市町村が使用いたします市町村波部分の工事であります第2次整備、一般事業分につきましては、工期の確保や運用準備などのため、本年12月議会に補正予算を提案させていただき、繰越明許によりまして平成27年度着工を予定しております。

次に、高機能消防司令センターにつきましては、詳細設計後、10月の中間報告、11月の最終報告を受けまして整備費等の精査を行った上でデジタル無線の第2次整備と同様、12月補正に提案し、繰越明許による平成27年度の整備を予定しております。

なお、平成28年4月の運用開始に向け、局職員の新指令台操作の習熟期間などを充分確保しますとともに、財源につきましても、有利な国の緊急防災・減債事業債を活用する予定であります。

以上、消防広域化に向けた取り組み状況であります。本町としましては、これまでどおり防災体制の機能を低下させることなく、町民の安全、安心の確保をしっかりと見据えながら協議してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様を始め議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたしまして、現段階での経過報告とさせていただきます。

なお、行政報告にかかる詳細な資料等の説明は、議員協議会で予定をしておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、小児科診療体制の変更についての報告を申し上げます。

現在、小児科外来は札幌医科大学の支援をいただき、毎週木曜日及び隔週の水曜日午後の外来枠を設け運営しておりますが、10月より大学医局の医師不足状況などから、月2回の派遣へ縮小せざるを得ない旨の申し入れがあったところであります。

10月からの診療体制は、第2、第4木曜日の午前、午後の外来を予定しております。患者様には大変御不便をおかけしますが、御理解を願いますように、また、今後の診療体制につきましては、大変厳しい状況にはありますが、引き続き診療枠の維持、拡大に向けては努力してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

次に、帯広厚生病院の移転新築計画に伴います運営費補助について報告いたします。

帯広厚生病院の移転新築計画につきましては、平成30年4月に開業を予定しております。これに伴い平成25年5月に北海道厚生農業協同組合連合会から、管内19の市町村長に対し、移転新築にかかる病院本体の建設費210億円のうち3割である63億円の財政支援についての要請があったところです。

十勝町村会としましては、十勝圏における帯広厚生病院の果たす役割は評価するものの各町村とも財政状況が厳しく、数年間での多額の建設費用の負担は困難でありますことから、10月28日に開催をされました十勝管内市町村長と厚生連役員との意見交換の場におきまして、これにかわる支援として病院の不採算医療部門を対象とした公的病院等への助成に関する特別交付税措置を活用し、運営費を助成することについての検討を要望したところ、厚生連として、現病院から新病院への機能継承と未永い病院運営に対する各自治体とのかかわりにより、十勝における中核病院としての役割を果たしていくために、建設費から運営費への財政支援要請に方針転換が示されたところであります。これに伴いまして、十勝町村会として精力的に内容の検討を行いながら、帯広市と支援の可否や支援時の負担割合などについて鋭意協議を行い、帯広厚生病院は第3次保健福祉医療圏、十勝圏の唯一の地方センター病院でありますことから、十勝地域全体、そして35万人の地域住民に何より最大の利益があることなどから、帯広厚生病院に対する財政支援について、年間3億円を上限に帯広市が7割、18町村が3割の負担割合で財政支援する方針を決定したところであります。

支援対象は、不採算医療部門である一つに救命救急センター、二つ目には小児救急

医療、三つ目には周産期医療、四つ目には小児医療、五つ目には精神医療の5部門で、収支不足額を対象に平成26年度から毎年度補助するものでありますが、今後の帯広厚生病院の収支状況や国の制度変更の動向等を注視しながら、随時、検討を行うこととしております。

また、公的病院等への助成に関する特別交付税措置の制度が廃止されたときには、補助も廃止することとしております。

なお、平成13年度から帯広厚生病院救急救命センター運営にかかわる市町村の協力支援は平成25年度をもって終了することになります。

補助金額の算定につきましては、上限3億円とした場合、帯広市が2億1,000万円、町村が9,000万円となりまして、各町村の負担額は、平成24年度の帯広厚生病院の自治体別患者数割が7割と均等割が3割といたしまして算定をし、平成26年度における本町の負担額は452万円となりますことから、関係予算につきましては本年12月定例会で議決いただきたいと考えております。

また、町村会から要望してございました医療連携、医師確保に関する今後の具体的な行動方針につきましては、帯広厚生病院が仮称でありますけれども医療連携協議会を発足させ、そのために事務方で準備委員会を立ち上げることになっております。

以上、帯広厚生病院に対する運営費補助にかかる取り組み状況ではありますが、今後とも、地域の医療機関が連携し、質の高い効果的な医療体制の確保に向けて努力してまいりますので、町民の皆様始め議員各位の御理解、御協力についてお願い申し上げ、帯広厚生病院の移転新築計画に伴う運営費補助についての経過報告とさせていただきます。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

日程第6 承認第3号

議長（方川一郎君） 日程第6 承認第3号専決処分の承認を求める件〔平成26年度本別町一般会計補正予算（第11回）〕についてを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 承認第3号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

平成26年度本別町一般会計補正予算（第11回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、去る発生いたしました台風11号による大雨で、町道美帯横断道路が被害を受け、車両の通行に支障をきたすため、早期復旧が必要となることから、こ

れに要する経費について、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ282万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,330万5,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

歳出であります。11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費13節委託料282万8,000円の補正は、災害復旧のための調査設計委託料でございます。

次に、歳入であります。10款1項1目地方交付税205万2,000円の増額は、歳入歳出の差額分を計上したものであります。

次の14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金77万6,000円の補正は、歳出で説明いたしました災害復旧の調査設計をがんばる地域交付金を活用して行うものであります。

以上、平成26年度本別町一般会計補正予算(第11回)の専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、承認第3号専決処分の承認を求める件〔平成26年度本別町一般会計補正予算(第11回)〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号専決処分の承認を求める件〔平成26年度本別町一般会計補正予算(第11回)〕については、報告のとおり承認されました。

日程第7 議案第62号

議長（方川一郎君） 日程第7 議案第62号平成26年度本別町一般会計補正予算（第13回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第62号平成26年度本別町一般会計補正予算（第13回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、社会保障、税番号制度、いわゆるマイナンバー制度導入に伴う条例整備及びシステム改修事業、予防接種事業、農地情報公開事業、太陽の丘通り道路改修工事、北海道職員住宅購入及び改修事業の追加、諸統計調査事業の確定による調整、身体障害者等の扶助費の増額及び予算の組みかえなどが主な内容であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,616万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,008万5,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明をいたします。

9ページ、10ページをお開きください。

2、歳出でございますが1款1項1目議会費14節使用料及び賃借料18万5,000円の補正は、バス借上料で、時間及びキロ併用制運賃方式移行による料金改定に伴うものであります。

次の2款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料388万8,000円の補正は、平成27年10月に国民に番号付与し、平成28年1月から利用開始するマイナンバー制度導入に対応する、特定個人情報の洗い出し等の関係条例整備に伴うものであります。

次の8目企画費15節工事請負費中本別テレビ中継局非常用電源設備設置工事65万6,000円の減額は、事業確定によるものであります

下段の本別テレビ中継局受信ケーブル交換工事96万2,000円の補正は、受信アンテナから受信設備までのケーブルに不具合が生じたため更新するものであります。

次の10目電算事務処理費13節委託料1,994万8,000円の補正は、先ほども申し上げましたマイナンバー制度導入によるシステム修正に伴うものであります。

次の段、5項統計調査費2目諸統計調査費15万4,000円の補正は、世界農林業センサス等の諸統計調査事業の確定によるものであります。

次のページをお願いいたします。

上段、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費20節扶助費490万6,000円の補正は、知的障害者の利用増によるもの。

次の23節償還金利子及び割引料463万円の補正は、障害者医療負担金等、実績に基づき精算するものであります。

次の2項老人福祉費2目養護老人福祉施設費18節備品購入費19万2,000円の補正は、老朽化した食卓テーブル4セットを更新するもので、次の3目介護保険費28節繰出金108万3,000円の補正は、介護サービス事業特別会計繰出金で、パート等賃金、代替賃金等の調整を図ったことと、使用不能な洗濯機1台、掃除機1台の更新、入浴用移動椅子1台及び冷凍庫1台を購入するもので、先ほど説明しました食卓テーブル4セットと合わせて寄付金で賄うものであります。

次の4款衛生費1項保健衛生費3目予防費13節委託料554万8,000円の補正は、予防接種法の一部改正により10月1日から、小児水痘ワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチンの接種が定期接種となったことによるものであります。

次のページ、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費13節委託料64万8,000円の補正は、農地法の改正により農地台帳及び地図等の農地情報を公開することになり、システム等を改修するものであります。

次の5目農地費14節使用料及び賃借料75万円の補正は、8月11日発生しました台風による被害を受けました明渠排水の整備によるものであります。

次の6目営農用水管理費11節需用費54万円の補正は、勇足西浄水場次亜塩素注入ポンプを修繕するものであります。

1つ飛びまして、8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費15節工事請負費4,200万円の補正は、別紙の予算説明資料1ページをお開きください。

道路改良単独事業ですが、右側、補正事業説明の欄は、町道太陽の丘通り、延長206メートルの改良工事で、事業費4,200万円であります。

左側の財源内訳ですが、事業費は4,200万円で、その他は、地域の元気臨時交付金で3,481万円、一般財源は719万円であります。

予算書にお戻りください。

13ページ、一番下段にあります5項住宅費1目住宅管理費956万4,000円の補正は、本別町共栄にあります北海道職員住宅、旧保健所住宅1棟2戸を購入及び改修し町営住宅として活用するもので、15節工事請負費609万円の補正は、住宅改修工事を行うもので、次の17節公有財産購入費347万4,000円の補正は、土地及び住宅を購入するものであります。

次に、5ページ、6ページにお戻りください。

1、歳入です。10款1項1目1節地方交付税4,041万7,000円は、歳入歳出の差額分を計上したものであります。

次の14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金中、自立支援医療給付費負担金291万3,000円の増額は、障害者等の自立支援医療給付費が国庫負担金交付要綱の変更により科目変更するもので、次の介護給付費等負担金46万2,000円の減額は、利用者の増と科目変更により減額されたのを精査したことによるものであります。

次の2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金中、社会保障、税番号制度システム整備費補助金606万6,000円の補正は、歳出で説明いたしましたマイナンバー制度システム導入に対する補助金であります。

次の15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金1節社会福祉費負担金122万6,000円の増額は、利用者の増によるものであります。

次の2項道補助金5項農林水産業費道補助金1節農業費補助金64万8,000円の増額は、歳出で説明いたしました農地情報公開システム整備事業に対するものであります。

次のページをお願いいたします。

7ページの中ほどにあります18款繰入金2項基金繰入金12目1節公共施設等整備基金繰入金3,968万8,000円の増額は、地域の元気臨時交付金を活用し、町道太陽の丘通り改良工事及び旧北海道職員住宅改修工事を行うものであります。

次の13目1節個性あるふるさとづくり基金繰入金50万円の増額は、寄付者の意向により、老人ホーム指定の備品購入にあてるものでございます。

次の20款諸収入5項雑入2目1節過年度収入278万5,000円の増額は、過年度分の障害者自立支援給付費の実績によるものであります。

歳入を終わらせていただきまして、4ページをお開きください。

第2表、地方債補正であります。1、変更。起債の目的、過疎対策事業、これは、事業量、事業費等の減額により限度額を変更する内容であります。

補正前限度額2億4,300万円を補正後限度額2億4,270万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上、平成26年度本別町一般会計補正予算(第13回)の提案説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

阿保静夫君。

10番(阿保静夫君) 歳入歳出一括ということですが、歳出のほうで伺います。

12ページ一番上の扶助費496万円と言っていました。490万6,000円だと思います。確認したいと思います。

10ページですが、いわゆるマイナンバー制に伴う補正の中身です。歳入のほうにもありますけれども、10ページのほうで伺いたいと思います。

まず、私は同じようなものかというふうに認識しているのですが、いわゆる住基カードのときにも若干議論があって、現時点ではちょっとわからないのですが、住基カードを導入しない自治体もあったやに聞いております。本町においては住基カードの利用というのはあまり進んでいないというふうに受け止めていますけれども、今回もカードをつくっていくということで、具体的にはどんなふうに使われていくのかと

いうことを第1点、伺いたいと思います。

それから、個人情報の洗い出しという説明だったと思いますが、これも住基カードのときに同じような話があったのですが、どんな個人情報を洗い出しカードに入れて行くというか、そのカードでそういうものが出てきたりするのかなというふうに想像するわけですが、活用法などについて伺いたいと思います。

それから、実際の運用になった場合に、例えば阿保静夫、何番、ということになると思うのですが、阿保静夫があっという何番が、番号一つ違っていたらその申請書類等は無効になるのかどうなのか。逆に言えば、本町の人口規模の中で、そのような番号の扱われ方が本当に必要なのかどうなのかということも含めてですね、それ以上言うと一般質問になってしまいますので、実際の運用上、名前はきちんとあっている、住所もあっている、電話番号が入るかどうかわからないけどもあっている、このマイナンバーが1個違うということで、いろんな書類や手続き等に運用するとき、もう1回ちゃんとやり直ししなさいという話しになるのかどうなのか、そうなるとかえって行政の事務的な障害とは言いませんけども、そういうことがつかえることになるというふうに思うわけですが、どのようなものなのかを伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 12ページの扶助費の説明で、490万6,000円が正解でございます。訂正をお願いいたします。

議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

企画振興課長（川本秀二君） お答えをいたします。

マイナンバーの使い方ということで、まず1点目、御質問をいただきました。この部分につきましては、国で、大きく三つあげておりまして、社会保障制度、税制、災害対策ということでございまして、社会保障制度につきましては、医療、介護、福祉、労働保険の資格取得確認に利用をするということになってございます。

また、税制につきましては、国税の確定申告書にナンバーを記載する、届け出書、調書等に記載をするということになります。

また、災害対策でございますけども、被災生活再建支援金の支給事務、被災者台帳の作成事務にそれぞれマイナンバーを記載して活用をしていくということになるかというふうに思います。上記のほかに社会保障、地方税、防災に関する事務、その他これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを活用していくという、今のところそういうお話しで国のほうから説明を受けているところでございます。個人ナンバーにつきましては、住民票を有するすべての方に一人一番号をマイナンバーを居住地の市町村長が指定をして交付するという、そのスケジュール等については、また後ほどお話しをさせていただきますけども、27年10月から町民の方に交付をしていくということになるかというふうに思っております。個人番号カードというのがございまして、これにつきましては、希望者に対して顔写

真がついたＩＣカード、個人番号カードが交付されるということになるかと思いません。このカードには、氏名、住所、生年月日、性別、それとマイナンバー、顔写真が記載されるということになるかと思いません。これについては、本人の確認書でございますので、身分証明書としても活用がされるということになるかというふうに思っております。

３点目に御質問がありました番号が違う場合、無効になるかということでございますけども、国のほうは番号を、例えば税の場合、申告書に番号を記載するということになりますので、個人と番号が違う場合については、後ほど訂正されるか、そういった部分の問い合わせで修正されるかというようなことになるかと思いませんけど、番号自体は一生のものでございまして、途中で番号をかえるということにはならないというふうに聞いてございます。

２点目の質問でございますけども、これについては、総務課長のほうから答弁ということになると思います。

議長（方川一郎君） 答弁、大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 法整備に対する洗い出しの部分でございますが、マイナンバー法は個人情報を取り扱う法律となっております。このことから特定個人情報の保護が定められております。今回、委託する業務内容としては、特定個人情報保護評価を行うための準備作業があります。本町において事務を取り扱いをしているすべての個人情報を洗い出しし、その事務内容をデータベース化、ここから見出されました個人情報が特定個人情報に該当するか否かを判断し、評価を行うための基盤整備を図っていくものです。現在、本別町で個人情報の取り扱い件数は１，２００件以上になっております。その洗い出し作業が再度出てくるかと思っておりますし、この特定個人情報評価を行わなければ特定個人情報を保有することができないことになっておりますので、この形で委託を進めて行くということになります。以上でございます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

１０番（阿保静夫君） 住民票の関係とか、例えば具体的な引っ越しの移動のとき何かには、今の住基カードがあるとすぐできるという話も聞いていますし、私は行っていませんけども税申告も住基カードがあると、いわゆるパソコンでやれるという状況で、そういうことを活用している方もいらっしゃるの十分わかっていますけれども、ただ、今個人情報のところで説明を伺って一つ疑問に思ったのが、わからないのが、特定個人情報か否かを評価するという表現だったと思いますが、これは誰がやるのですか。誰が評価するのですか。評価基準というのはあるのですか。

議長（方川一郎君） 答弁、大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 特定個人情報の評価というように今、御説明をいたしましたが、特定個人情報というのはですね、町が保有している個人情報にマイナンバーをつけていいかどうかという評価になります。その個人情報の部分を全部洗い出しを

して、実際この部分については、いいか悪いかという判断をしていきますので、その評価をしていくのは、担当、町部局の部分もありますし、これから国からも具体的な施策が示されてきますので、その中で調整をして評価をしていくということになります。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 特定個人情報ですから、本来、行政上、不要な情報だというふうに思うのですが、そういう考え方でいいのかどうなのか。そして、そういうことを、これは特定情報だからいらぬよとか、これは特定情報じゃないからこのカードの中に入るといふか、データとして入れますよとかという、その判断は、今最後のほうで国が一定の基準を示すような趣旨もあったのですが、そこまで個人の情報を管理していくということに、ちょっと疑問を感じざるを得ないから、ちょっと疑問点として聞くわけです。その点、伺います。

議長（方川一郎君） 答弁、大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） カードの中にはですね、その個人情報の、最低限の住所、氏名だとかは入ってきますが、それを使って、いろんなことには使えますが、町が持っている情報を入れるということではございませんので、そこをお願いしたいのと、最終的には、国が設置をいたします特定個人情報を保護委員会において認定されるということになります。

議長（方川一郎君） ほかに。

高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 2点について、お伺いしたいと思います。

まず11ページ、12ページの衛生費で予防事業、10月から法改正になって、小児、高齢者の水痘ワクチン、肺炎球菌ワクチンというふうに聞いたと思うのですが、定期接種ということになります。この定期接種になるということは、当然、これらの罹病する人たちが全国的に多いという経過だと思うのですが、本町において、このワクチンの関係する病気の罹病というのは、どういう状況になっているのかお伺いをします。もう一つ、既に定期接種はしていなくてもそれぞれのワクチンも接種をしている方がいると思うのですが、この間、副作用の問題というのはなかったのか、その点についてお伺いします。

14ページの今の説明ですと、農林業の農地費の借り上げ重機械とかかわるかどうかかなのですが、先ほど、専決処分の承認で、美帯の横断道路の調査設計をやっていきますね。その調査設計に伴う工事というのですか、それについては、今回の補正予算の中では、どこに計上させているのか、また、今後、どういう進め方をしようとしているのかお願いします。

議長（方川一郎君） 答弁、吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） 今まで取り組んできました予防接種につきましては、

それぞれ適正に案内をし周知もしながら受けていただいております。副作用につきましては今まで、本町においてはありません。

議長（方川一郎君） 答弁、能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖豊君） お答えをさせていただきます。

美帯横断道路の災害ということでございますが、これは調査費を専決処分いたしまして今、調査をしている状況でございます。これにつきましては、災害ということで災害の査定を受けまして、そのあと、臨時議会になりますか、日程によっては定例会になりますか、査定を受けたあとに工事費の補正をしたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 1点目ですけども、今回、10月から定期接種になったという背景には、恐らく罹病者というか、多いから定期的に、今までは希望者だけだったのかもしれないけれど、そうではなくて、定期にきちっとやろうということになったのではないかというふうに思っているのですが、そういう背景は、そういうことでいいのか。それと、その背景がそういうことであるということもあるとしたら、本町で、例えばこの肺炎球菌ワクチンをする肺炎とか、さらには水痘ですから、その発生率というか、そういうのは、例えば多いということになっているのかどうか、そのことを、その受け止め方を聞きたいと思っています。

それと、2点目ですが、専決処分、災害ですから、一定のそういう調査は先行をしてやるわけですけど、単純に考えれば今言うように災害の何か査定をしなければだめだということですが、急いで設計をするということは、急いでやらなければいけないのではないかという、そういう思いがあるわけですけども、そういう意味でいうと、なるべくやるということから言うと、今回の補正予算ということにはならないのかもしれないけれども、今、臨時の話も出ましたが、そういう考え方でよろしいのかどうか、もう一回確認します。

議長（方川一郎君） 答弁、能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖豊君） 災害の部分でお答をさせていただきます。災害というのは、災害査定と言いまして、査定官が現地を見て判断をいたしまして、うちのほうで被害額を災害の申請をいたします。とりあえず9月5日に最終の被害報告を、これは概算でございますが、してございます。そのあと、日程といたしましては、災害査定ということになりますか、これは通常で行けば、こういうような状況であれば、大体10月の予定ということでございますが、近年の局地的なゲリラ豪雨等で北海道等もかなり災害等も発生しておりますので、それは査定官の状況次第で、その時期が若干ずれ込む可能性はございます。あくまでも災害査定を実施した中で査定官が朱入れと言いますけどもうちの申請に対して、これはいいですよ、ここは切ってくださいだとか、そういうような災害の査定がございまして、その査定後に実質的な金額が、工

事費が決まるということでございますので、その査定を受けない限りは、ここで補正するだとか、そういうことはならないということでございます。

それと、災害の緊急度、査定官が指定する緊急度ということでございますが、AからCまでございまして、Aについては、大体国道だとか主要道道、そういう部分については緊急度Aということでございますし、町村についてはBかCということでBであれば今年度中の施工というふうになりますけども、それも査定官が指定する部分でございまして、今の段階でちょっとお答えできるような、そういう段階ではございませんので、よろしく申し上げます。当然、災害査定に向けまして、そういう申請額とかそういうのを出さなければなりませんので、そういう委託費用を増額補正させていただきまして、専決処分をさせていただきまして、その設計をした中で工事費を積算して、それを査定してもらうという段取りでございまして、以上です。

議長（方川一郎君） 答弁、吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） お答えをします。

今回の水ぼうそうにつきましては、乳幼児を中心に毎年、これは日本全国ですけれども100万人が発病するということが多く、多くの子どもが発病するため、大した病気ではないというふうにも考える人も少なくないであります。しかし、中には重い合併症あるいは死亡につながる例もありまして、特に、持病のある子どもには深刻な影響があるということから定期接種の対象に加わったものであります。高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましても、高齢者の死亡原因の上位を示しておりますので、本町におきましては、今回、定期接種になりましたけど、本町におきましては、既に平成23年度から肺炎の罹患を防ぎ死亡等の危険性を減らすために、65歳以上の方、希望者全員に対して費用の半額助成をしております。今回、制度が改正されますけども本町におきましては、これまでどおりワクチン接種を希望される方、全員に対しまして、それと新たに65歳になられる方を対象に加えて希望者全員に費用の半額を助成して取り組んでまいりたいということでありまして、以上です。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 2点目について確認の意味でも聞きたいのですが、そういうシステムですから、それはそれで理解をいたしましたけど、ただ、災害になりますと当然、それによって支障をきたすということがあるわけですよね。それは、普通は今のシステムからいくと応急処置等を含めてやって、なるべく支障のないようにするということになると思うのですが、その点について今回、そういうような状況なのかどうか、確認の意味でお聞きしたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖豊君） 被害状況というか、今の現状についてお答えをさせていただきますが、美帯横断道路の一部、のり面が崩れているということでございまして、道路の路肩といたしまして、舗装している部分から50センチ程度、路肩という部

分がございまして、それが上幅で大体5メートルほど崩れております。舗装につきましても若干、10センチだとかその程度でございまして、その辺も崩れてございます。深さにつきましては約15メートル程度、その一番広い部分でございまして、大体20メートル程度ののり面が、ほとんど直角になるぐらいの形で崩れてございまして、現況は、バリケードを張りまして片側交互通行という形で両サイドに標識を立ててございます。バリケード自体は、道路の舗装面から約1メートルぐらいのところに立っていますので、片側交互通行で十分通れるかと思っております。応急処置でございしますが、それはちょっと、かなり法面が崩れていまして、ここで応急処置をして直せられるような状況ではございませんので、災害査定を受けて、その中で工法を、工法の検討は査定前にするのでございまして、そういう部分で、どういうふうのにり面を復旧するかというような、そういう工法を検討して災害査定を受けて金額を決めるといふ、そういうようなこととございまして。以上です。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 8ページの下の方ですけども、諸収入で20款、不妊治療費助成金返還金7万1,000円とありますけれども、これは、一度対象の方にお金を出したけれども、それが戻ってきたという意味なのでしょうか。ちょっとわかりませんので説明をお願いいたします。

議長（方川一郎君） 答弁、吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） お答えをします。

これは、不妊治療をされた方の申請額に対して、こちらのほうで計算誤りによって町の補助金を多く支出してしまったということで、確認をした結果、多く支出したことにより返還金を、お金を戻していただいたということとあります。以上です。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） この種の支出というのは、簡単に言えば領収書をもって受付をしてお金を出していると思うのですが、それでも間違ったという意味なのでしょうか。

議長（方川一郎君） 答弁、吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） これは、例えば本人の負担が20万円かかるとします。20万円の領収書を持って来たとします。北海道の助成は、その20万円から15万円を出します。残りは本別町が出すので、5万円ということになりますけども、単純に北海道の助成が15万円なので、2分の1ということになりまして、少し多く出してしまったと、ちょっと計算の誤りでしたということで返還していただきました。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 伺っていると微妙と言いますか、ちょっと間違ったということではないと思うのです。やはり皆さんが納めておられる税金の中から支出をしているわけですから、もう少し慎重にやっていただくということが当たり前であります。

し、それは、係のほうで気づいたということなのだろうと思います。それがもし気づかなければ、そのままという可能性だってあるわけですから、もう少し慎重にやっていただけないかと思いますけどいかがですか。

議長（方川一郎君） 答弁、吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） 非常に申し訳なかったというふうに思っていますし、今後、二度とこういう誤りがないように受付の段階できちんと確認をして事務的に進めていきたいというふうに思います。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 14ページについて1点だけ。土木費の工事請負費でございますが、先ほど総務課長の説明もありましたように、説明資料、これは太陽の丘の野球場の横の道路かと認識してございます。この図面を見ますと高校側のほう、白地になってございまして、これは想像するに当初予算で計上しているのかなと思います。何を聞かなければならないかと言いますと、この4,200万円、今回、予算計上し、実施することによって、この道路が今年度で完成するのか、まだ残る部分があるのか、なぜ当初から予算的に見なかったのかについて見解を求めます。

議長（方川一郎君） 答弁、能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖豊君） お答えをさせていただきます。

予算説明資料の中で、今回図示してございますが、起点部分について抜けてますというか、色塗りしてございませぬが、これにつきましては、当初予算で教育費の予算で野球場の環境整備ということで予算を計上してございまして、その中で、駐車場と流末の整備、それと起点部分から71メートルの道路改良及び一部舗装を当初予算のほうで計上してございまして。今回、今年度で完成かということでございまして、当初予算のあとの続きから最後のこの道路につきましては、改良につきましては完成をいたします。ただ、舗装につきましては一部残るというふうに考えてございまして。

それと、当初からなぜ上げなかったかという質問でございまして、今回の道路事業の補正につきましては、総務課長の説明の中でもありましたが、地域の元気臨時交付金を充当してございまして、これにつきましては今年度、最終年ということでございまして、道路事業費4,200万円のうち3,481万円が地域の元気臨時交付金を充当しております。この交付金につきましては、平成24年度の補正予算で国から本町に交付された額のうち平成25年で実施した残りの分を公共施設等整備基金に積み立ててございまして、その分を使って今回、道路事業を行うということでございまして。そのほうが本町にとって有利ということで、今回補正対応してございまして。以上でございます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

始めに、原案に反対者の発言を許します。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 予算書10ページの、先ほど質問しました、いわゆるマイナンバー制度の導入にかかわる一連の提案について、その部分のみなのですが、反対の立場で討論をしたいと思います。

私自身は、阿保静夫という名前なのですが、いろんな番号に囲まれています。組勘ナンバー始め、携帯番号等いろいろ、そんなものに囲まれています。ただ、あくまでも私は阿保静夫という個人であって、そういうことでいろんな判断をしていたきたいといつも思っておりますが、今回、国が求めているのは、先ほど説明にもあったように、一生その番号を使うということで、個人判断の、個人識別の一つに手段にしていくということが大きな目的の一つだというふうに思っています。もちろん今の役場や社会保障等の事務事業の中で、その番号をきちんと記載することによって間違いのない事務が行われていくということは十分に理解されるわけですが、先ほどらい、個人情報もその中にいろいろ入っていくということで、質疑だったものから十分なやり取りができなかったのは残念なのですが、前の住基カードのときにもこの部分、答弁がなかったのですが、いろんな情報を入れて、いくつかのところで活用されているというのは十分承知していますけども、非常に個人情報が必要なのかどうかということに疑問を感じています。国としては、もうここずっと国民を番号で管理したいという発想がですね、ずっとあったわけです。それで、昨今の国の事情を見たときに、非常に危険な臭いもするというふうに私は考えております。ですから、これも先ほど伺ったけども答弁としてなかったのですが、質疑ですから3回しか聞けなかったのですが、住基カードのときには、それを拒否した自治体も一例か二例あったというふうに記憶しておりますけども、今現在、それがどうなっているか、ちょっとそこまではわかりませんが、拒否するものであればしていただきたいという気持ちもあります。それから、人口8,000人のこの本町において、番号で管理しなければならないというようなことは、私は基本的にないというふうに思っております。国からのいろんな行政的な指示ですから町村として受けざるを得ないというような立場も当然あるというふうには思いますけれども、非常に危惧する面が私はあるように思っていますので、この部分についてのみですが、私は、この点について反対をしたいというふうに思います。

議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第62号平成26年度本別町一般会計補正予算(第13回)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第62号平成26年度本別町一般会計補正予算(第13回)については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第63号

議長(方川一郎君) 日程第8 議案第63号町道幸栄橋道路幸栄橋橋梁補修工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 議案第63号町道幸栄橋道路幸栄橋橋梁補修工事請負契約について提案理由の説明を申し上げます。

町道幸栄橋道路幸栄橋橋梁補修工事請負契約締結にあたりまして、予定価格が5,000万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、町道幸栄橋道路幸栄橋橋梁補修工事で、工事内容は、幸栄橋の上部の桁を吊りながら現在傾いている橋脚1橋をつくりなおし、上部の桁を元に戻す工事でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約で、指名委員会は平成26年7月28日に開催し、指名業者は、株式会社野田組、株式会社本別建設工業、株式会社岡崎組、中前建設株式会社、小川、千田、経常建設共同企業体、山中、楠茂、経常建設共同企業体、鎌田、井上、経常建設共同企業体の7社を選考いたしました。

平成26年7月30日に指名通知を行い、平成26年8月21日に入札を執行しております。契約金額は1億1,026万8,000円で、入札回数は1回で落札をしております。

契約の相手方は、中川郡本別町北3丁目5番地9、株式会社野田組、代表取締役、
でございます。仮契約は、平成26年8月21日に行っております。工期は、

着工が本契約の日から7日以内で、完成は平成27年3月25日でございます。

以上、議案第63号町道幸栄橋道路幸栄橋橋梁補修工事請負契約についての提案にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第63号町道幸栄橋道路幸栄橋橋梁補修工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号町道幸栄橋道路幸栄橋橋梁補修工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

散会宣言

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のために申し上げます。

明日9月10日から16日までの7日間は休会であり、9月17日午前10時、再開であります。

これをもって、通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は9月11日正午をもって締め切ります。質問のある方は締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣言（午前11時34分）

平成26年本別町議会第3回定例会会議録(第2号)

平成26年9月17日(水曜日) 午前10時00分開議

議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

出席議員(12名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	黒田匡君	総務課長	大和田収君
農林課長	工藤朗君	保健福祉課長	吉井勝彦君
住民課長	千葉輝男君	子ども未来課長	井上松子君
建設水道課長	能祖豊君	企画振興課長	川本秀二君
老人ホーム所長	岩城幸宏君	国保病院事務長	毛利俊夫君
総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	高橋優君
教育委員長	水谷令子君	教育長	中野博文君
教育次長	佐々木基裕君	社会教育課長	安藤修一君
農委事務局長	山本光明君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田収君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 鷺 巢 正 樹 君

総務担当主査 松 本 恵 君

総務担当主任 塚 谷 直 人 君

開議宣告（午前 10 時 00 分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第 1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長小笠原良美君、御登壇ください。

議会運営委員長（小笠原良美君）〔登壇〕 おはようございます。

報告いたします。

議会の運営に関する事項、意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに 7 件の提出がありました。釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書、手話言語法（仮称）の制定を求める意見書、2015 年度予算、介護、子供の充実強化を求める意見書、オスプレイの配備、訓練地域拡散に反対する意見書、電力料金の再値上げ認可を行わないよう求める意見書、以上については、19 日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

次に、提出議案の取り扱いについて申し上げます。

提出議案中、認定第 1 号平成 25 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてないし認定第 9 号平成 25 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上 9 件の議案については、議長及び議会選出監査委員をのぞく 10 名の委員で構成する、平成 25 年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして、閉会中の継続審査とする取り扱いを予定いたしました。

以上、報告といたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

日程第 2 一般質問

議長（方川一郎君） 日程第 2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

10 番阿保静夫君。

10 番（阿保静夫君） 議長のお許しがありましたので、1 問について一般質問を行います。

バイオマス活用の考え方はということで伺います。

この間、十勝管内、道外のバイオマスプラント各施設の視察を行政、議会常任委員会と一緒に実施をしてきましたが、今後の方向性について伺います。

鹿追町は、町がつくった施設、バイオマスプラント家畜ふん尿対策、におい対策、そして研究としてチョウザメの施設を併設しているというような状況です。土幌町は、酪農家がスラリーといういわゆるふん尿対策ということで、これは必要に迫られているという雰囲気は伝えていましたが個人でやっております。新潟県村上市は、民間が施設をつくって実施をしています。自分のところの水田などに、できた肥料を使ったり、あとは併設している温室ハウスでパッションフルーツという南国果物を聞くとところによると非常に高く売っているというふうに聞いております。宮城県は、公設公営で、これはしっかりした施設だなという感覚を持ちましたが、ここは公設公営ですので、子供たちの体験農場等、それから自分のところの町で出る汚泥対策ということで、主な仕事としてやっているということがわかりました。さらに、南三陸町は、これは訪問という形だったのですが、あのようなことで下水処理等が非常に困難な状況になっているので、この際、バイオマスを活用した生ごみや汚泥処理等をやろうというようなことを伺ってきたところです。

これらについて、既に御承知かと思えますけれども、今議会の初日に諸般報告の中に委員会報告としてまとめて出されておりますので、行った委員の皆様も共通認識だというふうに私も思っていますし、あの報告書の域を出るような考え方を基本的には持たないのですが、ただ、私個人のいろいろな考え方もありまして、そのことを今回、一般質問の中で町長に伺いながら所信を伺っていきたいというふうに思っております。

まず、 ですが、本町におけるバイオマスプラント建設の必要性、必然性についての考え方を伺いたいと思います。

報告書にもあるとおりなので詳しく述べませんが、乾式、湿式、あるいは民营、公設公営など、方式や設置形態で建設の費用が大幅に違うということがわかりました。乾式と湿式では倍違うということもわかりました。そういうことの中で、施設の運用が大きく変わるということを勉強してきましたし、そういうふうに考えております。

特に、公設は収益事業ができない等の前提が大きな課題です。いわゆる、主な収益事業は基本的には売電です。土幌の酪農家の例だと、ざっくり言うと10年ぐらいで元とるような売電の金額が1億数千万円の施設に対して、補助も受けながらですが売電で大体10年ぐらいで元がとれるというような表現でよろしいでしょうか、そういうような施設でした。

それと比べると公設というのは、そういうことがなかなか現時点では難しいというふうに捉えていますけれども、そういう問題というか課題があるというふうに思っています。

また、計画を進めるとした場合の説明責任は、これはもう当然のことなのですが、なぜこれが必要なのかということは、これは町民の皆さんにわかりやすく説明をしていかなければならないし、また、その必要性、最初に戻りますが、必要性というものをしっかりと捉えたことで動いていかなければならないというふうに私は思っ

ています。その点について伺いたいと思います。

二つ目ですが、ぜひ議論の場をつくって、今後の方向性をまずは話し合いという形の中で進めていっていただきたいというふうに思うのです。視察に研修した私たちも、その委員会は新しい議会になったので、偶然、その行ったメンバーが担当の常任委員会にいないという状況があるのですけれども、町民の皆様のお金を活用、いただいて研修、視察してきて、一定の報告もしたという中では、今後のそういう話し合いもぜひ継続的にやっていくべきかなというふうに思っております。

副町長が全体の責任者という形の中で行かれて、何とかそういう場もつくりたいという話も当初あったのですが、なかなか議会の選挙もあつたりしてできなかったのですけれども、やはりそういう場を何回か設けて、それぞれの委員も思うところがあるし、報告書に一定の方向は意見は出しているのですけれども、やはり生の声でいろいろ話し合う機会が必要だというふうに私は思います。

さらに、これは技術的なことが非常にかかわる問題ですから、専門家の意見を聞く機会とか、あるいは先ほどいろいろ申し上げた、既に行っている施設の関係者などの意見や状況などを聞く場を今後設けて、一定詰めていくということが必要ではないかというふうに思います。

以上、2点について伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員のバイオマスの活用の考え方についての質問の答弁をさせていただきますが、本町でバイオマスを何とか設置できないかなと一番先に考えたのは、実は汚泥なのです。下水道汚泥を当初、5件の農家の皆さんに協力いただいて、汚泥を全部処理していただきました。なかなか、処理をしていただくのにもおいがきついし、べたつくし、露天ですから、ちょっと雨が降ればしばらく扱えないと、また機械や何かも、あれを扱うには大変、苦勞をするということを含めて、現在は5件から3件に減りました。

その3件の方々も大変な御苦勞をいただきながら、御協力をいただいているのですが、それぞれ事情も聞きながら、いつも連携をとりながら効果などなど含めては非常に評価はあるのですけれども、何といても扱いづらいのは、周辺にも迷惑を及ぼすというようなところも中にはあって、何とかならないかと考えていたのが実は一番最初なのです。

それと、3町のこのごみの処理も御案内のとおり一応、28年までがこの3町での処理の期限として、29年からは基本的には帯広にということだったのですが、今、おかげさまで3町はもう少し余裕を持って、30年ごろまでは埋め立てを含めて3町でまた事業運営が継続できるだろうと、このような見通しの中で、それでも帯広への一本化ということで、それぞれの当初の計画どおりの、それは進めていかなければならないことなのですが、そのときに果たしてそれまでのコストが必要なのか、コスト

がかかるということを含めていかなものかなということも含めてありました。

もう一つは、やはり今、この処理をしているものについても、もちろん近隣で処理をしていただくようになったのですが、畜産の部分がいろいろな国の政策も含めて堆肥舎ができました。堆肥舎、非常に申しわけないけれども、あの堆肥舎でこの堆肥ができ上がるというようなことにはなかなかかなりづらいという構造になっているということは当初から、コンクリートで固めて発酵するというのは非常に時間がかかることですし、一番大事な液肥がみんな流れ出してしまうものですから、尿だねがあるわけでもないですし、言ってみれば何割かはほかのものに使われていると、このような実態があって、道議会で問題になるようなぐらいのことです。これも現場を知らない人たちの机上の計算なのかなと、そんな気がずっとしてきました。

でも、何とかならないかなと思ったのですが、この質問にありますように鹿追だとか、土幌は早くから取り組んでいるのですが、これはもう大規模なのですね。何千トン規模というぐらいなところでやっていくとか、そういう大きな規模ですから、これは到底、二十数億もかけてやることもできないですし、ランニングコストも半端ありませんし、いざ故障になるとヨーロッパから技術屋さんも、部品も調達しなければならないということですから、大変、時間も暇もかかると、お金もかかるということでありまして、また、その後の今度、改修のときにはどうするかと、いろいろなことをずっと模索をしてきました。

また、こればかりでなくて木質のバイオマスなどを含めても林野庁との協議を含めて、連携もしてきましたし、また、バイオマスを推進しているコンサルの皆様方の御協力をいただきながら、その研究も進めてきました。

一番大事なものは、何とかこの本町の汚泥のにおいを消すことができないかということが実はもう10年近く前から研究をしてきました。なかなか、いろいろな方式があるというのですけれども、あれだけの大量のものがにおいが消えるということはなかなかないですね。そこで、産業セミナーで出会ったのが新潟県村上市で個人的に開発をしたという開成社の乾式のメタンの発酵技術でありました。これだったら何とか、今までの願いが叶うなということで、実は一昨年3月24日に公民館でこの研修会を3町の方々も含めて研修会を実施させていただいて、また、これがテレビ報道されるだけの、それだけの技術を持ったそういうプラントでありましたから、その話もありました。

それら含めて、議会にも何度かお話をさせていただいて、一緒に研究をさせていただきたいということで申し入れをさせていただいたのですが、議会のほうもまだまだ議会としては十分な学習もしなければならぬし、いろいろな研究もしてから、それから調査に赴くということの御協力をいただきながら、そういういろいろな研究、また協議を重ねて、最終的には今、御質問のように職員と一緒に視察に行っていたのであります。独自でやる、補助を一切もらっていない独自でやる、この乾式の

プラントと、さらにまた公的に設置した大きなプラントということで、それぞれ村上市と、また新潟と両方見ていただきましたけれども、それぞれ利点があるところではありますが、ただ、この中でどう選択するかというのは、これからは本町の決定でありますから、質問にありますようにどうするかということは、今まで申し上げてきた部分の本町に一番適したバイオマスをつくるにはどの方式がいいのかということをしつかりと詰めていかなければならないことでありまして、今までも十勝管内でも特に畜産系は小規模の200トン規模ぐらいまでのところで、小規模でプラントができないかということで、実は畜産大学も含めて研究をしてプラントができ上がりましたけれども、これは5,000数百万円から7,000万円ぐらいの範囲の中でできるということでありましたけれども、今は残念ながら稼働していないという状況でありまして、これがこの開成社の部分でいきますと、それらも含めていろいろできるとか、オーダード方式で規模も自由に変えられるということも含めて、低コストで発電して売電するというのも目的かもしれませんが、私たちの目的は売電するよりも自家でしっかり消費をして、そしてエネルギーでまた新しい作物をつくりながら、そしてまた大事な肥料液肥はオーガニックの、無農薬のその一助になっていくと、などなど含めて有効活用していくと、このようなクリーン農業の循環するバイオマスにして、これをバイオマスを核としてそれぞれ大きな新しい産業を推進できないかと、このようなことを含めて研究をしてきました。

それで、御質問の中のバイオマスプラントの必要性というものは、そのような形の中で、職員の中でもプロジェクトチームをつくって、それこそ検討委員会作りながら、それぞれ関係課の職員がそれぞれプロジェクトチームをつくって今、協議を進めさせていただいておりますので、それら含めてまたこれらはしっかり進めさせていただきたいなというふうに思っています。

もう一つは、この新たな産業の創出ということではありますが、この引き取り勝手がだんだん減っている、特に汚泥など含めて、下水道のバイオマス資源として、今まで捨てていたものが資源になって、これがもっと言えば宝物になると、こういうようなものにかえていくことによって、まちおこしの一助になるのではないかと、このようなことで計画をさせていただいておりますが、まだまだこれから入り口の論議でありますから、これからも十分に調査研究をしながら、方向性を定めていかなければならないというふうに思っておりますので、また、さらに議会も含めてそのような議論も含めてまた十分に煮詰めていっていただけるようお願いをしなければならぬというふうに思っております。

ただ、これからは町内の企業経営、または畑作、また畜産のこのバイオマスなど、かつ、また生ごみや下水道での将来推計もしっかりと調査した中で、施設の規模だとか、事業内容とか、また財源対策、費用対効果も検証して事業化が可能であるかどうかの判断をできる限り、これは公的にのみやるのではなくて、民間の企業の力もかりな

がらしっかりとどのような方式でいくのが一番ベストなのか、ベターなのかを含めて、このバイオマスの将来のあり方についてしっかりと議論を詰めていきたいなと思っております。

2点目の議論の場をつくってということではありますが、もちろん議論の場は幅広く、これは将来を含めて、必要性も含めて協議していかなければなりません。ただ、視察に行っていたメンバーの皆さん方が公的にしろ、私的にしろ、いろいろな部分でまた御意見をいただきながら、それぞれお知恵をかりながら、将来に向かって本当に本町の大事な循環型の新しい産業の創出の核となるバイオマスが設置できればと、このように考えておりますので、これからまた御協力いただければと思います。

以上を申し上げて、答弁とさせていただきます。と思います。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 視察研修を終えて、そんなにまだ時間がたっていないという中で、今、具体的にこういう方向だと明確にまだ言えないという状況なのを十分、承知の上で申し上げますけれども、町長、今おっしゃったとおり、私たち見てきた施設もそれぞれ村上市が約2億円と言っていましたし、建設費。それで、宮城県は約5億円と言っていました。

それで、この報告書に書いてあるので余り詳しい数字をだらだらと申し上げるつもりはないのですけれども、公設のほうで言いますと、その5億円の施設の約1割が運営コストなのだそうです。人権費、その他改修費もあるので、だからやはり町長も今おっしゃっていると思うのですけれども、本当にいろいろな要素を考えながら、仮に本別でこれからつくっていくとしたら、その理由づけとか、その経済性も含めて、きちんとこれはやはり町民の皆さんに示していかなければならない。今までもそうやってきたと思っておりますけれども、金額が金額だけに、なおさらそういうことが必要になってくるというふうに思っています。

それで、これも報告書なので、本当にざあっと言いますけれども、生ごみ処理が約1,300キロぐらいの日量で、年480トン余りしているそうです、あの3町で。それで、処理費が本町分で案分計算で、生ごみの直接処理費が1,200万円ぐらいで、堆肥化やっていますので、その堆肥化も約1,000万円ぐらいで2,200万から2,500万円ぐらいの範疇に納まるような経費だということです。

それから、下水道の汚泥の関係でいうと、日量が1,500キロ余りで年間で540トンぐらいの処理で、先ほど町長おっしゃったように農家3戸と残った分は業者に委託しているということだと思っておりますので、これは約700万円ということで、これら全部入れて3,000万円ぐらいの現在の経費なのだなど。

そうすると、先ほど宮城を例にとると約5,000万円、5,250万円ぐらいなのですけれども、これはなかなかその理由づけとか、必要性の計算というのはなかなか厳しいものがあるなど、現技術と我々が今持っている知識とか、現技術での話なので、

町長おっしゃるように新たな技術もどんどん今、この分野進んできているので、その部分が圧縮される可能性はあるのですけれども、これはこの部分については、理由づけについて必然性、必要性については、これはかなり力を入れて、まず最初に説明する部分ではないかなと思っております。

それで、帯広のほうに全量をもし任せるとした場合の経費と今後、もし本町でそれら进行处理しながら、先ほど言ったように収益事業としてはなかなかできないにしても、例えば子供たちの体験学習のハウスなども、そういう意味ではいいし、あとは本町が持っている公園その他、いわゆる肥料を必要とする分野の部分に消化液というらしいのですけれども、いわゆる肥料成分を活用できる可能性もあるので、そういうのを逆計算すると、またそれは利益という計算になっていくと思うのです。

ただ、まだそこまでの話し合いがまだされる時間がないし、私、聞いた限りでは、先ほどのプロジェクトチーム、1回だけ話し合いをしたというふうに聞いておりますけれども、これからその部分を主に煮詰めていっていただきたいし、それでないと我々議員としても町民の皆さんに必要性とか将来展望を語る材料がないのです。

そういう面では、その部分を日程を今、言いなさいというつもりはありませんけれども、再度、力を入れていただきたいという意味では申し上げたいと思います。

それで、こんなことを基本的には今、考えていないと思うのですけれども、そういうデータをつき合わせた中で、これはやはりちょっと、いわゆる本町の人口規模ということも含めて考えたときに、これはちょっとだめだなという結論も、これは勇気ある決断としては必要だと思うのです。そういうことも含めて、町長の考え方の中にどういうふうにあるのかなというふうに思っています。

私は当初、議員は道外研修って基本的にやりませんということやってきました。何かあるときは、本当に必要なときは行くということもあわせて言いながら、今回、そういう予算もかなり厳しい期間の中で補正を組んで、担当常任委員会の皆さん行きましょうということになって、私は率直に町長これはやる気なのだというふうに感じました。感じましたけれども、行って見て先ほど言ったようにお金の面もすごい二つの施設を例に挙げれば違うという現実も見せつけられながら、これは町民の皆さんの利益にどういうふうにかなっていくのかなということ、これから一番大きなテーマとして考えていかなければならないということも率直に思った次第です。

そういうことも含めて、町長としては30年ぐらいまでは今の3町のクリーンセンターが使えるということのようですので、かなり将来的な展望になってくるのか、それともそれ以前に場合によってはスタートをかける考えもあるのかどうなのか、町長のいろいろな話の中ではもう、その方向、持っているように私は受けとめていますけれども、課題としてはなかなかいろいろな要素があるという状況なので、現時点での町長御自身の考え方を伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 急遽行ってもらったのではなくて、実は先ほど言いましたように、その大分前から要請をさせていただきながら、でも、まだ議会としての準備が整っていないし、調査研究も内部のいろいろな協議だとか、学習も必要だということを含めて時間がほしいということでありましたし、また、それもどの常任委員会が行くとかということではなくて、議会としてぜひ協力いただきたいということで、私どもから要請して、こういう結果になっていただいたということで非常に感謝もしています。

何と言っても一番は見ていただくのが一番だなというふうに思いましたので、かといって全員というのはなかなか行けませんので、その辺は御容赦いただいて、何名かでも直接行って見ていただく。一番は、去年の3月24日に公民館でそれぞれ3町の職員も、また関係者も、町内のそれぞれいろいろな団体の方も来ていただいて、実は民間主導でつくった水田農家が将来はこうあるべきだということで立ち上げた自分の技術、それをこれだけ国が認めて、それが特集でマスメディアに出るぐらいのところですから、低コストで、またランニングコストはほとんどかからず、本当に売電をすれば5年で施設の元がとれる、さらにまた高級な果実を栽培しながら、また大きな効果を得ているということでありまして、それら雇用も含めて、新産業も含めてあだけできるわけですから、あえて一番厳しい直近では風速50メートルに耐えられるというハウス、またプラントをつくってわざわざ海岸縁につくって、あの海岸縁の環境が変わって、あの部分だけがハマナスの木がびっちり生えるというぐらい、それだけのエネルギーを持った地域でありますから、そんなことも含めて何といてもあそこでおいがないと、やはり乾式ということが非常に私もあそこで驚かされて、マンホールのふたを取ってこうやって見てもおいが全然してこない、これが直接、水田の水路にも流して、それが液肥になって、水田が実っていくと、こういうことで、そんなことにも使われたり、また固形のもは農家にまた販売するというようなことであって、そういう循環型の実に有効なものができる。

また、近くのホテルでは、生ごみを逆にホテルから買い取って、そして処理をしているということでありまして、普通我々考えたらまた逆な話なのですが、そのようなプラントに驚きながら、それとまた半面、公的につくっている宮城県のところも見ていただいたということでありまして、比較していただくことが二つできたのかなというふうに思っています。

ただ、それは本町においても、やはりにおいは絶対しない乾式というのは絶対でありますし、阿保議員のお話にありましたように、何といてもこれはただプラントをつくるということではなくて、今ある現実の汚泥から、生ごみから、畜産から含めて全部処理する、町内の中には、これは決して役場がやるではなくて、でき得れば民間の皆さんの企業のお力をかりてしっかりといろいろな切り口をして、大きな一つの柱として、その企業経営なり、また地域の環境問題、それから新しい産業の創出も含めて、

雇用を含めて循環型で、さらに大きな核として進めていただきたいというのが思いであります。

それにつけては、本町は管理型の処分場を持っている業者もいますし、さらにまた十勝管内のそれぞれレストランだとか、またそれぞれ食品加工場からその残渣物をしっかりと活用している業者の方もおりますし、また直接、食品加工やっている業者もいます。それぞれお話をさせていただく中では、それぞれが興味を持ちながら、また進めるといふこともありますから、それらも含めて今後、まだ先ほど申し上げたようにまだ入り口の基礎調査でありますけれども、それから本当に本町にとってどういふことが必要なのか、そして本町の今、処理させていただいている汚泥だとか、生ごみだとか、これから出るであろう畜産など含めて、この環境問題を含め有効に活用しながら、この捨てる物が大きな資源になって宝物となるという、そういう雇用の場、そして新しい作物もつくっていける、こういうようなことを含めてしっかり対応していきたいというのが願いでありまして、これらを含めてこれから進めていくところであります。

幸いにして、十勝管内1市19町村が全国のバイオマスの認定になりました。それで、先月、全国の設立総会があつて環境省も本町の取り組みについては非常に興味を持っていただいて、直接、御指導もいただけるというようなこともお約束をさせていただいておりますので、阿保議員の御質問にありますようにこれからの進める部分については、それぞれ全国的なノウハウだとか、また直接、霞ヶ関の財源含めた、また方向性を含めた御指導もいただけるものというふうに思っておりますので、そういう大きなくくりの中で、トータルとして本町としては将来どういふものが必要なのかといふことは、住民の皆さんとよりしっかりと協議させていただいた中で、やはりみんながこの注目していただけるバイオマス、これを中心にして新しい本町の雇用だとか、産業に結びつけるような方向に持っていければなという、そういう構想でありますので、御質問のとおりそれらの説明責任は当然のごとくしっかりと進めさせていただきながら、それを広く行政だけでなく、もう一度言いますが民間の企業の皆さん方のしっかりとした参入もいただける、そういう体制の中でできていけるものだと、こう思っておりますので、その方向でまたこれからも協議させていただきますので、内部の職員の中にも先ほど申し上げたプロジェクトチームがまた結成されておりますので、ここも十分に活躍をさせていただきながら、それぞれまた議会とも十分にその情報公開や、また将来に向かったらまた協議をさせていただきながら進めさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） この研修から帰ってきて、2件の酪農家から電話をいただきまして、どこで聞きつけたのかわからないのですが、1件は若手の酪農家、ぜひ温

室をやりたいということで、1億ぐらいかかるけれどもやってみたらと一応、言っておきました。

それから、もう1件の酪農家は、これはやはり町長の話の中にもあったとおり、200頭くらい搾っているのではないかなと、多分、もうすぐミルクパーラー入れるのではないかなという感じの、もちろん何件かミルクパーラー、搾乳ロボット入っている酪農家もあるし、フリーストールという飼い方ですから当然、出てくるものが堆肥化できない状態が出てきます、ふん尿が。ですから、これは多分、そういう酪農家にとってはもう、先ほどの言い方をすると必要性と必然性のあることだろうなと。

だから、私は農業の目で見ると土幌の酪農家のスタイルが一番すとんと落ちました。そして、金勘定ではないですが、僕は酪農やったことないからわからないけれども、お湯って結構使うということで、温水が出てくるということの、金勘定できない部分のお金の部分があるということで、本別の大きな酪農家何件かあるけれども、搾乳ロボットを入れる感覚の施設だなという感じを素人的には思っています。

ですから、そういう方々とも意見交換していく必要があるのかなというふうに思っておりますし、太陽光は家庭用の太陽光に補助しているけれども、産業部門での支援策が今後、考えられればなというふうにも思っています。一番現実的でスタートしやすいのはその部分なのだろうなと、いわゆる個人的に必要に迫られてやるわけですから、それはできるとしたらそこが一番先ではないかなと私は勝手に思っていますけれども、そういうことも将来的にはいろいろ話し合っていける場をつくってほしいということで、実は視察の責任者だった副町長に話し合いの場についての考え方、一つ私が気がかりなのは議員は、そのときはそういう立場で行かしていただいているわけで、今後、そういう話し合いをするときに立場のつけ方が難しいのかなと、いわゆる視察に行った一個人として意見を述べさせてもらいたいな、そういう機会になるのかどうなのか、その辺はちょっとわかりませんが、いずれにしても現場を見てきて、それぞれ議員の皆さんもいろいろ感じて、一応、報告書ではまとめましたけれども、それぞれ考え方があるようですので、副町長できればその辺を答弁いただきたいなというふうに思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 副町長、御指名いただきましたので、ぜひ副町長にそこは答弁させていただきたいと思っておりますけれども、フリーストール含めて御質問がありましたけれども、余り言うと何か農政批判に聞こえるかもしれませんけれども、あの堆肥舎ねというのが当時、我が町の議員の皆さん方、酪農家やっている人も何人もいましたから、中には1億以上、あの堆肥舎にかけてやってつくった議員さんもおられますけれども、あれが本当にねというのがみんなの気持ちがあったと思うのです。それだったら、それからちょっと時間がたちましたけれども、小規模でもできるプラントがあれば、これが最高だよね、一番、言ってみれば畑になる、栄養になるものがちゃんと

処理できて、本当にいい肥料になっていくわけですから、こういうことができるわけ。せめて尿だめぐらいあったらなというものだけでも、なかなかそうもいかなかったというのが現実ですから、そうするとやはりプラントというのはいかに大事なかと、そのときに鹿追だとか、土幌というのはいかに頭数も頭数ですけれどもよくやって、また周辺から運んできてあそこに集約するのですが、でもあそこで強烈なおいを考えると、なかなかかと思っていたのですが、それと聞くとちょっと壊れてもすぐドイツだとか、フランスだとか、そちらから来てもらわなかったらできない、これまた建てかえるときどうするのだと、もう大きな課題がたくさんあるのです。

特別な予算のある町ですから、それはできるかもしれませんが、一般的な町のレベルの予算規模ではとてもできるような規模ではありませんし、将来また農業者みずからやっていますから、ちょっと方式は違うかもしれませんが、それでも大規模ですからいいのですけれども、その中で本町の酪農家の中ではできるだけ自分で処理をしたいし、またできれば電力も水も使いたいということでありまして、一石何鳥か、とにかく環境もよくしたいと、こういうことありますから、それらも含めて先ほど申し上げましたけれども、いろいろ調査をしながら、また技術的なお願いもしながらやってきたのがうちの畜産大学だったのですが、なかなかそれが十分に稼働できないということありますから、そこでいろいろなものを調査している中で、今の見ていただいた村上市の開成社のプラントに行き当たったということありますから、これはすごい勢いで今、全国的に依頼が来て、相当広がっていくようなことありますから、そんなことも含めて本町としては必要な搾乳、今、御質問がありましたけれども、搾乳の機械にセットして、そういうプラントができるようになればというふうに私も思っていますし、先月、十勝の農機具展がありましたよね。そのときの搾乳ロボットを見せていただきましたけれども、実に本当に自動的に有望にちゃんと全部、搾乳機がきちんとセットされるようなことなので、1頭当たりのやつが二千数百万というぐらいのことでしたけれども、それにあわせてプラスということになれば、フリーストールでも何でも、全部それが循環型の農業の大事な資源になっていくということもできますから、そんなことも含めて、これからTPP問題などいろいろありますけれども、省力化など含めると、その家庭でやる小さい掃除機、くるくる回るあんなやつやつの大型のやつで牛舎の通路や何かもきれいにするというようなロボットも随分ありましたけれども、そのようなことも含めていろいろ省力化、また人手がそんなにかからなくても何とか機械力もあわせて、これから搾乳も含めてずっと営農を続けられると、そんな環境も考えていかなければならないし、その中での願いがこのバイオマスのプラントの要望でありますから、今、数件、その要望が来ておりますので、私たちがやるということ、役場でやるということではありませんから、役場はやはり情報をしっかりキャッチしながら、そして必要な情報なり、ノウハウはできれば提供して、酪農家なり、地域の企業の皆さん方のしっかりと応援をできればというような立場の中でま

た、これを全力でサポートしていければなというふうに思っています。

そこにあわせて、雇用も環境も、また新しい作物も生まれていく、このようなことも含めて願ってますし、もう一つは木質の研究の話もありますから、これも含めて今は新エネルギーとしては本町も年度の調査以来ずっと太陽光でありますから、これはしっかりと太陽光で、この後の御質問もありますけれども、これからの産業含めては、このバイオマスの有効活用というのは非常に大事なことでありまして、今まで邪魔にされて捨てていたものが、捨て切れなかったものが十分に有効に活用して、新しい資源になると、こういうことも含めて、決してお金をかけてどうこうするでなくて、それはきちんと元も取って、しっかりこれから継続的に、永続的に事業運営できる、そういうバイオマスの活用の仕方を含めて研究をして、でき得れば早期に住民の皆さんの願いを含めて実現させていきたいなというふうに思っております。

以上であります。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 御指名がございましたので、私のほうからも答弁をさせていただきます。

6月に議員の皆さんとバイオマスの先進地視察をしてまいりました。皆さんの報告書は今議会に提出をされておりました、内容はしっかり読ませていただきました。職員側も約15ページにわたる報告書を作成し、町長に説明したところでございます。

視察団の団長の立場としては、この二つの報告書を一回、お互いに読み合わせしながら反省会などもやってみたいなと考えておりますし、議会に対してはこの計画のもし節目節目にはやはり報告し、意見をいただくというのも必要だと考えております。

検討会、昨年11月に立ち上げて、町長からお話がありました。今、何回かもう協議に入っておりますけれども、職員の立場から見ても農林課は畜産関係、建設水道課は汚泥関係、住民課は3町の一般ごみ含めた将来をどうするかということで、まちまちの認識を持っていったわけでございますけれども、今回の視察でお互いが共通認識を持つことができたのかなという部分で、今後の議論に非常に参考になるというふうに考えているところでございます。

検討会としては、どういう方向で進むかというのは内部的には確認をしてございまして、報告書の中でも明らかにしたところでございますけれども、やはり一つは良質なバイオマス資源をどう将来確保していくかと。これは、視察先のどこもやはり資源の確保がちゃんとできているかどうかというのが、非常に大切なのです。それが現在の存量というのがビジョンや何かでも出しておりますけれども、将来の推計ができていない、これをちゃんとどうするか。

それから、二つ目はバイオマス資源利用の方向性全体像をやはり押さえる必要があるのではないかと、ここだけやれよということではなくて、全体の中でこの部分をどうするか、この部分はどうか、そういう全体像も行政として示す必要があるだろ

うと。

三つ目は、そういう中で、では本町で事業化できる方向があるのかということこれから詰めていきましょう。そういう事業化の方向がもし可能だと判断した場合には、経営形態とか、当然、コスト面とか含めてさらに細部について検討が必要だと考えておりますけれども、そういう方向を少し急いで方向性を出していくということで、一応、その目標としては年度末を今、目標にしているところでございます。

いずれにしても今回、私ども職員側の視察参加者の全体的な意見として、やはりそのバイオマスというのは良質なバイオマスを確保するには町民の理解が絶対必要だと、一般ごみだと、例えば町長から乾式の村上市の話がございましたけれども、あそこはやはりごみをためないで事業所で出たごみを次の朝、回収して処分しているから、本当においはほとんど出ないのです。あれが二日、三日おいて回収したとすると、そこはやはりにおいが出ていると、視察先の施設に、そういうことで町民の理解も必要だろうと考えておまして、そういう中でこのバイオマスの取り組みについては相当、アカウンタビリティ、説明責任が私どもにも問われてくるだろうと考えておりますので、その辺もしっかり留意しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

10番（阿保静夫君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、5番山西二三夫君。

5番（山西二三夫君） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました1問について質問をいたします。

福祉灯油について、低所得者世帯を対象に福祉灯油などの支給拡大をということで、2点について伺います。

1点目ですが、輸出国の政情不安により原油の高騰、さらなる円安などの影響で原油高を受け、灯油価格の値上がり状態が続いています。

町内のあるスタンドで灯油価格を聞きますと、昨年9月1日、灯油価格97円、ことしの9月1日現在で106円と聞きました。これから冬期を迎え、灯油の高騰は低所得者世帯には重い負担となってくるわけであります。

昨年まで実施されておりました福祉灯油事業による支給支援を本年も考えるべきと思いますが、見解を伺います。

2点目としまして、支給要件では暖房に灯油を利用されている低所得者世帯に対して灯油利用券を支給していますが、暖房の方法としては灯油に限らずまき、電気、ガスなど利用している世帯もあります。

特に電気代はこれから大幅な値上げが予定されていますし、灯油利用者だけの支給支援では公平な支給ではないと感じます。まき、電気、ガスなどを利用している世帯にも何らかの形で支給すべきと思うが、町長の考え方を伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 山西二三夫議員の福祉灯油についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、昨年、昨今の円安を今、御質問にありましたように原油の価格の上昇は非常に著しいものでありまして、灯油の価格は106円とか107円とかという値段になっておりますし、本格的なこれから需要期、厳冬期を迎えるに当たってはかなり厳しい状況になってくると思っておりますし、特に高齢者など、また所得の少ない方などの暮らしには深刻な影響を与えるものというふうに考えておりまして、本町においては、これまでも単年度事業として灯油価格の急激な高騰に対応するためには町内の在住で生活する一定の収入額以下の世帯、生活保護世帯に対しても実施要綱に基づき灯油購入費の一部を助成をしながら、経済的負担の軽減及び生活の安定を図ってきたところでありまして、また、これを基準といたしましては、単年度事業として灯油の価格が需要期においてリッター100円を目安に実施をしてきたところでもあります。

1点目の福祉灯油事業の実施についてですが、ことしは9月1日現在の灯油が私どもの調査では107円ということで、リッターの価格を示しておりますので、常に高値で推移をしているという状況でありますから、今後、灯油の需要期が高まるにつれてさらなる灯油価格の高騰も懸念されますし、また、昨今、円安が少し進んでおりますので、その影響も出なければいいなと思うのですが、上がる時早いですから、下がる時は時間かかるけれども、そのようなことで非常にまた危惧をされるものですから、これについては何とかことしも実施をしていきたいなというふうに御質問のとおり、実施をするという方向で今、作業を進めさせていただこうと思っております。

2点目の灯油利用者だけでなく、まき、電気、ガストーブの利用している世帯にも何らかの形で支援すべきではないかということですが、まきをたいている方も含めても、今までも一部、実施をさせていただいていますが、特に電気の部分については今までこんな状況になると思っていませんから、対象にはしていませんでしたけれども、急遽値上げして、また再値上げでしょう。これで30パーセント近くの値上げということになると、灯油価格に匹敵するぐらいの、この急騰ということになりますから、これらも含めて町民への生活というのは非常にやはり重大な影響が出てくるなというふうに考えておりますから、これらも含めて、特にオール電化の住宅ということで、持ち家の人でオール電化というのについてはそれほど基準に該当する方々がいるのかなということですが、余り該当者がいないのかもしれませんが、特に進めています1LDKの公営住宅については、標準世帯の場合でも、平成21年4月の当時の電気料で換算しますと、年額14万73円ということで、細かくあれですけれども、それぞれ違いはありますけれども、ちょっと調べた中では14万円ぐらい、またことしの4月では18万円、比較しますと電気料で約4万円ぐらい変わってきていると、既に。さらにまた、これから年額にして4万円ですから、率にして29パーセントぐらい上昇しておりますから、さらに10月に電気料金の再値上げということで申

請をしておりますから、今、いろいろ公聴会でもかなりな厳しい意見が出されているところで、きょう議運の委員長さんの報告の中では、うちの意見書も提出されているようでありますけれども、かなり各町村、当たり前として厳しい状況の中で進めさせていただいておりますが、これらも含めて何らかの経済的負担の軽減を図る必要があるのだろうと、こう思っています。

ただ、こういう状況だからといって全部ができるという、決して本来は自治体の財政だってそんなに打ち出の小槌を持っているわけではありませんから、全部できるとは限りませんが、少しでもそのような状況の中の軽減になっていければなど、そんな思いで今まで福祉灯油という形でやらせていただきましたけれども、この際、暖房のみで、オール電化は暖房のみではないですけれども、これだけの急激な変化ということも含めて、何とか少しでも気持ちの支援をさせていただければなど思っておりますので、暖房の灯油、電気、まきに問わず幅広く、これらは支援体制の形をとっていきたいなど、こう思いますので、御質問にありますようにぜひ、そのような方向の中で経済的な負担を少しでも図れるようなことを考えて実施をしていきたいなというふうに思っています。

また、このような冬の生活の支援事業としても、今まで福祉灯油事業ということでありますから、名称も少し考えさせていただいて、幅広く該当できるように努めて対応させていただきたいと思えますし、また交付に当たっては当然のことながら愛町購買運動、さらにこの町内の地域振興を図るという観点の中で、しっかりと1世帯当たりの支援体制を決めていきたいなと思っています。これは商品券になるかどうかということではありますが、多分、商品券という報告がきっと出るかもしれませんが、これは例えば商工会だとか、それぞれ事業者との皆様方との協議も必要になってきますので、使いやすいようにまたいろいろなところに逆に使えるかもしれませんが、そのようなことも含めて使いやすいような方向も含めて事業者なり、また関連商工会含めて、それぞれ整理をさせていただいて、これを実施する方向で頑張っていきたいなというふうに思っています。

また、方法論だとか、御質問ありますように、いろいろな詳細の部分については、これは12月議会に予定をさせていただければなというふうに思っておりますので、そのとき提案させていただきますので、そのときには名称も含めていきますので、福祉灯油どこいったと言わないように、新しい体制の中で何とか実施をさせていただけると思っておりますので、よろしくお願い申し上げて答弁とさせていただきたいと思えます。

以上であります。

議長（方川一郎君） 山西二三夫君。

5番（山西二三夫君） 町長のほうからことしも対策をとりたいという心強い答弁がありました。中身については今後、いろいろと検討するということがなと思いますけれども、昨年、十勝管内町村の実施状況を見ると支給方法は本町と同じく引換券が

主流ではありましたが、オール電化住宅やまきの利用など考慮して、地元で使える町商工会の発行の商品券や現金の支給にかわってきた町村もあると聞いております。

そこで、私、町長も先ほど触れておりましたが、提案であります、オール電化やまきなど燃料、形態問わず対応でき、必ずしも燃料が灯油という家庭ばかりではなく対象への公平性や町内業者の活性化につながるための商品券にしたらどうかというふうに私のほうでちょっと考えてきました。

そういったことも町長のほうで考慮する、考えの中に入れていくということでもありますので、もう一度、再度お願いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） どういう方式にするかということで、今までは灯油の券でしたから、言ってみれば現物給付のようでしたから、今度は幅広く利用していただくということについては、今、御提案の商品券が一番なのだと。それも、もちろん町内限定ですから、地域振興、愛町購買運動ということを含めていかなければ、これは意味がありませんので、それらを含めて商品券が一番、使い勝手、利用勝手がいいのかなと、そんな気がしておりますので、その方向できっとなっていくかなというふうに思います。とにかく詳細は12月の議会の提案にはその方向でしていきたいなというふうに思っています。

あとは、こればかりは十分ではありませんが、今、商工会でも来月ですか、プレミアム商品券の販売が始まりますので、これは毎年、商工会、窓口で実施していただいておりますから、このプレミアム商品券もかなり利用ニーズが多くて、金額が1人当たり限定されるようでありますから、これも今まで聞きますとかなり冬支度のためにかなり有効に活用されているということでもありますから、これも含めてまた活用していただければなということもあわせて答弁させていただきながら、今、御質問の利用のしやすいものについては商品券という形の中で提案できるようにまた努めていきたいなと、こう思います。

以上でございます。

5番（山西二三夫君） 終わります。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 議長の許可をいただきましたので、通告をいたしました2問についてお伺いをさせていただきます。

まず、初めに本別町の地球温暖化対策の推進についてです。全国で集中豪雨による

土砂災害が発生し、被害が続いています。その要因の一つに地球の温暖化が影響していると言われていています。

また、東日本大震災による福島第一原発事故により国民の間では、原発に依存しない自然エネルギー、再生可能エネルギーの期待が大きかったにもかかわらず、必ずしも前進していないと言えます。

本別町も第6次総合計画において、循環型地域社会の推進を求めて、エネルギーの地産地消を取り組むとして今日まで取り組んでこられていると思います。その取り組みの中心となる本別町地域新エネルギービジョン、重点ビジョンの策定からことして5年目になりますので、以下3点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目は、新エネルギービジョンの主な取り組みは一つに一般住宅の太陽光発電システムの補助制度の導入、2、勇足保育所、あるいは給食センターなど、小規模公共施設へのソーラーパネルの導入、三つにバイオマスエネルギーの検討、四つに大規模発電施設の誘致や建設となっています。

この間の取り組みでは、太陽光発電の誘致を中心にしてバイオマスエネルギーの検討が中心になっているように思います。もちろん、個人の住宅の太陽光のシステムの推進とかも進めているわけですが、大きく考えると太陽光発電とバイオマスエネルギーというふうに受けとめています。

しかし、この太陽光発電につきましても、大規模発電の施設誘致は本別町も順調に行ってきましたが、この結果、既に変電所の容量が一定の限界に達して、これ以上なかなか前に進めないというような報告を受けていますが、この太陽光発電の現状といえますか、その現状と一つはやはり進捗状況と今後、さらにどのような考えを持っていくのかまずお伺いをしたい。

同じくバイオマスエネルギーでございますけれども、この具体的な取り組みについては、ただいま阿保議員のほうから質問があり、答弁がありました。私は地球温暖化、あるいはエネルギーの地産地消という本別町の考え方からいって、この太陽光発電とバイオマスエネルギーは大変、重要だと思っていますから、そういう立場からもバイオマスエネルギーの推進というのは大変、重要と思っています。したがって、その点に関してお伺いをしたいと思います。

2点目ですが、本別町地球温暖化対策実行計画では、公共施設のソーラーパネル化、これは先ほどの新エネルギーの中にも出ていますが、二つ目には施設内照明等のLED化、暖房、給油等ボイラー設備の省エネ化、公用車の省エネ車の導入、街路灯のLED化などに取り組むとして実施されていますが、これらの現在までの進捗状況とさらに今後どのように進めていくかについてお伺いをいたします。

3点目であります。こうした取り組みを通じて、本別町は温室効果ガスの削減目標を2008年度、平成20年度を基準年とし、2020年度、平成30年度までにおおむね25パーセント削減の中間目標を設定しています。この間の取り組みを通じ

て、おおよそ何パーセントぐらいの削減になったのか、また、今後の取り組みによってこの中間目標の目標達成は可能と受けとめているのか、お伺いをします。

以上、3点についてお伺いをいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員の本別町の地球温暖化対策の推進についての答弁をさせていただきます。

まず、ビジョン策定について若干お話をさせていただきますが、平成15年度に地域の新エネルギービジョンを策定し、新エネルギーを活用した豊かな産業と快適な生活の創出、実現を目指して各種の新エネルギー導入の可能性について検討してきたところであります。

また、平成21年度にはより具体的な計画として地域新エネルギー、省エネルギービジョン、重点ビジョンを策定して、地球温暖化と温室効果ガス排出の現状を踏まえ、本町のエネルギー使用状況を調査し、太陽光発電やバイオマスを初めとした新エネルギー導入の計画を策定したところであります。

1問目の新エネルギービジョンの進捗状況であります。太陽光発電普及及び照明器具の導入、特に御質問にありましたように22年度には勇足保育所の改築にあわせて太陽光発電システムを導入させていただいて、また、昨年度の改築にあわせ学校給食の調理場に本年度であります。太陽光のパネルを導入させていただきました。

また、民間のメガソーラー、御質問にありますようにJAGの国際エナジーを初め、3社の誘致も実現して、昨年度より3メガが全て稼働しています。さすがに、本町のこの日照時間でありますという評価もいただいて、稼働もすこぶる順調に推移をしているところであります。

また、それぞれ2問目と重なりますが、特にこの住宅の太陽光発電のシステムの補助については22年度より開始をさせて、4年間で37戸の導入を図ってきたところであります。また、21年度から順次進めています街路灯のLED化については、平成25年度に市街地の水銀灯、約1,100基、全て完了いたしました。NPO法人のつつじの園とコンソーシアムを形成したバイオガスディーゼルの燃料設備を導入して、ごみ収集車に使用するなど、積極的な新エネルギーの活用も図っているところであります。

次に、このバイオガスプラント、さらに今後ですが、公共施設への太陽光の発電システムの先進的な導入、または一般住宅に対する補助制度などについては、町広報を通して、町民の皆さんに対して自然エネルギーの活用などのPRもさせていただきたいと思っておりますし、また、バイオガスプラントの導入につきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、庁内にプロジェクトチームを設置して、ビジョン策定時の賦存量の調査などに基づきまして、実現の可能性について現在、検討を進めているところであります。

今後につきましても、厳しい予算の中ではありますけれども、本年度実施の予定のこの役場庁舎のLED化初め、公共施設のLED化、さらに設備に当たっては集会施設もほとんどLED化に進めてきましたし、また、太陽光発電システムの導入やバイオマスの検討も図ってまいりたいと思っています。

また、住民の皆さんに対する自然エネルギーの普及啓発のために、引き続き広報やホームページを活用して、新エネルギーの利用促進について発信をしていきたいなというふうに思っています。

次には、この目標達成はできるのかということでありまして、今まで短期間目標としての部分につきましても25パーセントの削減という大きな目標を掲げさせていただいていますが、現在のところ、まだ25年度はまだ確定していませんが、平成24年度であります、短期間の目標は27年度までの削減が14パーセントですが、約4.9パーセントの削減となったところでありまして、このまま温暖化が続けばさまざまな環境破壊が危惧されることから、世界的に見れば小さな取り組みでありますけれども、今後さらなる職員意識の向上も含めて、取り組んでいきたいなというふうに思っております。

また、これらの目標達成に向けては、無駄の排除や節約の取り組みをさせていただきながら、電気の使用量の削減、公用車の使用に伴う削減、ごみの減量、リサイクル、クールビズ、ウォームビズ、ノー残業デーなどの省エネの取り組みを行いながら、職員の意識の向上に努めて、公用車両の更新時のエコカーの導入、さらに施設改築時の太陽光発電システムや高効率設備の導入、街路灯のLED化も進めてきたところでもあります。

引き続き、この車両や設備の更新に当たっては、環境と経済性を考慮しながら、早期に温室効果ガスの25パーセント削減達成に向けて、引き続き取り組みを進めてまいりますので、それぞれ御理解いただいて、また御協力いただければと思っております。

街路灯を含めては、電力の使用量は相当下がっていますけれども、計算上で電気料金が上がると、その相殺の金額では効果というのは、また計算法が別になるものですから、またそれを入れるといろいろな効果が薄いのではないかと思いますけれども、電気料だとか、排出ガスそのものの直接の排出量の削減だとか、電気料の使用量の減はかなりの量にいつているということも、これだけLED化進めれば当然のごとくなっていることも含めて報告させていただいて、目標の25パーセントを何とかクリアできるように、これからもあらゆる方式をとりながら努力をさせていただきたいなというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 再質問をさせていただきます。

地球温暖化対策ということで、計画はそれぞれ今、具体的にそれぞれの取り組みの内容の御答弁がありましたけれども、何といても第一義的には新エネルギーの造成というか、新エネルギーの取り組みをするということが大変、重要だというふうに思っています。

それは、本町の第6次総合計画にもあるエネルギーの地産地消ということにつながっていくと思うのですが、まず1点目に太陽光エネルギー、今、言いましたように多くの答弁にもありましたけれども、多くの事業者が本別町に来て発電をして、大きな効果を得ているとは思っています。

ただ、今後の課題として先ほど言いましたように、聞いていますのは変電所の容量がこれ以上、発電ということになれば無理だというお話になりますとほかの事業者が本別町で太陽光発電による発電をするということはかなわないわけですが、そういう意味でいきますと、もちろん一方に公共施設や一般住宅の太陽光システムの利用ということがあります、ただ、利用でいきますと、この大型発電所よりは非常に小規模といえますか、そういう意味では今までよりなかなか前に進まないのではないかとというような、ちょっと気持ちがあるわけです。

それは、エネルギーの地産地消とか、地球温暖化で何パーセントの削減とか、そういう一方に目標があるわけですから、その目標を達成していくためには、この太陽光発電が一番ストレートに効果があるわけですが、それがなかなか今後、どうなるのかなという、私はちょっと懸念を持っていますので、その辺のところを今後どういうふうに進めていくという考えか、まずお伺いをしたいと思います。

二つ目のバイオマスエネルギーですが、これもそれぞれ先ほど町長の答弁がありましたように、このバイオマスエネルギーをいわゆるつくるに当たっての家畜のふん尿とか、木質とかいろいろ、そういう選択というものがこれから考えていくということですが、先ほどの答弁にもありましたように、十勝がそういう環境省の指定を受けたということは、十勝でその新エネルギーとしてバイオマスの活用というのが本格的にということになると思うのですが、その辺を考えますとそれぞれバイオマスプラントをつくる何でやるかということもありますけれども、もっとそれ以上にこのバイオマスエネルギーによって実際に本別町のエネルギーの地産地消にどのように近づいていくのかということも私は大事だと思っていますので、この点についてもう一度お伺いをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますけれども、変電所の容量については、本当に一番悩ましいところでありまして、実は何回か答弁させていただきましたけれども、かなりの数の大手の事業者が本町に視察に来てくれました。

残念ながら、このような容量ですから4メガで目一杯ということになりましたから、ただ仙美里地区の変電所がまだということですから、なかなか仙美里方面にはまだそ

の可能性というのは非常に薄くて、一番はもとの拓農の小学校の跡のグラウンドなどなど、かなり視察いただいたのですが、送電線が今度、問題で、なかなかできないと。

また、勇足の美蘭別方面にも、かなりの大型の発電設備をとということがあったのですが、これを逆に送電線がなくて、送電線まで行くといったら何億もの新たな投資が必要になってくると、送電線だけで、そのようなことでなかなか難しいとかと、なかなか条件が整わないということでありまして、非常にこれからの普及については非常に問題だと。

これは、本町のみならず全道的な北電関連では非常に大きな問題でありまして、これは国も含めてこの容量を緩和しなさいという、そういう指導もあるのですが、ただ、電力を供給する側にすればなかなかそういうコスト、高いコストで買い取って、またそこに設備投資するというのは非常に難しいというような、そういう事情もいろいろあるでしょうけれども、なかなかそこは現実としては進まないところでありましてけれども、できる限りその大規模は難しいかもしれませんが、中小規模のやつはしっかりその容量が間に合うような、そういう方策も含めてしっかり体制を整えるように要請をしながら、実行していきたいなと思いますし、今、御質問のありましたバイオマスは特にバイオマスについては、これからは売電をするというだけでなく、地産地消、議員の御質問にあるように地産地消の部分が非常にやはり大事なエネルギーとなると思うのです。電力は地産地消で使えますし、また熱は新たな産業として通年の雇用の場だとか、また新しい作物を研究開発することについても非常に役に立ちますし、それでできたのが鹿追はチョウザメを買って卵を取るということでありますし、土幌はトラフグですから、でき上がったら一番先に食べさせてもらうとか、そんな冗談も言いながら、何か本当に画期的なことも考えて、より付加価値の高いものとなりますが、見に行っていたところはパッションフルーツで、これは本当に銀座の千疋屋にしかおろさないというくらい高級なものになっているようでありますが、そこまでいかにしても本町も通年でできるようなものをしっかりというようなことも含めていくと、やはり今、御質問にありますようにバイオマスのエネルギーというのは、これは本町としては欠くことのできない施設になっていくだろうと、先ほど答弁をさせていただきましたが、そのような思いでしっかりとこれはつくっていかねばならないなというふうに思っています。これは本当に多くの民間の企業の皆さん方の力をかりてやっていくということには変わりないように進めたいなと思っています。

また、地産地消というのは、そういう意味では先ほど環境庁の話をしましたけれども、十勝がこぞってその指定をいただいた中で、その設立總會のときにも、その前もそうですが、環境省の担当課長さんだとか、部長さんともお話をさせていただいていますが、私どもの一番求めているのは、今までどちらかという売電ができるから、言ってみれば利益が上がるからこのプラントをつくるのだというのが結構多いのです。また、買い取り価格もかなり高かったですから、でもこれは、そんなにそんなに高く推

移していかない だろうと、かなりまた薄まっていくというか、平準化になっていくだろうということであるのですが、私どももちろん余った分については売電することは、これはやぶさかではありませんが、それよりもやはり地産地消で、地元でまずその電力を使って、エネルギーは、実は先ほど言ったようにハウスだとか、有効に使わせていただいて、そしてまたそこにできたその肥料は本当に循環できる、そして特にこれから本町はトマトなどそうですけれども、薬草の栽培だとか、そういうところへもかなり力を入れていこうという方向性も出していますので、そうなるとやはり完全な無農薬で、オーガニックで、無農薬で栽培できると、安全・安心含めたそういうところが、この日本の拠点になっていくだろうと、こう思っておりますので、有効に地産地消の意識をしっかりと持って、これはまさにこれからの本別町を救う大事な一躍を担う産業となるように、この最大の努力をさせていただきたいと思っておりますし、そういう意味での新エネルギーの取り組みは十分にやっていると、こういうことでは考えているところであります。

以上を申し上げますと答弁とします。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） それでは、2点目に入らせていただきます。

介護保険法の改正についてですが、政府は今回の介護保険法の改正については地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するためとして、介護保険法だけではなく医療保険法などとともに改正されました。

また、それぞれの法の改正に当たっては、さまざまな議論が出たことから参議院、厚生労働委員会で付帯決議がされました。介護保険法についても、介護予防法訪問介護及び介護予防通所介護の地域支援事業への移行に当たって軽度の介護者に対する特別養護老人ホームへの入所に当たって補足給付に際する資産を勘案するに当たって、一定以上の所得者の利用負担割合の引き上げの際の基準を決定するに当たって、介護障害福祉従事者の人材確保と処遇改善並びに労働環境の整備に当たってなどの付帯決議がされています。

法的拘束力はありませんが、今回の改正に当たっての課題と受けとめ、以下、4点についてお伺いいたします。

まず1点目でありますけれども、今、申し上げましたように、今回の介護保険法の改正に当たっては、当初からいろいろな議論がありまして、本町議会でも阿保議員が以前に質問をしているところでございます。また、この後、町議会として提出をする意見書の提出にもそのことが掲載をされています。

したがって、町村によってはこの今回の介護保険法に対して町内にプロジェクト的な体制を設置して臨んでいるところもあると聞いていますが、本町としてはどのような体制で臨んでおられるのか、まずお伺いをいたします。

2点目ですが、特別養護老人ホームの新規入所者は要介護3以上に限定し、やむを

得ない事情のある場合は市町村の判断により入所後、認めると言われていますが、要介護3以下の介護者は入所が困難となり、家族介護の負担が強まったり、ひとり暮らしの介護者が行き場を失うことになりやしないかという声があります。

現行、本町において、この点について現行とどのようにかわるのか、また現行のまままでいけるのか、その辺のところについてお伺いをしたいと思います。

3点目ですが、これまで介護予防給付で実施されていた訪問介護、通所介護は市町村が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業へ移行され、仮称かもしれませんが新しい介護予防、日常生活支援総合事業として実施されると聞いています。

市町村が地域の事情に応じてということに、市町村間の格差を懸念するのだと思いますが、本町としてはどのように受けとめておられるかお伺いします。

4点目についてですが、これにつきましても先ほど申し上げましたように、本町においても介護従事者を募集してもなかなか応募が少ないという話も聞きます。これは、参議院付帯決議にありますように、介護従事員の処遇改善、労働環境の整備に根本的な問題があると思うのですが、高齢化が進む中で現在、働いている従事者を含めて配慮していかなければならない問題だと思いますので、考え方を伺います。

以上、4点についてお伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員の2問目の介護保険制度の改正についての答弁をさせていただきます。

介護保険法や医療提供体制を見直す地域医療、介護の総合確保推進法が本年の6月25日に公布されまして、介護保険では地域包括ケアシステムの構築と制度の維持、持続性の確保を柱とした改正となったところであります。

質問1点目の、今回の介護保険法での改正に当たって町としてどのような体制で臨んでいるかについてですが、今回の改正は団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えたものでありまして、認知症の施策の推進など、地域包括システムの構築、予防給付の一部を地域支援事業へ移行し、一定の所得のある利用者の自己負担額を2割に引き上げるなど、制度の充実と持続性の確保を目指した内容となっております。

本町における高齢者の現状は、人口の減少とともに高齢化率が全国平均を上回るスピードで進展をしていますし、また、単身、高齢者夫婦世帯や認知症の高齢者が増加傾向にあるところであります。

このために、高齢者ができる限り住みなれた地域で生活を送れるように新たな中長期的な視野に立った施策の展開が必要であると考えておりまして、今後、地域関係機関や団体、さらに介護サービス事業者等の皆さんとも十分に相談をさせていただきながら、健康長寿まちづくり会議での御意見をいただきながら進めていくということで、今までどおり考えております。

次に、2点目の特別養護老人ホームへの新規入所者の要介護3以上の高齢者に限定

をする御質問であります。どのように変わるのかということも含めての御質問に答弁をさせていただきますが、平成27年4月1日以降、指定介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームにつきましては、限られた資源の中でより入所の必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として機能に重点化を図ることとなっていました。

このため、新たに入所する方につきましては原則要介護3以上に限定することとなりますが、要介護1、または2の方であってもやむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合については、市町村の適切な関与のもとで施設ごとに設置をしております入所判定委員会などを経て、特例的に入所を認める特例入所ということになっていくということでもあります。

現行での入所申し込みに当たりましては、要介護1から5に関係なく入所申込書の提出で一律に受け付けをしておりましたが、来年度からは要介護1、2の方が入所申し込みに当たっては、特例入所の要件に該当し、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難な理由を入所申し込み書に付記の上、申し込むこととなります。

この特例入所の判断に当たりましては、透明かつ公平な運用を図る観点から、厚生労働省におきまして特例入所の判断に当たっての具体的な要件や判定手続きについての指針案を示しております。

特例的に入所を認める場合の要件といたしましては3点ありますが、まず1点目には認知症や知的障がい、精神障がいによる在宅生活が困難な場合、二つ目には家族による深刻な虐待が疑われる場合、3点目には単身世帯など、家族による支援が期待できずにサービスの供給が不十分な場合ということでありまして、入所申し込みから入所に至るまでの基本的な流れは現行と変わりませんが、介護度1、2の方の特例入所につきましては、新たな判定基準となりますので、その対応につきましては必要性、公平性、妥当性などを総合的に判断していかなければならないところであります。

今後、国の通知の改正を受け、条例などの改正など必要な対応を進めてまいりたいと考えているところであります。

3点目のこれまでの介護予防給付となっている要支援1から2の対象者の訪問介護、通所介護は市町村で実施する地域支援事業に移行になることから、市町村間で格差が出るのではないかと、そういう御質問であります。従来は全国一律の基準に基づきますサービスから地域の実情に応じた市町村事業へ移行となりまして、従来からのサービス事業所に加え、元気な高齢者を始め、住民なども担い手となり地域における支え合いによる支援に変わります。

8月には、本事業の実施に向けガイドライン案が厚生労働省から示されましたが、改正後も従来からのサービスは保たれることとなりますけれども、市町村の裁量で地域の実情にあわせた実施内容の基準や単価などを定めることとされております。その町の実情に合った利用料金やサービスの提供がなされることになりました。

実施に当たりましては、介護サービス事業所や地域の方々などの御理解、御協力をいただきながら、充実したサービス提供ができる仕組みづくりを目指していく必要があると考えております。

次に、4点目であります。国会での法案成立、また介護、障がい者福祉事業所の人材確保、処遇環境問題であります。これの付帯決議に本町はどう受けとめているかという御質問でありますけれども、本年6月の参議院の厚生労働委員会において、法律案に対する付帯決議で介護障がい者福祉従事者の人材確保と処遇改善並びに労働環境の整備に当たっては、早期に検討を進め、財源を確保しつつ幅広い職種を対象にして実施するように努めることが決議されました。

現在、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会の福祉人材確保専門委員会では、多様な人材の参入、支出の向上、環境改善の観点から、また介護給付分科会では賃金水準だけでなく、処遇改善、労働環境などの視点から人材確保などについて検討が進められているところであります。

何といたしても、この付帯決議と言いながらも、この部分がしっかりと確立されることによって、現場のマンパワーの確保がそれぞれ潤沢に進むということの全国の願いでもありますので、このことについてはしっかりと私どもも取り組みを強化をしていきたいなというふうに思っています。

福祉、介護サービスは人間の尊厳を保つ使命感なくてはあり得ませんし、利用者の尊厳を尊重した一人一人に質の高いサービスの提供を求められております。本町の町内事業所におきましては、これまでも利用者の皆様が人間らしく豊かな暮らしを送れるように、職員の研修を深めながら真心のこもったサービスの提供に努めております。

これからも一層、利用者一人一人のニーズや状態に合ったサービスの提供と魅力ある職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 再質問させていただきますけれども、2点目の特別養護老人ホームへの新規入所に当たって、先ほど言いましたように介護3以下、1、2の方たちは入所する場合の、今の答弁ですと判定委員会ですということですが、判定基準というのを設けてというふうになっていきますけれども、率直に感じますことは現状の中でもなかなか待機組が多くて入所ができないということになっているわけですが、既に入所はできないけれども、申し込みのしてある人たち、いわば介護度3以下に申し込みをしている人たちの扱いというのはどういうふうになっていくのか。

それと、こういった形で判定基準を設けてやるということになれば、大変、厳しい、今までと違って厳しい条件になるのではないかと懸念するわけです。それで結果として、家族介護とか、自分の行くところはなかなかないというような、そういう状況になりはしないかという懸念があるわけですが、この入所判定委員会のそう

いう基準で今まで以上にその判定が厳しくなるということはないのかどうか、私はその厚生労働省が基準をつくるということになると、その辺は大変、厳しいものになるのではないかという懸念をしているのですが、その点についてどうなのかお伺いをします。

3点目の通所介護と訪問介護が地域支援事業に移行になるわけですが、先ほども言いましたように、この地域支援事業というのは訪問介護、通所介護だけではなくて、そのほかにまだ事業もあると思いますけれども、それらを含めて市町村の実情に応じてということになれば、当然、何らかの形で変更する可能性があるというふうに思うのですが、その事情というのがどういうことを言っているのかちょっとよくわかりませんので、財政事情なのか、あるいはそれぞれの介護者の取り巻く状況なのかわからないわけですが、その辺のところ、今の答弁では従来と変わらないということでありますから、そういう形で進んでいくのだと思いますが、ただ、今、言われていることは一応、国は介護給付と同じようなお金を出すと、そういうふうには言っておりますけれども、それが本当にそうなるのかどうかという実は議論もありまして、そういう意味では国のそういう姿勢というものに対してもきちんと申し上げるところは申し上げて、今までのようなサービスをやはり確保できるということが大事だと思うのですが、その点について2点、お伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 要支援1、2の入所について基準が厳しくなるのではないかと御心配でありますけれども、基本的には本町においては現行と変わらないと、こう受けとめていますし、現在でも50名の入所のうちに要介護1が1名、要介護2が3名でいるのです。それは先ほど言いましたようにひとりであるのが困難だと、またそれぞれの生活環境実態とか、家庭の事情など含めて考慮して、要介護3以下1、2の人も入所させていただくというのはそのとおりであります。これからはその部分については国の指針が示されても、それは同じことでもありますので、ただ手続き上、今までは一括だったのが、それが先ほど言いました手続き1、2については、手続きが若干変わってくるというぐらいで、中身は変わらないと思っています。

あと、2点目の質問については、ちょっと聞き漏らした点がありますから、ちょっと担当のほうから2問目、答弁させていただきます。

議長（方川一郎君） 吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） お答えをします。

実情というのは、地域、市町村の事業にかかわるわけでありまして、今までどおり身体、専門的なサービスについては今までどおり専門の事業者が行うこととなります。例えば、訪問介護ですけれども、専門的なことは今までの事業者、そして例えば洗濯だとか、掃除、ごみ出しなどというのは地域の皆さんの協力、あるいはボランティア、NPO等にやっていただくということになるのですけれども、それは地域に

よってみんながみんな全てNPOが例えばそろっているとかが、団体がいろいろたくさんあるとかというところ、あるところもあるでしょうし、ないところもあるので、そういったことも考慮しながら、今後、市町村の裁量、判断でもって細かくはこれから指針がさらに示されるのですけれども、そういったことでそれぞれ地域の資源などを検討しながら進めていくということであります。

以上です。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 一番心配しているのは、認知症にかかった場合、今、高齢化してきて、御存じのように認知症にかかる方が多くなっているわけです。

そういう意味でいうと、その受け皿というか、特別養護老人ホームに入る部分についてもなかなか今までの取り組みでは優先をしてということではやっていますが、その認知症についてもある程度、何か基準が定められていくのではないかとちょっと懸念もあるのですが、その辺のところをもしわかればお伺いをしたいと思います。

今、出ましたが3点目の訪問介護と通所介護の部分で、特にその地域支援事業の中で今回、変更になったのは、本別町には余りないですから、そのNPOとか、ボランティアというのは、これはどこまでかというのはちょっとあるのですけれども、政府の考え方としてそこを補完するという考え方もあるわけです。それが、そういう方向に変更になっていくことによって、もう一方でサービスの低下というのはないのかどうかというのが、私なりに懸念されているところですが、その点についてももう一度お伺いをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） お答えをします。

認知症の関係について、まだ具体的にどこまでという指針は示されておりませんので、今後の通知を待ちたいと思っています。

地域支援事業につきましては、本町におきましては今までも例えば生活介護支援サポーターですとか、安らぎ支援、あるいは在宅福祉ネットワークの皆さんなどの取り組みが実施されております。

当然、制度改正によりまして市町村事業になるとときには、当然、市町村が責任を持たなければならないというふうに考えておりますので、どのような方向になりましてもサービス、これまで受けていたサービスを低下させることなく利用者の方に不便をかけないようにこれからも努力していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

9番（高橋利勝君） 終わります。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前 11時52分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番大住啓一君。

4番（大住啓一君） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました4問について質問をいたします。

それでは、1問目の消防広域化の状況についてお伺いいたします。

消防は、地域の皆さんの生命と財産を守る重要な行政組織であり、また、消防団は地域に密着し、献身的な活動をしている組織です。広域化の状況並びに今後のスケジュールと消防団に対する考え方を伺います。

消防の広域化については、平成25年3月定例議会において質問をしております。さらに、今定例会冒頭には行政報告があり、議員協議会でも説明がありました。行政報告や議員協議会での説明によりますと、組合の名称は十勝広域消防事務組合と定めた規約、これは案でございますが、12月議会に提案を予定し、管内19の市町村の議会決定が整った後、来年2月ごろに知事に対し新たな広域消防組合設置について許可申請を行うとの報告がありました。

平成27年度は、各種準備を進め、平成28年4月の運用開始の予定との説明がありました。広域化後は、自治体の枠、俗に言う町境を超えた出動も想定されることから、消防団の方々に対する説明、さらには町民の皆さんに対する説明をどのように進めていくのか、町長の考えを伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の消防広域化の状況についての質問の答弁をさせていただきます。

十勝圏における消防広域化の取り組みの経過がございますが、これまでも必要に応じて行政報告で9回、議員協議会でも9回にわたりまして、協議会の経過及び今後のスケジュール等について説明をさせていただいているところであります。

御質問の消防団に対する説明ですが、協議内容についてはこれまでも必要に応じて消防団の幹部会議や、また懇談の場でも説明をしているところでありますが、先日の議員協議会におきましても広域化における災害出動計画案について説明を申し上げましたが、十勝圏の広域消防運営計画に基づき現行の出動区域を基本として、直近署所からの出動を図り、消防団との連携を現行どおり維持することとしております。

今回の災害の出動計画案によりますと、出動区域の見直しが示されましたが、十勝圏における各会議において、住民サービスに影響が出ないように協議、検討することになっておりまして、検討結果を必要に応じて消防団に説明をしていくという考え方です。

なお、町民に対する周知につきましては、基本的には十勝広域で統一して行うもの

と考えておりますが、本町といたしましても必要に応じて関係住民の皆さん、そして町民に対しての周知を図っていきたくと考えております。

以上、広域消防化に向けた取り組みであります。本町としてはこれまでどおり防災体制の機能を低下させることなく、町民の安全、安心の確保をしっかりと見据えながら協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長より今、答弁をいただきました。

我々議会には協議会、行政報告等でおのおの9回ほどの答弁がありました。私思うに、消防の広域化については十勝の19の市と町と村が一つになるということでございます。これは、町村合併に匹敵するような大きなことでございます。10年ほど前になりますが、町村の平成大合併が出てきたときには、限りなく町民の方々と説明会を行ったというふうに認識しております。

したがって、町といたしましてどのような形で、どのようなスタイルになるのか、これは一つの例として申しますと、町の境目を超えて出動するというところがございますので、足寄町境に面した地域にお住まいの方は、救急を呼んだときには間違いなく足寄消防署からの出動になりますし、あってはならないことですが火災が起きた場合には、足寄のほうからの出動になると、消防団については足寄消防団等々云々の出動はなく、本別の消防団が自分の町の中は自分の町の消防団で対応するというところがございます。

したがって、浦幌の上浦幌にあってはならない火事が出たときに、本別消防署の方々が出動し、浦幌の消防団が来るというような形になるのかなという説明をこの間、聞いたときには私なりに認識しております。

救急車や、町長もおっしゃいましたが命と財産を守る消防でございますので、その辺を事細かに町民の方々、ほかの町に隣接している方々は多少のことでも心配の種だろうと思っておりますし、一つになって経費の節減、いろいろな部分での経済効果はあると思いますが、そこにお住まいの方々が最優先の生命の安全と財産を守っていく、これは地方の自治体にとっては最優先課題だというふうに私は認識しておりますので、その辺、新しい組合に移行するというところがございます。

くどいようですが、町民の方々に12月に各町村一斉に議決をとるということがございますから、この2カ月ちょっとの間にどのような形で進めるのか、細かく考えておられるのであれば、その答弁もいただきたいと思っておりますのでございます。

それと、先ほど町村合併ということでお話させていただきましたが、十勝では町村合併したのは一つの例に過ぎません。この広い管内を町長も町村会長としてトップに立っておられますので理解していると思っておりますが、出動体制が短く、時間が短くなる

ところもあれば、よその町から、よその自治体から来るといふこともございますので、その辺、団員の人たちにも説明はしているようでございますけれども、そこに居住を構えている町民の皆さんにも細かく説明するべきというふうには判断してございますので、その辺を再答弁を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 何回も説明させていただいて、御案内のとおりと思うのですが、住民説明は絶対しますよ。やらなければだめですから。でも、基本的に消防団の対応など含めても現行と変わりありません。

ただ、今の計画案では、例えば新生だとか、本別よりも足寄で、例えば足寄町の緊急出動のほうが近いだとか、そういうところはもちろんあります。上押帯は一部上土幌だとかありますが、それはまだ案の段階ですから、これが具体的に詰めて緊急出動の体制などどうするのか、それは直近署所の出番と現行の行政区域の自治体の出番と、これはこれから消防署で詰めます。

消防団の対応は今までは基本的には何ら変わりません。これはずっと説明していますから、消防団の皆さん、これは全面的に理解をいただいていますからこれも心配ないと思います。

ただ、今、質問のあった中のは合併とは全く違いますから、これは全然。十勝の、ここの消防の広域が一つになって、より緊急だとか、救急がスムーズにいて、利便性だとか、住民の暮らしがより安全・安心度が高まるということの、この消防の広域になるということでありまして、細部については災害出動計画案が示されましたけれども、これにそれぞれ十勝の全体で協議して、本別だけではありませんから、それぞれの自治体がこの地域はどこから出てどうしたら一番利便性が高いのか、一番安全性が高いのか、こういうことはこれから詰めますので、その方向性が出た時点では、しっかりとその該当する地域住民の皆さんには説明することは当たり前のことであるから、それはしっかりやる。

これは、十勝の広域の消防の役割としては説明しますし、当然、私たち本別町から本別町の責務として、その地域住民にしっかりとそのことを知らせるといふことは当たり前のこのことであるから、その辺は御心配のないように、地域の人々が不安にならないようにしっかりと説明するといふことは、十分、それは説明させていただくと、こういうことになっておりますから御心配をなさらないといふことも含めて、住民の皆さんに既に自治会長さん会議の中でもお願いを申し上げながら作業を進める。

ただ、28年4月スタートですから、それまでにことしの12月に議会の議決というのは、今まで事務組合のその体制を解散するといふ議決をいただいて、それから具体的な作業に入ると、こういうことになっておりますので、順番をしっかりと踏まえながら、地域住民の皆さんには必要な説明をしていくと、こういうことになりますので、あらかじめ御承知いただきたいと思っております。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長から答弁をいただきましたが、町民の皆さんの安心と安全、これは当たり前のことでございます。ここにいる皆さんも思っていることと同じでございます。

12月に議決をいただくというような町長のお話でございましたが、それは案としていただくということの解釈でよろしいですか、違うのですか。その辺をもう一度、答弁していただきたいということと、町民の皆さんにどのような形でということを進めるのかということ聞いております。

それで、町民の皆さんに説明するの大事だということの答弁でございますけれども、どのようなということは、あと2カ月ぐらいしかない中で、我々が解散議決をした後にでも町民の皆さんに説明入るといことですか、その辺をきちんと説明していただかないと、ちょっとわからなかったものですから、その辺を再度、求めるものでございます。

それと、十勝圏の一つになると想定されているところの説明というのは、仮に本別町にも入ってきて、説明をするということでございますか、その辺も含めて答弁を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 12月の議決をいただくというのは、先ほど申し上げましたように今の消防体制を解散して、新しい組織にするという、そういう条例の提案をさせていただき、解散議決と、それから新しく結成するその旨の了解をいただくという、そういう議会の決議でありますから、災害協定、災害出動の先ほど申し上げました案については、今、案が示されておりますので、これはそれぞれの自治体と直近署所の範囲の中で協議をして、最終的にどこから出ていくのか、どういう出動をするのかということを決めます。その決めたことにおいて、初めて住民説明がなされるということありますから、これは当然、十勝の広域の統一した十勝圏消防組合の中でも説明を求めることができますし、それで、私たち本別なら本別の役割として、それら責任持って地域住民の皆さんに不安のないように説明すると、こういうことありますから、その辺は心配がないように理解いただきたいのと、スケジュール的にはそのようなことになっておりますから、具体的な説明は方向性がしっかり出たら、これは間違いなくすると、こういうことになるわけですから、そのことについては間違いなく実施するということありますので、またそれは議決おいた後、28年4月スタートまでにはしっかりと完璧にその地域の住民の皆さんに説明をし続けていくと、こういうことありますから、スタート時には不安のないようにスタートすると、こういうことになっておりますので、その理解をいただければと、以上でございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番(大住啓一君) 町長も心配ないよというのでございますから、それに対して私どもどうのこうのという立場ではございません。

ただ、私どもも議員として町民の皆さんの付託を得てこの席に来ておりますので、議会の解散議決、それから将来の部分についての議決、それはそのときの議員の皆さんの各位の考え方だと思うのですが、それが終わってから28年4月までの説明をするというような部分のニュアンスに聞こえたのですが、いずれにしても私が先ほど来から言っているのは、その都度、その都度、町民の皆さんに例え案であっても、例えば町長、先ほど例題的に申しましたように新生の方々、上押帯の方々という実例も出てきていますので、その辺の町民の皆さんが心配しないような形で進めるべきではないかと思っておりますので、その辺、答弁を求めるものでございます。

議長(方川一郎君) 高橋町長。

町長(高橋正夫君) 説明できる条件が整ったら説明するというのは、基本的にそのとおりしなければなりません。

ただ、案が出たからその都度、説明すると逆に混乱するというのがあるのです。例えば、本別の消防、例えば救急体制とすると、心臓だとか、脳の血管障害と認められるものは直送します、かかりつけも含めて。でも、近隣の自治体はそれをやっていないところもあり、それら辺の整合性をちゃんととらないと、説明して来てくれるかなと思ったら来ないとなった、そんな混乱も実はあるわけですから、それはその辺も含めて直近署所から出るということがもし合意にするのだったら、そういう条件も含めて方向性が出て合意のめどが立たないうちは説明したら返って混乱になると、こういうことがありますから、どちらにしてもそういうことも含めて新しく体制になるまでは必要な説明をきちんとして、住民の不安のないように、これは役割として何回も言いますが、やっていくというのは当たり前のことですから、それはしっかりやっていきます。

これは、ぜひ御理解いただいて、あとは、火災だとか出動の団のほうについても、それはもう十分にそのとおり対応していきますし、今までもやってきていますので、それについては大幅に変更はありませんので、ほとんど影響はありませんので、今、言われるのは緊急出動、救急の部分だけです。その辺は押帯地区もありますし、新生地区もありますし、そしてまたこっちの例えば浦幌地区だとか、そういうのもありますし、そこら辺の詳細について案として示されたけれども、それを詳細をこれからしっかりとそれぞれの該当の自治体と協議して、一番よい方法をとると、こういうことで、その方向が定まったらスタートまでにはしっかりと説明して、十分に安心してサービスを受けられるような、そういう体制をしていくと。

以上であります。

議長(方川一郎君) 大住啓一君。

4番(大住啓一君) 何回もくだいようですが、そうしますと町民の方々の説明は

案が出てから入るといような解釈をさせていただきます。今、町長の細かい説明で
るるわかりました。

1点だけですが、12月に定例会を控えてございますので、その折には大体の目
安といいますか、そういう部分が出てくると思いますので、そのときにはそういう我々
議員に対しての説明は当然あると思います、その1点だけ確認させてください。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 大住議員、一番理解をしていただけたと思うのですが、その
前に三町で議会があるので、三町の広域の議会の中で説明がなければ、それぞれの自
治体の議会に説明がないということですから、まず、それは事務組合の議会の中で説
明があると、それはあくまでも例えばうちで構成する三町の大枠の了解をいただいた
中での説明ですから、それはもうしっかりとやっていくということでありますから、
その辺はもしなければ三町で発言していただいて、実行できるようにしていただけれ
ばいいかと、こういうことですからよろしくお願いします。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 続きまして、2問目でございます。

旧仙美里中学校の利活用についてお伺いいたします。

仙美里中学校は、平成26年3月をもって閉校となりました。地域の人たちにとっ
ては非常に寂しい思いのことと察しております。校舎、体育館の利活用について、今
までの経緯と今後の対応について伺います。

旧仙美里中学校に関しては、平成24年12月定例会において質問しております。
教育長からは役場内部に新設した仙美里中学校施設等利活用検討委員会で、地域の皆
さんの意見も聞きながら検討する旨の答弁がありました。

現在は、地域の方々を中心とした組織もある中で、町として特別支援学校高等部の
誘致を進めてきたと聞いておりますが、新得高校に2016年開設する旨の新聞報道
がありました。地域の方々は、役場、教育委員会から早い時期での説明を求めている
声もありますし、説明すべきと思います。

これらのことを踏まえ、今後、どのように対応し、進めていくのか考え方を伺いま
す。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） 大住議員の2問目の御質問でございます。

旧仙美里中学校の利活用につきまして、御答弁をさせていただきます。

旧仙美里中学校の利活用につきましては、仙美里地区の皆さんに特別支援学校の誘
致活動につきまして御説明をし、地区の皆さんから特別支援学校誘致に向け最大限の
努力をしてもらいたいとの御意見のもと、特別支援教育を支える会を初めといたしま
した各関係機関、団体の皆さんの力強い御支援を賜りながら、誘致実現に向けた活動
を展開してきたところでございますが、去る9月2日、北海道教育委員会は新得高等

学校に中札内高等養護学校の分校として、平成28年度に新たに特別支援学級2間口の新設を決定したところであります。

今回の北海道教育委員会の決定は、まことに残念な結果ではございますが、特別支援教育を必要とするお子さんの中学校卒業後におけます進路先や就職先の確保など、将来ある子供たちの社会参加に向けた専門的教育を受ける場を広げるため、地域における特別支援教育の環境整備をさらに充実するよう、引き続き北海道教育委員会に要請してまいる所存であります。

いずれにいたしましても、今後におけます旧仙美里中学校の利活用につきましては、仙美里地区の活性化に結びつく施設として活用されるよう、総合的な見地から利活用先を検討してまいりたいと考えておりまして、今月29日には仙美里地区の自治会の役員の方にお集まりをいただき、地区検討会議を開催し、特別支援学校誘致に関する件につきまして御報告申し上げますとともに、今後の取り組みなどについて協議することといたしております。

また、役場の内部組織として平成24年10月30日に立ち上げました仙美里中学校施設等利活用検討委員会につきましても、仙美里地区の皆さんや各部局から提案されました利活用方法について検証作業を行っていくところでありますが、より実行的な利活用を見出すために同委員会組織を再編するとともに、今後におきましても仙美里地区の皆さんからさらに御意見を賜るなどをいたしまして、より広範的な活用方法を検討してまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、御答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 今、教育長から細かく答弁をいただきました。

取り進めてきたことについての報告は理解いたしました。

皆さん思うことだと思うのですが、建物は時間を空ければ空けるほど傷みが早いと申しますか、この3月で、4月から使わなくなってもう半年が過ぎております。ちょっと調べさせていただきますと、校舎につきましては1,800平方メートル、坪数でいいますと570坪ぐらいになりますか。体育館は1,000平方メートルを超えておりますので300坪ぐらい、グラウンドは1万平方メートルですから、大体坪に直しますと3,000坪程度になるかと思うのですが、それらのことと教員住宅も7戸ほどございます。これは、先生方が入居していたところでございます。

いろいろな使い方があって、この場で私がどういう使い方、こういう使い方ということでは申し上げることはいたしませんけれども、文部省の考え方といたしましても、日本全国的に子供さんの数が少なくなってきて、学校の再利用のあり方というのは相当、検討している部分もあると思います。

前回の質問でも述べさせていただいておりますとおり、ありとあらゆることが今、可能な状況になってきておりますし、補助金の適化法に抵触しない程度で、あらゆるも

のでできるというような内容になっているかと思えます。

これらの今、述べさせていただきました坪面積の大きな建物が二つ、これは昭和62年と63年に体育館が1年おくれでございますけれども建設したものでございます。地域の方々から見れば、相当、有効な使い勝手になるのではないかと、教育長の答弁にもありましたとおり支援学校の再度要望するということであれば、それらを見守ることも一つの考え方だと思いますけれども、地域の皆さん方と情報を共有するというのは、すばらしい建物がそろっておりますので、何としても地域の皆さんの要望に応えるべく行政サイドとして働きかけていくのも一つの考え方かなと思います。

それと、活用しているのは十勝管内でも若干、新しい古いはございますけれども、清水町では小規模の介護施設、足寄町では御承知のとおり木質のペレット工場、大樹町ではチーズ工場等々の転用と申しますか、使い勝手をしているようでございます。ぜひ、私ども議員といたしましても、立場的にもすばらしい使い方を地域の方々ともども検討していただいて、持っていただければ、これに越したことはないのかなと思っているのと、支援学校の誘致についても相手のいること、道教委のあることでございますので、この場でどうのこうのということは申し上げませんが、その辺も細かく地域の方々へ情報提供していただければいいのかなと思っておりますので、その辺もお考えがあれば答弁ということで申し添えさせていただきます。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） 今、御指摘いただきましたように、今、空き家状態でありますから、老朽化と申しますか、早くなるというようなことも懸念されますので、私どもは当然、今までも急ぎながら、これからは急ぎ決定していかなければならないということを考えながらやっていますが、ただ、一方では地域に見合うもの、あるいは本町にとって、あるいは仙美里にとって活性化につながるようなものを入れないとならないというふうに思っております。

したがって、急ぎながらも慎重に検討することが必要だというふうに思っておりますので、その両方の視点でこれから検討を進めていかなければならないなというふうに思っております。

なお、特別支援学校について、先ほど御説明させていただいていますが、これは可能性というものが若干残っているわけでありまして、その部分についても視野に入れながら、他の有効利活用をこれから、また改めて検討していきたいというふうに考えているところであります。

これまで役場内に組織した検討委員会では、18項目ほど出ておりますし、地域の方々、仙美里の地区の方々からは7項目出ております。それらについても、実はこのプロジェクトが立ち上がったときには、もう既に特別支援学校の誘致活動も盛んにやっていた時期でありまして、その特別支援学校をまず力を入れないとならないということでしたものですから、まだ検証を全て終えている状況でありませぬので、これ

から上がってきたものも再度、精査する。そしてまた、新たに提案されてきているものもございますので、それらも含めて可能性ももちろん見きわめながら具現化していくよう、それも早目にそういったことができるようにやってまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 教育長から細かく、地域からも7項目ほど出ているということでございます。

最後に1点だけ確認させていただきたいのですが、教育委員会の教育長の答弁にもありましたとおり、建物を余り空けたくないというのは、これは誰が考えても同じことでございます。グラウンドのこしあたり相当、雑草が生えたりなどしておりますけれども、グラウンドのそういう管理だとか、校舎、体育館のそういう周りの環境整備といいますか、維持管理というのは、今現在としてどのような形でやっているかだけを御答弁いただければと思います。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） まず、建物の内部につきましては、職員が時折行って、窓を開けて空気を入れるということも含めて維持に努めております。

外回りにつきましては、これは毎日やるというわけにはいきませんので、これについても職員、それと就労センターのほうにお願いをして維持管理に努めているところであります。

以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 3問目に移ります。

暖房費、これは電気、灯油等でございますが、高騰に対する対策と公共施設への影響について伺います。

厳冬を迎える時期となり、暖をとることは極めて重要なことであり、暖房が完備されていない場合は生命が危険にさらされることとなります。電気料金の値上げや、灯油高騰など、憂慮すべきことと思いますが、町長の考え方を伺います。

なお、この質問は午前中に山西議員から同様の質問がなされております。重複しないようにしたいと思っておりますが、重なった場合は御容赦をお願い申し上げます。

1点目といたしまして、さきの質問にもありますように、電気料金の値上げの動きや灯油の高騰を踏まえ、過去に実施した福祉灯油の政策の講じるべきと思いますが、考え方を伺います。

2点目といたしまして、前段に申しましたように急激な電気料金の値上げや灯油、重油の高騰は本町の公共施設にも影響があるものと思います。また、公営住宅は近年、オール電化により建設しております。将来に向け、公営住宅、公共施設を建設する場

合、管理費を考慮した中で別の方法で建設することも検討すべきと思いますが、考え方を伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の暖房費、電気、灯油高騰に対する対策と公共施設の影響についての質問の答弁を申し上げます。

1点目の電気の暖房のっている方、福祉灯油事業の関係ですけれども、先ほど山西議員の質問に答えさせていただいたとおりでありますから、特に福祉灯油で灯油だけが対象でしたけれども、答弁のとおり、冬に向かって電気がこのようなことになるとは思っておりませんので、その激変緩和というか、先ほど申し上げましたけれども、本当に気持ちばかりの対策にしかないかもしれませんが拡大して、それぞれ少しでも気持ちを受け取っていただければと、そんなことで幅広く対応させていただくことにさせていただきます。

なお、必要な関連ものは12月の定例議会でまた提案させていただきますので、またよろしく申し上げます。

2点目でありますけれども、10月からの電気料金の値上げで公共施設の影響ということですが、大体、試算すると電気だけでも今まで1,400万円以上ということなのですが、でもこれ諸経費などなど入れて、もろもろというか、今の諸般の環境、条件を足すと約2,000万円弱ぐらいは影響が出てくるだろうと思うのです。まだ、確かな数字は出ていませんけれども、そのようなことでかなり危惧をしております。

交付税もまた、途中で1億以上も削減され、消費税が上がり、また諸物価も上がり、また労務単価などなど含めて、全て上がり、唯一下がっているのは地方公務員の給与だけですから、そういう意味ではこの電気の値上げというのは非常にどこの家庭もそうですし、事業所もそうですし、自治体にとっても大変な大きな打撃になるということでありまして、非常に大変な暮らしを強いられるのではないかなというふうに思っているところであります。

それら含めて、公営住宅の部分ですけれども、先ほど申し上げましたけれども、これらについても暖房だけではありませんけれども、電化ということでしてきました。電気がこうなったから、建て方もいろいろ考えるべきではないかということではありますが、今まで歴史上、本町もいろいろな公営住宅の建てかえいたしてきました。3階建ても建てたり、また日の当たるように同じ3階建てでも南向きに変えたり、北向きの部屋をなくして、結露もなくしてということで、できるならこういう本別町で住むためには、やはりもっともここに住んで、やはり本別らしいなという形には平屋で、できるだけ広々とした中で、そして地元産の木材の、木質の木を使った住宅がいいだろうということで、木材にこだわって公営住宅を建築してきました。

それにつけても、やはり一番恐ろしいのは高齢化などなど含めても、子供たちもそうですし、万が一ということを考えてときに、やはり火の取り扱いというのが一番、

やはりリスクが大きいということです。また、集合住宅というか、長屋的な住宅になりますので、地域住民の安全性も考慮して一番いいのはやはり電気だろうと、オール電化でよりクリーンに、そして気密性高く、暖かくということでもありますから、それでもこれだけ高くなったと言いながらも、試算をしてみますと、まだ灯油併用よりはちょっとまだ幾らかでも電気のほうが単価的にも、コスト的にも安く上がりますし、これからもこの部分については火を一切使用しないと、そして安全・安心、そういうことを含めて、この火災から身を守るなどなどを含めては、この建て方については、これからも変わることなく、電気でなるべくクリーンで、安全な方式をとっていくということをしていきたいというふうに思っております。

以上、答弁を申し上げて、この質問の答弁とさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長から1点目の福祉灯油関連につきましては、12月定例会に対応すると、山西議員のときの答弁と同じ答弁でございます。町長の判断に敬意を表させていただきたいと思っております。

2点目の問題ですが、オール電化の部分でございます。安全性ということで、集合住宅が安全性が一番という考え方、これは私も最もだと思っております。何かいい方法があればということで、検討材料の一つにはなるのかなと思っておりますし、国の対応によっては電気の再値上げ云々等も変わってくる可能性もあります。

しかしながら、この状況でいきますと相当高くなっていくのが目に見えてございますので、高くなっても集合住宅については安全性が必要だということについては、私も納得するところでございますので、その辺の考え方はそのように進めるべき点はあるかと思っております。

ただ、公共施設においては、昨年度完成いたしました給食センターのように、災害に対応するために例えば電気とガスと併用できるような形というのは、これは一番望ましい形かなと思っておりますので、これから総合計画になりますのでどういう建物が云々ということは別にいたしまして、そういう立場になった、タイミングが合ったときには、そういう柔軟な対応も必要ではないのかなというふうに考えておりますので、その辺、町長の考え方を再度、伺うものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 一般的に住む住宅と、また公共的に、さらまたそれにあわせて災害対応など、今、質問のように給食センターはそういう意味では、いざというときに炊き出しを含めて、当然、一番は停電というのが一番、冬も夏も一番大変なわけですから、そのときに煮炊きできなければなりませんから、それでそのときはちゃんとガスを利用して、しっかり煮炊きできるということに併用しておりますので、必要の用途に応じては当然、ガスもありますし、時には直炊きの木材でも、そういうこと

も考えられますし、そういうものは十分に将来を考えた中で、またそういうエネルギー需用などを考えた中で対応していきたいと思えます。

ただ、電気がこれ以上上がるというようなことについては、なかなかそれは企業と言いつながら許されることではなかなかない状況だろうと思っておりますが、これは原油が上がれば全部上がりますから、だからその部分と今、質問のあるように緊急対応だとか、災害だとか、いろいろ含めたときにはやはり一番、どの施工がいいかというところやはり併設するだとか、いろいろそういうことは十分考えて、電気だけにこだわることはありませんから、いろいろ暖の取り方、またそういうエネルギーの使い方含めては、しっかり考えて対応していくと、こういうことでもあります。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長から柔軟な答弁でございます。私もそういうふうにお思っております。

ちょっと離れる部分もございませうけれども、これから厳冬期になって、福祉灯油関連については配慮してもらおうということでございませうし、これからあつてはならないことではございませうが、災害等とも考えられます。

建物、公共施設というのは、町民の皆さんのよりどころでございませうので、その辺も柔軟に対応していただくということでございませうし、全部が全部、電気がオーケー、灯油がオーケー、重油が全部オーケーということでもございませう。古い燃料でも、化石燃料でも何でも使えるものは柔軟に対応していくということでございませうので、町長もその辺の考え方は当然していると思えますけれども、再度、その確認をさせていただきたいと思えます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） そのとおりでございませうと言つたら終わつてしまうので、本当に施設の用途、そしてまた住民の暮らしを支えるという中での判断をしっかりとしながら、当然、建設するときには議会の皆さん方の御同意も諮らなければなりませんから、しっかりと町民のニーズに合わせた、将来に禍根の残さない、そういう施設の設計や運営や施工をしていきたいと、こう思っております。

以上でございませう。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 4問目に移ります。

企業誘致による本町への効果について伺います。

カラマツ梱包材製造最大手の本別工場が本年完成し、現在に至つています。本町への経済効果は大きいものと思えますが、雇用の状況と原木の取り扱いについて、町長の考え方を伺います。

企業誘致の件は平成24年10月31日の議員協議会で報告されております。以下、

2点について伺います。

1点目といたしまして、雇用従業員は現地、本別町において雇用を想定し、20名以上の雇用を見込んでいる旨の当時、報告がありました。現在、工場で働いている従業員の方は何名なのですか。そのうち、地元本別町に住所のある方は何人なのか伺います。

2点目として、原木は町有林で約1,100ヘクタールのうち、40年以上の樹齢のものが約6割、民有林が1万800ヘクタールのことで7割以上が41年生以上ということで、かなりの原木があり、伐採後については積極的な造林事業を森林組合と協議をしながら展開していく旨の当時、報告がありました。

現在の状況と造林事業に対する考え方を伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の4問目の企業誘致による本町への効果についての質問の答弁をさせていただきます。

企業誘致に伴います製材工場の誘致につきましては、この間、本会議の行政報告などで概要について報告させていただいたところでありますが、今回、誘致をさせていただいた工場は道内においてカラマツの梱包材などの製材を行っている企業でありまして、大空町、幕別町、大樹町、平取町に工場を有しながら、今回、本町への進出で5工場目となるものであります。

本別工場は、年間最大約3万立方メートルのカラマツ材を活用して、梱包材やチップ材、オガ粉などの製造販売を行う計画で、工場、倉庫、事務所など約2億5,000万円の設備投資を行い、本年1月から本格的に稼働しております。

従業員は稼働時21名で、採用応募は38名を超えたということではありますが、最終的には21名の雇用でスタートしました。

本町にとっては、雇用の促進、さらには定住対策や林業、林産業の振興につながるものと大きく期待をしているところでありますが、1問目の質問の答弁であります、開設当時21名でスタートしましたが、9月の現在では今、18名で、そのうち町内の在住者が10名、町外から本町に移住した方も1名ということでありまして、転入ですね、それから町外からは今、8名が通勤をされているということでもあります。

計画では、ピーク時、現在も26名の従業員を見込んでおりますので、常時、ハローワークを通じて募集しております。

また、話を聞きますと随時また応募があるようでありますけれども、なかなか工場というものについてはなじみがないせいか、わかりませんが、ほかの企業のことですからわかりませんが、定着していただければずっと雇用できるのですが、やはり何日かでその工場というのを見て、体験してみて、なかなか務まらないという人も中にはいるそうでありますから、早くこの予定の人数が確保できて、雇用の安定、そしてまた企業の操業の安定につながってくればいいなと、私どももこう思っているところ

であります。

特に2点目の原木の取り扱いと造林事業についてであります。企業誘致、工場が安定的な経営を継続するということも含めて、せっかくのこれだけの工場が来たわけですから、何といても原料がなければ、これは成り立ちませんので、御質問のとおりこの原木となるカラマツの取り扱いについては、私どもも一層、また木を使いながらしっかりと対応していきたいなというふうに思っています。

議員の今、御質問のとおり、収伐を迎える有望なカラマツ材が今、かなり大量に出てきておりますので、誘致企業育成のためにも町内産のカラマツの供給の必要性については十分理解しておりますから、私有林の供給については個々の林業経営ということでもありますから、町が直接、介入するということではできませんけれども、森林組合初め、町内の林産業の皆さんに原木の供給などの協力をお願いをさせていただいているところであります。

特に町有林のカラマツの売り払いにつきましては、誘致企業も含めて町内の林産業者を指名の相手方として、競争入札による財産処分を執行しておりますので、誘致企業の経営努力によって原木の確保に期待しているところであります。

特に、今、御質問の造林事業についてであります。今まではなかなか山の木も売れないし、新たに木を植えるといったなかなか経費かけてというのはかなり希望的には遠かったのですが、おかげさまで企業が来ていただいたおかげで、今まで売れないだろうと思った山がしっかりと財産形成になるし、経済林としても有効になるということを含めて、町としても25年度の造林事業の植栽と下刈りの個人負担の軽減対策として、補助金を大幅に見直させていただきました。

それで、山林所有者の造林意欲の喚起ということで、今後とも循環させていかなければなりませんので、植える、育てる、そして切る、また確保する、また植えるということで、循環型の林業目指して、国や道の補助金も有効に活用させていただいて、さらに町の補助金を上乘せさせていただきながら、造林事業の強化を図っていくと、こういうことでさせていただきます。

関係機関との連携を図りながらということでもありますから、特に本町の森林組合も含めて、しっかりと営業していただいて、そういう事業にどんどん乗せていただきながら、この林業の振興、造林のさらなる拡大に向かって努力していただくことと、さらに未立木地、これは不在地主もそうですけれども、未立木地解消のためには本当には一汗も二汗もかいていただいて、言ってみれば用地、山さえ貸していただければ、あとは植えるも育てるも切るも、全部やりますよと、あとの生産したときの資金だけは、金銭面についてはちゃんとしっかりお返ししますよ、それだけぐらいの体制をとっていくということであれば、そういう造林の意欲も湧いてくるなと思っておりますので、そうしなければなかなかやはり何十年という大意の森林行政ですから、自分の時代ではなくて、やはり今が売れば、孫の時代か、その時代ぐらいになるということ

含めて、非常に時間のいる事業であります。半面、それだけ時間がかかるからこそ、より必要だということで、今、植えなければ将来、物になりませんので、そのこと含めて、本当に手出しをしなくてもこの造林をして、きちんとした山づくりができる、このような体制に向かってしっかりと努力させていただいています。

以上、申し上げて、この森林林業、本当に企業のおかげで大変な今、これからの大きな希望がわいてきたというふうに思っておりますので、以上、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長から細かく答弁がありました。

今、工場で働いている方は18名ということでお聞きしました。順調に推移しているのかなという判断はいたします。町長も当初から申しているように、私どももいたしましても本別町で仕事をしている方々、俗に言う雇用の場がないというのは、もうひしひしと町民の皆さん思っていることだと思います。この企業に限らずです。どのようにして若い方をこの町に残っていただいて、仕事をしていただくというのは我々最大の付託だというふうに考えておりますので、町長もその辺は理解しておりますし、そういう政策も打っていると思います。

したがって、この工場も3月にオープンしたときには、相当の皆さん期待感があつたのかなと思っておりますが、何せ私も聞き及びますと作業が相当ハードな部分もあるやに思っていますので、その辺もなかなか長くおられない方もいるのかなというのは認識はしております。

いずれにいたしましても、行政から一企業に対してどうのこうのということは申し上げにくい面もあるかと思っておりますけれども、それらも含めてフォローすべき面はフォローしていけばいいのかなと思っております。

2点目でございますが、これは町長も林業に対しては造詣の深い部分があると思えますし、私が思うには同じことだと思いますが、林業については50年、100年の仕事でございます。山が裸になって、森としての効力をなくすることになれば、当然、畑も立派な畑になりませんし、海も立派な海にならないと、これはもう昔から言われていることだと思います。

私ども中間にいる者として、山を管理していくというのは非常に大事なことでございますし、今、答弁の中にありましたように森林組合等云々、また国や道の事業も含めた中で造林事業、植林事業を進めていくというような中身でございます。今、本別町の道路を走りますと旧学校林、旧部落林等々の部分においても伐採が終わって、あつたような形になるのかなというように心配をされている町民の方々があります。今回の工場が来ていただいた中で、原木に対する需用が高まったということでございますので、それらを一つのステップワークにしまして、次なる段階に向かっていくべきではないかと私は思いますので、その辺、町長のお考え方を伺うところでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 質問のとおり、そのとおりに受けとめながらこういう企業誘致ということで努力させていただきました。

そのためには何といっても原料がないと、これはどうしようもないことですから、これはもう会社から、大きな会社ですから、とにかく本別町というところはちゃんと原料ができるのか、供給できるのかというような第一条件になりますから、それと人、これがなければだめだということでありますから、言ってみれば設備投資だとか何とかというのは、それは企業の努力で何とかなりますけれども、原料と人手だけは、これは企業の努力でも何にもなりませんから、町も最大限の協力をするということがなければということが大きな条件になっていました。

人は本当にほかの町からも通勤していただいたり、でもここに住むということも含めて、これからもっともっと対策も講じなければならない、例えば住宅政策もそうですが、やはりそういうニーズに合わせたような、これは工場だけではありませんから、今、質問のありましたように誘致というか、町内にある企業も、また福祉施設もそうですけれども、多くの町内だけでなく、町外の人にも協力をいただいて成り立っているというのがありますから、できる限り町内に住んでいただくということを含めて、そういうニーズもありますから、その住宅政策をしっかりと立ち上げていかなければならないと、そのようなことを含めて少しずつでもやはりそういう期待を込める、このたび提案に出させていただいているのは、道の職員住宅が今も、これからは使わない、まだグレードのときに使えるものはなるべく早いうちに町のほうに譲り受けて、そういう多目的に供用できるような、そういう住宅もやっていくということで予算を出させていただいていますから、そういう対策も合わせてやらなければ、なかなか定住させていただけないということで、しっかりこれもやっていきたいなと思っています。

特に、この森林の育成ということですから、特に名指しであれですけれども、森林組合を育成してほしいということをお願いしました。なぜこういうことを言うかという、だんだん山の現場で働く人たちが少なくなってきて、もうそれも高齢化してきて、後継の問題ですね、でも、この木を見て、この葉っぱを見て、これは何の木だという、これは大体わからない世代になってきました。そういう技術的なことも、例えば施業の方法だとか、また、いろいろチェーンソーの使い方も特にそうですけれども、そういうことを含めて育成する人がいないと、どんどん本町からも森林、林業、幾ら山があっても、それを管理したり、施業してくれる人がいなければ林業として成り立ちませんので、いつも林議員にもそうやって御指導をいただくのですが、本当に私たちもこうやって頑張ってきているという、今、本当に失礼だけれども元気なうちにいろいろやっていかないと、この大手の工場の経営者にもそのことを強く要請しています。できるなら山行くときには、うちの森林組合の若い職員たちも同行させていただいて、その山の調査をしてこれは何立方ある、これは何年生含めて、山見たらそうい

うことが一目でわかるぐらいの人材に育てていただけるようぜひ協力してくださいと言っています。

そして、森林組合は直接、組合長さんや参与さんに来ていただいて、こういうことで町の補助を2倍、3倍にするので、あとは皆さん方が林家、農家の皆さんや山持ちの皆さんに声をかけていただいて、未立木地だとか、また伐採だとかいろいろ含めて営業してくださいと、そうすれば手持ちなしにしっかりとやれるだけのこの補助体制を本町はつくりましたら、これ以上の条件ないのに、仕事がないと言って森林組合の経営がだめだったら大変なことだから、このことはということで、しっかりそれを申し述べさせていただいていますから、うるさいと言われるぐらいの話をさせていただいて本当に大事だから、今、育ててくださいということをお話しておりますので、これもこれからもずっと続けながら、本当に一日も早くそういう技術的な若い時代が育つように、それが本町の財産になりますので、そのことでやっていきたいと思っております。

そういう、それらのいろいろなその立場の人が力合わせてやったところからの本町の森林、林業含めた、やはりこの町を支える大きな産業として、昔はこれだけの林業の町だから、あれだけの人がいました。

そういうことも含めて、もう一度、その夢もこれから努力次第で広がっていくわけですから、そのことを察していただければと思っておりますので、事あるごとにそういう打ち合わせ、相談をさせていただきながら、しっかり人材育成と森林、林業の発展のために力を合わせて努力していくと、こういう体制をつくりたいなというふうに思っておりますので、町有林やまた学校林など含めて御心配な向きあるかもしれませんが、先ほど申し上げたように絶対切ったら植える、植えて育てる、そしてまた切って加工する、この循環は体制を崩さないように、ずっとこれからもそういう工場含めて、森林、林業の作業が本町を中心にして広がっていくような、そういうまちづくりをしていきたいなと、こう思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長から将来のまちづくりに関する答弁までいただきました。

最後になろうと思いますが、この議会が終わりますと年内、予算編成時期に入ってくる部分かと思えます。来年度に向けての予算だと思えますが、町長もおっしゃっているように、林業の関係については、多岐にわたりにましていろいろな部分での町民の皆さん始め要望が多いと思えます。

町独自としての予算の重点配分等々も出てくると思えますが、この質問の趣旨に添った中でいいますと、やはり原木の提供もする中で、山が少しずつ伐期を迎えてくる部分で木がなくなっていくのは忍びないものでございますから、くどいようでございますけれども、新年度に向けて今、町長がおっしゃった森林を守っていく、新しい

林家を育てると、そういう大きな目標に向かっての今、急にあるかないかということではございませんけれども、12月に向けて、予算編成に向けて考えがあればお伺いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 町有林の原木の供出については、施業計画をしっかりと持っていますから、年間2,000立方しっかりと確保しながら、循環させていこうということでありまして、また、民有林なども含めては相当、先ほども少し言いましたけれども今までわかりやすく売れなかった山がしっかりと売れる山になりましたから、相当、努力して民有林の原木を確保していただいているということでもありますから、それらも有効に使いながら、そしてその原木を伐採した後の造林は、先ほど申し上げましたようにしっかりと町挙げて、しっかりと造林ができる、未立木地がなくなる、そういう体制をとって、特に不在地主の方々にもしっかりと理解いただける、そういう本町の森林の体制をつくると、それも予算にまた反映しながらやっていくということでもありますので、また御支援いただければと思います。

以上であります。

4番（大住啓一君） 終わります。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午後 2時31分 休憩

午後 2時45分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番黒山久男君。

6番（黒山久男君） 議長のお許しを得ましたので、通告しております1問について、お尋ねいたします。

本別公園一帯の安全管理についてでございますけれども、倒木、落石問題でございます。

本別公園一帯の国有林では、近年、古木が多く見受けられ、遊歩道への倒木や落石の危険があるように見受けられます。安全管理がどのようになっているか、お伺いをいたします。

本年7月23日に羽衣橋公園側で倒木がありました。遊歩道をふさいでおりまして、この処理は町が行っているようでございます。当時、公園の来場者もあり、この倒木の現場を通過した後に、この倒木があったということを伺っておりますし、また、キャンプ場では物すごい音がしたということで、キャンプをしている方も驚いたようでございます。一步間違いがあれば、重大な事故につながりかねません。

本別公園一帯の国有林では、近年、古木が多く見受けられ、近年の温暖化ですか、そういった集中豪雨等の大雨や風により遊歩道への倒木や古木となっているため、木

の根が弱っているのです、岩石を押さえ切れず落石の心配もございます。

本町と森林管理署が賃貸契約を結んでおりますので、今後、安全管理の強化を図るべきだと思いますが、町長の考え方を伺いたしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 黒山議員の本別公園一帯の安全管理、倒木、落石についての質問の答弁をさせていただきますが、御案内のとおり本別町の観光の拠点であります義経公園の一帯の整備でありますから、定期的にというか、森林管理署の署長さん、また課長さん方も同意をいただいて、しょっちゅうこの話をしております。歴代の署長さん方もそうなのですが、言われることは常に地層が柔らかいので、特に岩石など多いところですから、落石については十分、配慮いただいているところなのですが、昨今の大雨の、きのうなどもそうですね、ばあっと曇ったと思ったらあれだけ降ってしまうのですから、あればもう少し時間が続いたらまたいろいろな落石などということも考えられるかもしれませんが、そのような気候条件になりましたので、かなり気を使っていただいて、本町にもお見えいただいておりますが、特に国有林やこの山一帯そうですけれども、土砂崩壊の防備保安林ということになっておりますから、そういう意味では黒山議員御質問のとおり、健全な木の根があってこそ、初めて土砂の崩壊を防いでいるという状況でありますので、これはこの役目はしっかりとこれからも継続できるように、森林の機能の整備など含めて、これらしっかりと森林管理署含めて、要請を進めてきているところでありますし、また、これは流木の調査なども含めて、また危険木の調査も実はかなりきめ細かくやっているのですが、遊歩道、借地なのですけれども、遊歩道の付近のやつはかなりそういう面ではあるのですが、奥のほうまでいくとなかなか、見た目では遠視で見ると夏なんてかなり葉っぱが出ていますから、まさか根元が枯れているなんて思いませんから、そのようなときに倒木というか、流出があったものですから、本当に何事もなくよかったなと思うのですが、あのようなことというのは非常にあってはならないけれども、なしでもしないというようなことで、非常に残念がっているものでございますが、私どもも町といたしましても借地といいながらも、それらの部分についてはしっかりと調査しておかないと、やはり観光の一番大事なときに事故などあったら大変なものですから、それはしっかりと実施をしていきたいなというふうに思っていますが、とにかく先月も署長さんと課長さん見えていただいて、それらの要請を含めてやりましたし、森林、もともとからある元の管理局管内の営林署所在地連絡協議会というのがあるのです、ここでは本別、足寄、陸別、上土幌だとか、清水とかあるのですが、これらの会議のときにも、必ずそういう話が出るのですけれども、ただうちの借りている部分の倒木については、倒木はその自治体で処理してくださいということなのです。処理をするちゃんと許可を得なかったらだめなのです、国の財産ですから、勝手に切って売ったなどしたらえらいことになりますから、売ることはないですけれども、そのようなことで結構、手続き上もや

はりしっかりとやらなければならないことですが、とにかく借り受けている我々としては森林管理署のその指示に従って、処理をするということでは、これはもうしっかりやっていかなければならないですが、とにかく今回のこのようなこともまた経験して、危険木の除去だとか、危険箇所の点検も再度、重点的にさせていただきながら、倒木や落石の起きないように、しっかりやっていきたいなと思っていますし、またこの部分については、さらに本別町の今、観光協会としても新しいこの遊歩道の整備など含めてしっかりやっていただいていますから、それらあわせて森林管理署との協力をいただきながら、しっかり対応していききたいなと思っております。

ただ、一つだけ、結構難しくなってきたのは、営林署の林野会計が一般会計になって、特別会計から一般会計になったものですから、これらの整備する項目というのですか、非常に予算が少なくなって、現場第一線では非常に危惧、大変これらについては申しわけないという話をされるのですが、でも倒木は倒木としても、落石などについては、治山の部分についてはしっかりとこれはやっていくという方向では、例えばメーターは少なくとも間違いなくやってくるという方向で出してくれていますので、これらも含めて、地元としてはやはりしっかりと要請をしながら、事故の起きないように、さらに努力させていただければと思いますし、そういう意味では森林管理署の理解もかなりいただいているというふうに思っておりますので、またこういう質問をいただいたことで、一層また危険度調査なり、またさらに全体の調査するという機運も意識もまた一層深くしていただけるかなと思いますので、その御質問の趣旨をしっかりと受けとめて、全力の対応をしていききたいなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 黒山久男君。

6番（黒山久男君） 再質問をさせていただきます。

町長のほうから対策等について述べていただきましたけれども、確かに特別会計から一般会計に移って、特別会計時代は、これは森林管理署のほうで倒木も全部処理をしていたということなのです。ところが、一般会計になってしまうと予算もない、作業員もないという状況の中では、私も森林管理署のほうに行ってきましたけれども、それができないということでもあります。

それから、契約書も見せていただきました。本別町は、平成25年から27年、3年契約で森林管理署から一帯を借りているわけです。年間1万1,600円で借りているのです。

この中でうたっているのは、利用者の安全確保のため、処置に要する費用は全て町側が負担することになっております。これは、木を切ったり、岩石を除去したり、それから何か事故あったときに、全ての保障も町が負担をするという契約なのです。

この中身を見せてもらうと、本当に不合理なところが結構あるのです。ですから、来年の3月31日までの契約ですから、4月にはまた新しく契約を交わすと思うので

す。

そういったときに、もっと合理的な契約にすべきだと思っているのですけれども、その辺の考え方について再度、お聞きしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 合理的な契約というのは、当然、そう思うのです。こちら側からすればそう思うのです。でも、反対側からしたら合理的なのでしょうね。この整合性なのです。

もっと言えば、そんなに難しかったらいいですよということになってもまた困るので、困るって、そんなことは決してならないと思いますけれども、子供の何とかでないですからならないと思うのですけれども、ただ、今、林野ができなくなっている現状というのは、ある程度、やはり町としての受けとめなければならない部分もあるなというふうに思うのです。

今、私どもお願いしている例えば治山事業などそうですけれども、今までは、例えば町内に業者いっぱいいるから、町内の業者に頼んでやってねと冗談交えて言っても、ちゃんと順次、治山事業だとか、遊歩道の整備までやっていただいたのです。近年は、歩道の整備、遊歩道の整備などないですから、それこそ有志の皆さん、きょうも三枝会長来られていますけれども、すごくお世話になって、森岡さんとか個人名出してしまいますけれども、もうあれだけの遊歩道の整備していただいて、また山を守る会だとか、いろいろあそこの新津そば屋さん含めて一帯の現地ガイドの皆さん含めてすごく協力していただいて、あれだけのコースをつくったり、整備してくれているのです。

それに伴って、例えば落石あったところなど含めて、もう少し擁壁を延ばしてくださいと言っても、何とか受けとめてはくれるのですが、ただ、工事発注しようとしても、残念なのはこれ今の事情だけで判断するという事ではないですけれども、応札がないのです。入札が不落になるのではないです、応札がないのです。はなっからもう、この事業には私ども参加しませんよということなので、大変、厳しい状況になってきているということも現実らしいです。

だから、そういう現実もあるのですけれども、ただ、今言われるのは、来年の3月までの契約ですから、それは十分にもう少し合理的というのは、私どもにとって合理的というか、契約しやすいような、そういう状況を持って対処するという質問だと思いますので、担当のほうとも含めて、その辺はどこら辺まで可能なのかというのは事前協議もさせていただいて、本当に無理のない、お互いにやはりそこは譲り合えるような方向の中で、私どもも賃貸として、わずかですけれども貸していただける、そして国有林も国民の大事な財産として自治体に貸し付けるといって、そういういい関係を保てるように、しっかり協議させていただければなというふうに思いますので、ぜひまたいろいろな角度から、また応援もいただければなと思いますので、よろしくお願

いします。

以上でございます。

議長（方川一郎君） 黒山久男君。

6番（黒山久男君） 森林管理署のほうも、それなりに理解はしているみたいなのです。

ただ、上のほうの林野庁のほうからの、そういう余り厳しい指導でなかなか現場ではできないのだと、こういうことでございます。

なお、本別公園、年々入り込みが多くなっている現状でありますし、また10月12日には義経の里スポーツフェスティバルだとか、ことしは北海道十勝トレイルランニングというものもございまして、遊歩道を利用したいろいろな行事があります。

全国的に国有林を借りて自治体が行っている遊歩道の事故、今、訴訟になっているのは20数件あるそうです。どちらが払うのかと、国が払うのか、自治体が払うのかということで、今、訴訟になっているの20数件あるそうでございます。

この計画書を見ると全て自治体だと、こういう契約でありますから、一度事故起きると町がすごく負担がかかるということになっている、ここら辺がちょっと心配なわけであります。

したがって、町長、十勝の町村会長でもありますし、道のほうの役員にもなっていますので、現場の森林管理署はある程度、理解はしてくれていますけれども、やはり林野庁への働きかけというのも必要かなと思っているのですけれども、その辺の考え方を再度、お聞きしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 現場のほうの対応というのですか、黒山議員の御質問のとおり、この東部森林管理署はよく実情をわかっていただいて、そのとおりだよ、そのとおりの方向で町の要望に従って最大の努力させていただきますという話をすぐしていただけるのです。

今、言われたように、やはりこの霞ヶ関まで行くとなかなか、何でそこだけがということになってしまうのだけれども、だから、そういうことも含めてはもちろんそうですけれども、とにかく私どもは帯広地区の国有林野等所在市町村長有志協議会というのがありまして、これはかなり注目していただいている林野庁としても、林野庁から幹部の人が来るものですから、ここでは必ずシカの対策だとか、今までの食害だとか、いろいろなことを要請しておりますので、これも含めてうちだけではありませんでしょうから、それらも含めて広範囲にわたってこういうことが実行できるように当然、要請活動を続けていきますし、また東部森林官署も署長さん初め、そういう声も上げていただきながら、もちろん私どもの立場でも北海道の要請としても、農水林野庁もしょっちゅう行きますから、それらも含めてしっかりやっていく。

特にこういう時代ですから、先ほど言いましたけれども、こんなゲリラ豪雨みたい

なのがある時代になりましたから、よほどしっかりと管理したり、調査していただく
なければなりませんから、その上で何かというのなら仕方ないですけども、やは
り対策することはしっかりしていただいて、その上でやはり役割分担をしていくと、
このような契約を含めてやっていかなければならないかなというふうに思ってい
ます。

このような議論だったのか、そういうような声がどんどん林野庁のほうに届く
ということがやはり一番また大きな力になりますので、その旨、私どもも心して努力
させていただきたいと思えますし、また、現地の森林管理署、また帯広の事務所含め
てしっかりと連携して対応させていただきますので、ぜひお力添えいただきたいと思
います。

以上でございます。

6番（黒山久男君） 終わります。

散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 3時03分）

平成26年本別町議会第3回定例会会議録(第3号)

平成26年9月18日(木曜日) 午前10時00分開議

議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第64号 平成26年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第 3 議案第65号 平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第 4 議案第66号 平成26年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)について
- 日程第 5 議案第67号 平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3回)について
- 日程第 6 議案第68号 平成26年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第 7 議案第69号 平成26年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第 8 議案第70号 本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第71号 本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第72号 本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第73号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更について
- 日程第12 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
- 日程第13 認定第 1号 平成25年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 2号 平成25年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 3号 平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

会議に付した事件

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第64号 平成26年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について

- 日程第 3 議案第 65号 平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第 4 議案第 66号 平成26年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)について
- 日程第 5 議案第 67号 平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3回)について
- 日程第 6 議案第 68号 平成26年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第 7 議案第 69号 平成26年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第 8 議案第 70号 本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 71号 本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第 72号 本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第 73号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第12 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
- 日程第13 認定第 1号 平成25年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 2号 平成25年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 3号 平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員(12名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	黒田匡君	総務課長	大和田収君
農林課長	工藤朗君	保健福祉課長	吉井勝彦君
住民課長	千葉輝男君	子ども未来課長	井上松子君
建設水道課長	能祖豊君	企画振興課長	川本秀二君
老人ホーム所長	岩城幸宏君	国保病院事務長	毛利俊夫君
総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	高橋優君
教育委員長	水谷令子君	教育長	中野博文君
教育次長	佐々木基裕君	社会教育課長	安藤修一君
農委事務局長	山本光明君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田収君		

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	鷲巢正樹君	総務担当主査	松本恵君
総務担当主任	塚谷直人君		

開議宣告（午前 10 時 00 分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

議長（方川一郎君） 日程第 1 諸般の報告を行います。

報告第 15 号平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第 15 号平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により報告いたします。

次のページをお願いいたします。

1、健全化判断比率。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字となっており該当はありません。

実質公債費比率 10.6 パーセント、将来負担比率 22.1 パーセント。

参考としまして、早期健全化基準として、実質赤字比率 15.0 パーセント、連結実質赤字比率 20.0 パーセント、実質公債費比率 25.0 パーセント、将来負担比率 350.0 パーセント。

財政再生基準として、実質赤字比率 20.0 パーセント、連結実質赤字比率 30.0 パーセント、実質公債費比率 35.0 パーセントでありまして、健全化判断比率のうちいずれかが基準以上の場合には、早期健全化計画並びに財政再生計画を定めなければなりません。本町はすべて基準以下であります。

次の 2、資金不足比率。

水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計のいずれも資金不足額は生じておらず、該当はありません。

参考としまして、経営健全化基準の資金不足比率は 20.0 パーセントであり、全会計とも基準以下であります。

以上、平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第 64 号

議長（方川一郎君） 日程第 2 議案第 64 号平成 26 年度本別町国民健康保険特

別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第64号平成26年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）につきまして提案内容の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,867万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,868万8,000円とする内容でございます。

補正の主な内容につきましては、制度改革に伴いまして高額療養費の窓口負担の上限額見直しによる電算システム修正に係る費用の増額補正と、平成25年度の決算が確定したことに伴います繰越金の精算でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

歳出ですが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料57万2,000円の増額補正は、高額療養費の自己負担限度額が現行、上位所得者、一般、低所得者の3区分だったものが、制度改革によりまして住民税非課税を始め、所得階層により5区分に細分化され、平成27年1月から施行されますことから、電算システムの改修が必要となったため補正するものです。

9款1項1目基金積立金25節積立金1億680万8,000円の増額補正は、平成25年度決算によりまして、剰余金を基金に積み立てるものでございます。

基金の状況ですが、平成25年度末現在5,492万1,000円、今回の積立金1億680万8,000円の計1億6,172万9,000円となっておりますが、26年度当初予算で取り崩しを5,474万5,000円計上しており、今後、さらなる取り崩しも予想しております。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金2,129万円の増額補正は、療養給付費等負担金1,963万2,000円、退職者療養給付費等交付金98万8,000円などの精算償還金でございます。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

3款国庫支出金2項国庫補助金1目財政調整交付金57万2,000円の増額補正は、歳出で申し上げましたシステム改修に係る費用について国から財政調整交付金として手当てされるものです。

11款1項繰越金1目療養給付費交付金繰越金98万8,000円は、退職被保険者分の前年度からの繰越金でございます。

2目その他繰越金1億2,711万円は、一般被保険者分の前年度からの繰越金でござ

ざいます。

以上、平成26年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第64号平成26年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号平成26年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第65号

議長（方川一郎君） 日程第3 議案第65号平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第65号平成26年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）につきまして、提案内容を説明させていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,508万円とする内容でございます。

補正の内容につきましては、平成25年度の決算が確定したことに伴います繰越金の精算でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により説明させていただきます。

5 ページ、6 ページをお開きください。

歳出ですが、3 款諸支出金 2 項繰出金 1 目一般会計繰出金 2 8 節繰出金 3 8 万 2, 0 0 0 円につきましては、平成 2 5 年度決算に基づく一般会計への繰出金でございます。

次に、3 ページ、4 ページをお開きください。

歳入ですけれども 4 款 1 項 1 目繰越金 3 8 万 2, 0 0 0 円につきましては、平成 2 5 年度決算に基づく繰越金でございます。

以上、補正内容の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 6 5 号平成 2 6 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 5 号平成 2 6 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）については、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 6 6 号

議長（方川一郎君） 日程第 4 議案第 6 6 号平成 2 6 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） 議案第 6 6 号平成 2 6 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容は、平成 2 5 年度の決算に伴う精算によるものであります。

予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,129万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,083万4,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

歳出ですが、4款1項1目基金積立金1,396万9,000円は、前年度繰越金等を基金に積み戻しするものであります。

積立金の状況ですが、平成25年度末現在946万3,000円、今回補正する予算額等1,399万8,000円を合わせますと、基金残高は2,346万1,000円となる見込みであります。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金492万7,000円は、前年度決算に伴う精算償還金であります。

下段、2項繰出金1目一般会計繰出金239万7,000円は、前年度決算に伴う精算償還金であります。

ページを戻りまして、3ページ、4ページをお開きください。

歳入ですが3款国庫支出金2項国庫補助金2目地域支援事業交付金2万円の増、及び5款道支出金1項道負担金1目介護給付費道負担金366万1,000円の増、及び3項道補助金1目地域支援事業交付金1万円の増は、それぞれ前年度の精算交付金によるものであります。

8款1項1目繰越金は、前年度繰越金1,760万2,000円となったところであります。

以上、平成26年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第66号平成26年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号平成26年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第67号

議長(方川一郎君) 日程第5 議案第67号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第4回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岩城老人ホーム所長。

老人ホーム所長(岩城幸宏君) 議案第67号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第4回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、パート及び代替え介助員賃金の調整及び洗濯機等の備品を更新及び購入する内容であります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,307万円とするものであります。

次に、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

2、歳出。1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費7節賃金77万5,000円の補正は、執行見込みにより調整するものであります。

次の18節備品購入費30万8,000円の補正は、全自動洗濯機1台及び業務用掃除機1台がいずれも使用頻度が高く故障したため更新するものであります。

また、入浴用移動椅子1台を入浴事故予防と介護士の負担軽減をサポートするために、さらに、冷凍庫1台を検食保存用専用として使用するために購入するものであります。全額、寄付金で賄うものであります。

次に歳入ですが、4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金108万3,000円の増額は、歳出で説明いたしました予算に伴う補正であります。

以上、平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第4回)の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 歳出の7節賃金で、パート130万円減の代替の方207万5,000円となっていますが、今の説明では、執行見込みということですが、この辺の執行見込みにあたって、パートが減で代替が増ということについて何か理由があるのか、それとも通常の中でこういうことになったのか、その辺についてお伺いします。

議長（方川一郎君） 答弁、岩城老人ホーム所長。

老人ホーム所長（岩城幸宏君） 今の御質問は、パートが減で代替が増えたことに関してどうしてかということだと思います。パートの件につきましては、3月末で一人お辞めになりまして、新年度からは減という形になっております。それに伴いまして、パートの方が3人体制であったものが2人体制ということで新年度は出発をいたしました。募集をしてございましたけれども9月まで応募する方がいらっしゃらなかった。それから、準介護士につきましても同様に応募をしていたわけでございますけれども、7月にやっと1人補充となった状況でございます。さらに職員1人が育児休暇をしていることから人数が不足気味ということになりまして、代替介助員に対応してきたところであります。入所者の要介護度平均が前年度当初で3.92、それから今年度当初で4.10ということで高くなっている現状もございまして、また、今年になって徘徊をされる方も入所したことで、ショート利用の増などから介護の業務も増ということになりまして、万が一のことがないように入所者の安心、安全のために、代替さんの使用の頻度がふえたという状況でございます。以上でございます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） パートの部分については、応募をしたけど応募をされる方がいなかったということですが、一般質問のときもちょっとお話しをしましたが、今回、応募されなかった理由として、例えばパートをしたいという人がもともとあまりいないのか、それともパートの待遇というのがあまりよくないから来ないのか、その辺のところを、結果として応募がないということの受け止め方というのは、どういうふうにご考慮されているのでしょうか。

議長（方川一郎君） 岩城老人ホーム所長。

老人ホーム所長（岩城幸宏君） パートの方につきましては、私どもの職場、職員のほうもそうなのですが、土日、祝日関係なく働かなければならないという部分もございまして、一月前にシフトということで、いつ働くのだというものを組んでございまして、やはり、どうもネックになる部分というのは、土曜、日曜、祝日に必ずしも休みが取れないという部分ではないかというふうに思っているところでございます。今までも募集をした経過がありまして、やはりいなかった、どうしても少ないという部分についての原因としては、そのようなことが考えられるのではないかというふうに思っているところであります。以上です。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 事情がよくわかりました。それで、今のシステムから行くと当然、いろんな段階があって、パートさんの活用というのもあるわけですね。それがなかなか思うようにできないということになると、今後の考え方として、例えばパートということでは難しいという考え方になっていくのか、それとも改めてパートについて、そういう募集をきちんとして、何とかパートを確保しようという、そういう方向になっていくのか、その辺のところの考え方というのを伺いたしたいと思います。

議長（方川一郎君） 岩城老人ホーム所長。

老人ホーム所長（岩城幸宏君） その件につきましては、先日、職場内部でも検討いたしまして、先ほど申し上げましたようにパートの方につきましては、土曜、日曜、祭日がなくなるということもございましたので、その辺を何とか考慮をした中で、必ず、その月の全部が土日、祝日休みということではなくて、もう少し取れるような形のパートのシフトの組み方というのも考慮した中で進めていけば、今のような状況でなくても何とか打開はできるのではないかとというようなことを話しております。そういうふうに考えております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 今の部分ですけれども、それは例えば、準職員とか正職員にかえていかなければならないということも含まれているのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

議長（方川一郎君） 岩城老人ホーム所長。

老人ホーム所長（岩城幸宏君） 土日が休みでなくなるというのは当然、正職員、準職員も全く同じでございまして、先ほど御説明したように一月前にシフトというものを組みますので、その段階において、ある程度、翌月のこのときにはどうしても休みが取りたいですとか、そういったものを考慮した中でシフトを組んでございまして、確かに、土日休みがなくなるという状況は、現状としてはあります。以上です。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 準職員と正職員のいわゆる賃金体系とパートや代替との賃金体系当然違うわけで、その部分は今、土日は同じですというような考え方のようですけどもね、それは、僕は全く違うのではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

議長（方川一郎君） 答弁、砂原副町長。

副町長（砂原勝） 老人ホームの職員の関係ですけども、介護保険事業ということで基準も定められておりますから、その基準の中で、準職員、職員は勤務割表を組んでいます。ここが基本なのですけども、そのほかに、もう少し簡易な、資格者を必要としない補助する業務がございまして、その部分をパートとかあるいは状況によっ

ては代替も含めて対応しているという状況にあります。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 町村の裁量にどこまでその部分が委ねられているのかは、ちょっと私つかんでいませんけれども、やはり土日の勤務ということになると、素人というか、外から見ると、いわゆる専門職的な要素があると、それを補償するのがやはり資格とか身分の保障ではないかなというふうに一般的には理解しているのですが、もちろんお金の問題も絡んでくるわけですが、そのあたりを準職員や正職員に置きかえていくような、そういう町村の裁量というか考え方というのは、どのように思っているか伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、砂原副町長。

副町長（砂原勝） 御質問の趣旨がちょっと食い違っているかもしれませんが、基本的には、そういうように必要な職務については、職員なり準職員で対応していると。これは、病院含めて福祉職場の基本的な考え方。それからパートのレベルがより専門性の高い、例えば、看護師の資格を持っているパート、あるいは保育所も同じですけども、あるいは介護士の資格を持っているパート、老人ホームであれば。こういう方については、賃金そのものも割増をさせていただいております。それから、資格のない一般のパートの方という中で全体的な体制をつくっていると、そういう状況にあります。そして、パート関係は役場の臨時職員もそうなのですが、今、人が全体的にちょっと不足をしていく傾向にあると。それは、働く人そのものがちょっといないという、そういう傾向も出てきています。ですから、役場も何回も募集をしながら臨時職員を確保しているという状況にあります。したがって、勤務状況とか賃金で来ないのではなくて、やはり、そういう働く人たちがちょっと減少している傾向にあるのかと考えているところでございます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第67号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第4回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第68号

議長（方川一郎君） 日程第6 議案第68号平成26年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖豊君） 議案第68号平成26年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,390万7,000円とするものであります。

事項別明細書により、主なものについて歳出から説明いたします。

5ページ、6ページをお願いいたします。

1款1項簡易水道費2目維持修繕費11節需用費65万円の増額補正は、勇足浄水場検水ポンプ電磁接触器の故障及び漏水等により修繕費がかさんだため、今後の修繕に対応するものです。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

歳入ですが、4款1項繰入金1目一般会計繰入金65万3,000円の増額補正は収支の調整によるものです。

以上、平成26年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 68 号平成 26 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 68 号平成 26 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 回）については、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 69 号

議長（方川一郎君） 日程第 7 議案第 69 号平成 26 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖豊君） 議案第 69 号平成 26 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 回）について、説明申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 284 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4,128 万 1,000 円とする内容であります。

事項別明細書により、主なものについて歳出から説明いたします。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 2 3 節償還金利子及び割引料 16 万 2,000 円の増額補正は、処理場機器更新工事で発生した鉄屑売払い額が確定し、補助率分を国庫に返納するものです。

2 款土木費 1 項下水道費 1 目下水道新設費 1 3 節委託料 280 万円の減額補正は、執行残及び更新機器の変更によるものです。

1 5 節工事請負費中、公共下水道污水管渠新設工事 128 万 6,000 円の増額補正は、山手朝日通り道路改良工事による補償物件の増によるものです。

1 行飛びまして、公共下水道終末処理場機器更新工事 500 万円の増額補正は、機器価格の増及び付属部分の鉄の腐食が著しいためステンレスに変更したことによる増です。

1 行上の公共下水道污水管渠更新工事 190 万円の減額補正は、事業の精査によるものであります。

2 目個別排水処理施設新設費 1 5 節工事請負費 109 万 2,000 円の増額補正は、浄化槽新設を 9 基予定しておりましたが、1 件追加で申し込みがあり増額するもので

す。

戻りまして、5ページ、6ページをお願いいたします。

歳入ですが、2段目、4款1項繰入金1目一般会計繰入金88万4,000円の増額補正は収支の調整。

6款諸収入2項1目雑入90万6,000円の増額補正は、山手朝日通り道路改良工事による補償物件の増によるものです。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

1、変更。起債の目的、公共下水道整備事業の限度額4,880万円を4,850万円に、個別排水処理施設整備事業の限度額1,290万円を1,400万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、平成26年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回)の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第69号平成26年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号平成26年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第70号

議長(方川一郎君) 日程第8 議案第70号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井上子ども未来課長。

子ども未来課長（井上松子君） 議案第70号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例制定は、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、また本年4月30日に公布された内閣府令に伴いまして、新たに設置される教育、保育施設等、について、認可を受けて設置された施設であることを前提に、市町村が子ども・子育て支援法に定める施設型給付の支給に係る施設であることを確認する際の基準を定めるものです。

また、教育、保育施設の設置認可基準は北海道が、家庭的保育事業等の設置基準は町が定め、当該施設、事業が施設型給付または、地域型保育給付の支給に係るものであることの確認行為は、町が基準を定めて行うこととなっています。

そのため、平成27年4月1日から、教育、保育施設の開設を目指す事業者の参入に備え、提案するものです。

既存の認可施設であります本別カトリック幼稚園、本別中央保育所、本別南保育所につきましても、本条例施行の際、本別町による確認を受けたものとみなされますが、本別カトリック幼稚園につきましても、平成27年度は、施設型給付を受ける予定にはなってはおりません。

議員協議会でも説明させていただいておりますので、制定条文を朗読し、提案説明とさせていただきます。

なお目次、括弧書き及び括弧内の条文の一部の朗読は省略させていただきます。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

第1章、総則。

第1条、この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1号、小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。

第2号、認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。

第3号、幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。

第4号、保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。

第5号、家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。

第 6 号、小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業をいう。

第 7 号、居宅訪問型保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 1 項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。

第 8 号、事業所内保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する事業所内保育事業をいう。

第 9 号、支給認定 法第 2 0 条第 4 項に規定する支給認定をいう。

第 1 0 号、支給認定保護者 法第 2 0 条第 4 項に規定する支給認定保護者をいう。

第 1 1 号、支給認定子ども 法第 2 0 条第 4 項に規定する支給認定子どもをいう。

第 1 2 号、支給認定証 法第 2 0 条第 4 項に規定する支給認定証をいう。

第 1 3 号、支給認定の有効期間 法第 2 1 条に規定する支給認定の有効期間をいう。

第 1 4 号、教育・保育 法第 1 4 条第 1 項に規定する教育・保育をいう。

第 1 5 号、特定教育・保育施設 法第 2 7 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設をいう。

第 1 6 号、特定教育・保育 法第 2 7 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいう。

第 1 7 号、法定代理受領 法第 2 7 条第 5 項又は法第 2 9 条第 5 項の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

第 1 8 号、特定地域型保育事業 法第 4 3 条第 3 項に規定する特定地域型保育事業をいう。

第 1 9 号、特定地域型保育事業者 法第 2 9 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

第 2 0 号、特定地域型保育 法第 2 9 条第 1 項に規定する特定地域型保育をいう。

第 2 1 号、特別利用保育 法第 2 8 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育をいう。

第 2 2 号、特別利用教育 法第 2 8 条第 1 項第 3 号に規定する特別利用教育をいう。

第 2 3 号、特別利用地域型保育 法第 3 0 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用地域型保育をいう。

第 2 4 号、特定利用地域型保育 法第 3 0 条第 1 項第 3 号に規定する特定利用地域型保育をいう。

第 3 条、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

第 2 項、特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って

特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

第3項、特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第4項、特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準。

第4条、特定教育・保育施設は、その利用定員の数を20人以上とする。

第2項、特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第1号、認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分。

第2号、幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分。

第3号、保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分。

第5条、特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

第2項、特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより提供することができる。

この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

第1号、電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの。

ア、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法。

イ、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利

用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法。

第2号、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法。

第3項、前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

第4項、第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第5項、特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第1号、第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの。

第2号、ファイルへの記録の方式。

第6項、前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第6条、特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第2項、特定教育・保育施設は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

第3項、特定教育・保育施設は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定

子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第4項、前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

第5項、特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

第7条、特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第2項、特定教育・保育施設は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第8条、特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。

第9条、特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

第2項、特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

第10条、特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

第11条、特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

議長（方川一郎君） 途中ですけども、ここで、暫時休憩します。

休憩宣告（午前11時01分）

再開宣告（午前11時15分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第70号の提案説明を続けてください。

井上子ども未来課長。

子ども未来課長（井上松子君） 第12条、特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

第13条、特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

第2項、特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額の支払を受けるものとする。

第3項、特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

第4項、特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

第1号、日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用。

第2号、特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用。

第3号、食事の提供に要する費用。

第4号、特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用。

第5号、前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの。

第5項、特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

第6項、特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

第14条、特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

第2項、特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

第15条、特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

第1号、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園教育・保育要領。

第2号、認定こども園。次号及び第4号に掲げる事項。

第3号、幼稚園、幼稚園教育要領。

第4号、保育所、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針。

第2項、前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

第16条、特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第2項、特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第17条、特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

第18条、特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第19条、特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

第20条、特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

第1号、施設の目的及び運営の方針。

第2号、提供する特定教育・保育の内容。

第3号、職員の職種、員数及び職務の内容。

第4号、特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日。

第5号、支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額。

第6号、第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員。

第7号、特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項。

第8号、緊急時等における対応方法。

第9号、非常災害対策。

第10号、虐待の防止のための措置に関する事項。

第11号、その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項。

第21条、特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

第2項、特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

第3項、特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

第22条、特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第23条、特定教育・保育施設は、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を提供しなければならない。

第24条、特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

第25条、特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第26条、特定教育・保育施設の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第27条、特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

第2項、特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

第3項、特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。

第28条、特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

第2項、特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第29条、特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第2項、特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

第30条、特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

第2項、特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

第3項、特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第4項、特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当

該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第5項、特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

第31条、特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

第32条、特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

第1号、事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

第2号、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

第3号、事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

第2項、特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第3項、特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

第4項、特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第33条、特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

第34条、特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

第2項、特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第1号、第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画。

第2号、第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録。

第3号、第19条に規定する市町村への通知に係る記録。

第4号、第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録。

第5号、第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。

第3節 特例施設型給付費に関する基準

第35条、特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

第2項、特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

第3項、特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

第36条、特定教育・保育施設が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

第2項、特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

第3項、特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。

第3章、特定地域型保育事業の運営に関する基準。

第37条、特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型にあつては、その

利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を1人とする。

第2項、特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第38条、特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

第2項、第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

第39条、特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第2項、特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第3項、前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

第4項、特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

第40条、特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第2項、特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉

法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第41条、特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

第42条、特定地域型保育事業者は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

第1号、特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

第2号、必要に応じて、代替保育を提供すること。

第3号、当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子どもを、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

第2項、居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の町の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

第3項、事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

第4項、特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

第43条、特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

第2項、特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護

者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けるものとする。

第3項、特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

第4項、特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

第1号、日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用。

第2号、特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用。

第3号、特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用。

第4号、前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの。

第5項、特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

第6項、特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

第44条、特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

第45条、特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第2項、特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第46条、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

第1号、事業の目的及び運営の方針。

第2号、提供する特定地域型保育の内容。

第3号、職員の職種、員数及び職務の内容。

第4号、特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日。

第5号、支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額。

第6号、利用定員。

第7号、特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項。

第8号、緊急時等における対応方法。

第9号、非常災害対策。

第10号、虐待の防止のための措置に関する事項。

第11号、その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項。

第47条、特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

第2項、特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

第3項、特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

第48条、特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第49条、特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

第2項、特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第1号、第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画。

第2号、次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録。

第3号、次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録。

第4号、次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録。

第5号、次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。

第50条、第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費とあるのは「特定地域型保育に係る地域型保育給付費と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第51条、特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

第2項、特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

第3項、特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

第52条、特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

第2項、特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

第3項、特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、法の施行の日から施行する。

特定保育所に関する特例。

以下の朗読は、省略させていただきます。

以上、議案第70号、本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の提案説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） まず、議員協議会でも説明はいただいているのですけれども、改めて伺います。

まず、本町では今、条例案として説明いただいたものは、本町ではカトリック幼稚園、南保育所、中央保育所が当てはまるということだというふうに思います。そして、議員協議会のときにも仙美里と勇足保育所については認可外だということで、私はちょっと聞き洩らしたのですが、この二つの保育所は、この条例案によるとどの部分に属していくのかということをもっと伺いたいというふうに思います。

それから、条文でいうと、第2条になります。ページでいうと二枚目くらいですが、これも多分、説明はいただいていると思うのですが、改めて伺います。特別利用保育、それから特別利用教育というのが21項、22項あたりに出ていますが、この内容について説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、後ろから4枚目くらいになりますが、第3章ですが、特定地域型保育事業の運営に関する基準ということで第37条以下、説明があります。それで、これも議員協議会の中でも説明いただいている部分ですが、事業の従事者の、実際に就学前の子供さんを預かるということ、保育をするということで、保育士としての資格が議員協議会のときには、例えば2分の1以上あればいいとか、それから保育士の資格がなくてもいいというようなことが説明あったと思います。この部分に関しては、管内のある町では、この全体について町村の裁量が一定認められているということで、保育士でなくてもいいという部分について、そのまち独自では保育士を配置することを検討するというような趣旨の話が出ているやに聞いております。そういう人員体制の関係条文は、それぞれ何条かありますけれども、その部分について、どのように本町としては考えているのか伺いたいと思います。

あと、条文の何条か、明確に指定できないのですが、研修を要するという項目がありますね、職員の研修を要すると。それで、私の調べた限りでは、その研修期間、20時間ということになっているようなのですが、その20時間の研修で、いわばその研修によって保育士と同じような責任と仕事をするということであれば、これはちょっといかがなものかなというふうに思っていますけど、この研修という中身はどのように捉えられ条文化されているのか伺いたいというふうに思います。以上、お願いします。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

休憩宣告（午後 0時03分）

再開宣告（午後 1時30分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

阿保議員の質疑の答弁からとします。

答弁、井上子ども未来課長。

子ども未来課長（井上松子君） それでは、答弁させていただきます。

最初に、へき地の保育所のことだったかと思われませんが70号の施設型給付のところには、中央、南と入りますがへき地のところは入っておりませんので御了承願いたいと思います。

それと、21号、22号についてですが、21号の特別利用保育、22号の特別利用教育、これは、まず21号につきましては、1号認定の幼稚園の子どもが3歳以上で保育所を利用できるということで、22号につきましては、2号認定、保育所の3歳以上の子どもが幼稚園を利用できるということなのですが、例えば、住んでいるところに保育所がないとか、幼稚園がないとかという場合については利用できることになっております。

次に、3番目の質問の保育士の資格のことなのですが、この配置基準の関係で、保育士でない家庭保育者となっておりますが、71号に入っておりますので、できればそちらのほうで説明したいと思います。

もう一つ、研修のことなのですが、47条の3項だと思っておりますが、これにつきましては、地域型保育事業の事業主の方が従業員の方の資質向上のために行う研修のことで、例えば本別の保育所も保育士のために研修出張をしておりますので、それと同じことになります。以上です。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） まず、へき地保育所、仙美里、勇足の関係ですが、この議案70号の中にはそのことはないということなのですが、これも議員協議会のときに道が認可する部分がこの70号にかかわる部分、いわゆる今のカトリック幼稚園とか南、中央の保育所だという説明をいただいています。そのときに、仙美里と勇足は御案内のとおり無認可だよというところまでは聞いていたのですけれども、行き場所、今あるその無認可の二つの両保育所の行き場所について、この70号には記載がないということなので、一番伺いたいのは、現状がどうなっていくのかということが一番伺いたいことだったので、70号に関してのことであればその部分で答えをいただきたかったということで、それも71号にも仙美里や勇足の保育所の状況は、例えば0歳、2歳という規定ですから入りませんよね。ですから、現状では行き場所がないように私、受け止めているものですから、そうしたら0歳から5歳児ということになると、やはりこの70号に関してのことかというふうに思って伺っているわけで、その辺を現実どうなのかということがまず一つです。

それから、今るる説明いただいたし、今答弁もいただいたのですけれども、それでは、今、カトリック幼稚園は今回は、ちょっとこの中身に今回、様子を見るというような趣旨で説明をいただいているので、それはそれで、何か帯広の幼稚園関係もそういうところが多いという話も聞いていますけども、その理由は私わかりません。それはいいのですけども、今、南や中央保育所にお子さんを預けている状況が、この特定教育保育施設ということになると思うのですけど、この条例によってというか、この新たな保育体制によって、現状預けている人がどういうふうに影響を受けるのかというところが、この全体をとおしてちょっとわかりません。例えば、言葉で言うと、町が認定された就学前児童がそれぞれの現状の保育所へ、ここで言えば特定教育保育施設に入所できるというような趣旨だったというふうに受け止めていますけども、そういうことは、今の現状とどういふ変化があるのかということが条文の説明の中だけではちょっとわからなかったものですから、ちょっと総則的で申し訳ないのですが、その部分について伺いたいと思います。

研修や職員に関しては、地域の関係の、いわゆる71号に関係するということなので、それは了解しましたので、そちらで改めて伺いたいというふうに思っています。以上です。

議長（方川一郎君） 答弁、砂原副町長

副町長（砂原勝君） 課長がちょっと疲れていますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

全体はどうだというお話しでございます。特定教育施設の部分については、カトリック幼稚園がこの制度にのったときに、特定教育施設に幼稚園がなるということで、カトリック幼稚園のほうは、今、国のいろいろな公定価格や何かを見ながら経営的にどうなのかといういろんな試算をしているというお話しは聞いておりますから、27年度においては準備的にも無理だというお話しでございますから、特定教育施設ではなくて現状のまま27年度は推移をしていくというふうに考えております。

それから常設保育所2カ所ございますけども、これは特定保育施設として移行をして、国4分の2、道4分の1、町4分の1の財源確保を図ってまいりたいと考えておりますし、保育体制そのものは常設の部分是不変だろうというふうに考えております。

それから、へき地保育所をどうするのだという部分の御質問ですけども、へき地保育所は、先ほど、課長のほうからも答弁したとおり、この今回の条例の定める施設の範囲内には、実は入ってございません。そして、国はこの法律を支援をつくる経過の中で、へき地保育所は地域の特殊な事情で市町村が設置をしているというところが多いわけですが、小規模保育に移行を想定をしていた節がございますけども、地域型の保育は、あくまでも0歳から2歳までということでございますから、この小規模型に勇足、仙美里が移行した場合に、0歳からまず2歳までの保育体制をつくらなけ

ればならないということで、そうした場合に、施設基準、あるいは既に3歳から5歳まで預かっていますから、言ってみれば0歳から5歳まで預かるという体制をつくっていかねばならないという問題があります。それは、常設保育所と同じ基準にしなければならぬということで、かなりこれは課題が大きすぎるだろうと考えております。特に、給食も今、センターから配送していますけども、これはあくまでも児童福祉法で3歳以上の者の適用をしておりますけども、0歳から1歳、2歳になりますと、給食の内容ががらっと変わって、これに合った給食を給食センターが提供できるかという、これはちょっと難しいだろうと想定をしているところであります。それでは、保育をどうするのかという部分が出てくるわけですが、考え方としては、今、道の補助をもらいながら当面、現状で推移をするという方法も一つは選択肢としてあるだろうと考えております。ただ、その場合の課題は、3,200万円ぐらいのコストが変わってきますけども、保育料とか道の補助が一施設200万円ですから、そういうものを差し引くと2,200万円ぐらい、2館で町が超過負担をしているという状況で、では、いつまでもそれを続けられるのかという、ちょっとそこも厳しいところもあります。そういうことで、どちらにしても小規模型に移行すれば0歳から預かると、そうなった場合には、常設保育所と同じ基準になりますから、保育料が所得段階では2倍以上に跳ね上がって来ると、そういういろんな課題が実はありますから、私どもとしては、もう少し将来ニーズをしっかりとつかみながら、地域あるいは子育て・子ども会議の中でも議論をしていただいて、最終的に判断をしてまいりたいと考えております。最悪の場合は現行で当面、推移をするということも頭の中では想定をしているところでございます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 一般質問でないので、疑義を正すという言い方になりますけど、町村の裁量に任されている部分、へき地保育所のことですが、要は今回提案の70号、あるいは71号にのっからない部分だと、規定されない部分だという説明だったと思いますので、それはやはり、今最後のほうで副町長がおっしゃったように、会議の中で今後は詰めて行ったり、基本的には現状をしばらくは維持することも含めて考えているということだったのですが、これはやはり国に対して言うべきことのような気がするのです、やはり。それは国のこの子ども新三法、子育て新三法の規定から、現場からすると漏れた部分だというふうに思うのですが、その辺は、どういうふうに捉えて今後やっていく考えか、そこだけ伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、砂原副町長

副町長（砂原勝君） 今回の国の新制度は、基本的には都市にいる保育に入れられない待機をされている子どもたちをまずは解消するということを柱にしながら、地域型小規模とか家庭型とか訪問型とかですね、そういう部門を創設をしております。ですから、どちらかという過疎で保育をしている実態からみるとちょっと離れているのか

なという認識を率直に私ども持っています。ただ、当面、本別町は若干、時間のかかる場合もありますけども、基本的には待機児童はいないという今、方策でやっていますから、緊急的な課題としては、そんなに出てこないのかと考えていますけども、何せ都会を中心に29年までに40万人の待機者を解消するというのは大前提で今、計画をつくっていますので、私どもとしては地域のへき地保育所がその制度にのせる、無理やりのせるのがいいのかどうかということも考えながら、現状でいかなければならないとしたらその財政負担を国が少しみてもいいではないかというような主張は当然、今後していくようになって考えております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） なかなか難しいところですので、どのように伺っていいのかちょっと困惑しているところもあるのですが、2点ほど伺いたいと思います。

まず、趣旨のところにかかわってくるのかと思いますけれども、ただいま、副町長のほうからも御説明ありましたとおり、協議会の中でも説明がありました。去年の12月に、子ども・子育て会議を設置して、その中でこれの件について説明をし、意見を聴取しながら進めてきているというお話しでしたけれども、この制度は、来年の4月から動かすことになるのですよね。そうしますと、子ども・子育て会議にかかわっておられる方については、多少理解もできるのかと思いますけども、そのほかの保護者の方々に対する説明というのを、この制度が動き出す前にきちんと説明が恐らくするのでしょうかけれども、それをどんなようにされていくのかということとですね、あとは、この前の議員協議会の中での説明にあったかに記憶しているのですが、保育所に限って言いますと、現行ですと保護者が働いていなければ保育所には基本的には入所できないということですので。しかし、この制度が動き出すと、まったくもって働いていなければ入所ができないのではなくて、多少その部分が緩和されるというふうに説明を受けたような記憶があるのですけれども、その辺のところをちょっと確認させていただきたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、井上子ども未来課長。

子ども未来課長（井上松子君） 一つ目の保護者の方々への説明のことですが、子ども・子育て会議の中では説明しておりますので、またさらに今、広報でシリーズで一応載せておりますが、今、保育所に通われている保護者の方々には、また保育士を通じて保育所から説明をしていきたいと思っております。

働いていなくても緩和があるということなのですが、パートの方も利用できるようになりましたので、時間が48時間から決まっている時間がありますので、下限を本別町で決めなければならないと思っておりますので、その部分につきましても子ども・子育て会議の中で諮って決めていきたいと思っております。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第70号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第71号

議長(方川一郎君) 日程第9 議案第71号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井上子ども未来課長。

子ども未来課長(井上松子君) 議案第71号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例制定は、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、また本年4月30日に公布された厚生労働省令に伴いまして、市町村による認可事業として、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育を地域型保育事業として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象事業とするものです。運営基準は、本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例にて定めていますので、それぞれの事業について、主に事業の実施に関する事項について基準を定めるものです。

議員協議会でも説明をさせていただいておりますので、制定条文を朗読し、提案説明とさせていただきます。

なお目次、括弧書き及び括弧内の条文の一部の朗読は省略させていただきます。

本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

第1章、総則。

第1条、この条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保

育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1号、児童。法第4条第1項に規定する児童をいう。

第2号、乳児。法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。

第3号、幼児。法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童）をいう。

第4号、保護者。法第6条に規定する保護者をいう。

第5号、家庭的保育事業。法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。

第6号、小規模保育事業。法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。

第7号、居宅訪問型保育事業。法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。

第8号、事業所内保育事業。法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

第9号、家庭的保育事業等。家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。

第3条、この条例に定める基準は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

第2項、町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

第4条、家庭的保育事業等を行う者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

第2項、最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

第3項、町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

第5条、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

第2項、家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

第3項、家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第4項、家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第5項、家庭的保育事業所等には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

第6項、家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

第6条、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

第1号、利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

第2号、必要に応じて、代替保育を提供すること。

第3号、当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

第7条、家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

第2項、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。

第8条、家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

第9条、家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第2項、家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

第10条、家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会

福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

第11条、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

第12条、家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第13条、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第14条、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

第2項、家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3項、家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

第4項、居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

第5項、居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

第15条、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。

第2項、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

第3項、食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

第4項、調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

第5項、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

第16条、次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要

な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

第1号、利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

第2号、当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

第3号、調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

第4号、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

第5号、食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

第2項、搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

第1号、連携施設。

第2号、当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等。

第3号、学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場。

第17条、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

第2項、家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

第3項、第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

第4項、家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

第18条、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

第1号、事業の目的及び運営の方針。

第2号、提供する保育の内容。

第3号、職員の職種、員数及び職務の内容。

第4号、保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日。

第5号、保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額。

第6号、乳児及び幼児の区分ごとの利用定員。

第7号、家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項。

第8号、緊急時等における対応方法。

第9号、非常災害対策。

第10号、虐待の防止のための措置に関する事項。

第11号、その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項。

第19条、家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

第20条、家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

第2項、家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

第21条、家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

第2項、家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章、家庭的保育事業。

第22条、家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、町長が適当と認める場所を実施するものとする。

第1号、乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。

第2号、前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル以上であること。

第3号、乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

第4号、衛生的な調理設備及び便所を設けること。

第5号、同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭があること。

第 6 号、前号に掲げる庭の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき、3.3 平方メートル以上であること。

第 7 号、火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

第 23 条、家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

第 1 号、調理業務の全部を委託する場合。

第 2 号、第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合。

第 2 項、家庭的保育者は、町長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

第 1 号、保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者。

第 2 号、法第 18 条の 5 各号及び法第 34 条の 20 第 1 項第 4 号のいずれにも該当しない者。

第 3 項、家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は、3 人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5 人以下とする。

第 24 条、家庭的保育事業における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定めるものとする。

第 25 条、家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

第 26 条、家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第 3 章、小規模保育事業。

第 27 条、小規模保育事業は、小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型及び小規模保育事業 C 型とする。

第 28 条、小規模保育事業 A 型を行う事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

第 1 号、乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所 A 型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

第 2 号、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。

第 3 号、乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

第 4 号、満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所 A 型には、保育室又は遊

戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

第5号、保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

第6号、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

第7号、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ、保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

同表の2階から4階以上の階、区分、施設又は設備の朗読は省略させていただきます。

ウ、イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ、小規模保育事業所A型の調理設備以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア)、スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ)、調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ、小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク、小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

第29条、小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調

理員を置かないことができる。

第2項、保育士のは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

第1号、乳児。おおむね3人につき1人。

第2号、満1歳以上満3歳に満たない幼児。おおむね6人につき1人。

第3号、満3歳以上満4歳に満たない児童。おおむね20人につき1人。

第4号、満4歳以上の児童。おおむね30人につき1人。

第3項、前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第30条、第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(A型)」と読み替えるものとする。

第31条、小規模保育事業B型を行う事業所には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

第2項、保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

第1号、乳児。おおむね3人につき1人。

第2号、満1歳以上満3歳に満たない幼児。おおむね6人につき1人。

第3号、満3歳以上満4歳に満たない児童。おおむね20人につき1人。

第4号、満4歳以上の児童。おおむね30人につき1人。

第3項、前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第32条、第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。

議長(方川一郎君) ここで、暫時休憩します。

休憩宣告(午後 2時19分)

再開宣告(午後 2時35分)

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前に引き続き、提案説明を続けてください。

井上子ども未来課長。

子ども未来課長（井上松子君） 第33条、小規模保育事業C型を行う事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

第1号、乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

第2号、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

第3号、乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

第4号、満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

第5号、保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

第6号、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

第7号、保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

第34条、小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

第2項、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

第35条、小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

第36条、第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と読み替えるものとする。

第4章、居宅訪問型保育事業。

第37条、居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

第1号、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育。

第2号、子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育。

第3号、法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育。

第4号、母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育。

第5号、山間地その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると町が認めるものにおいて行う保育。

第38条、居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第39条、居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

第40条、居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の町の指定する施設(以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

第41条、第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者」とあり、並びに第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第5章、事業所内保育事業。

第42条、事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児の定員枠を設けなければならない。

利用定員数。その他の乳児又は幼児の数、1人以上5人以下、1人。6人以上7人以下、2人。8人以上10人以下、3人。11人以上15人以下、4人。16人以上20人以下、5人。21人以上25人以下、6人。26人以上30人以下、7人。31人以上40人以下、10人。41人以上50人以下、12人。51人以上60人以下、15人。61人以上70人以下、20人。71人以上、20人。

第43条、事業所内保育事業を行う事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

第1号、乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

第2号、乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上

であること。

第3号、ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

第4号、乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

第5号、満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること。

第6号、保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

第7号、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

第8号、保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ、保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

2階から4階以上の区分、施設、又は設備の朗読は省略させていただきます。

ウ、イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ、保育所型事業所内保育事業所の調理室以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア)、スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ)、調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ、保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク、保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについ

て防災処理が施されていること。

第44条、保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

第2項、保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

第1号、乳児。おおむね3人につき1人。

第2号、満1歳以上満3歳に満たない幼児。おおむね6人につき1人。

第3号、満3歳以上満4歳に満たない児童。おおむね20人につき1人。

第4号、満4歳以上の児童。おおむね30人につき1人。

第3項、前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

第45条、保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

第46条、第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者」とあるのは「第43条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

第47条、事業所内保育事業を行う事業所には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

第2項、保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

第1号、乳児。おおむね3人につき1人。

第2号、満1歳以上満3歳に満たない幼児。おおむね6人につき1人。

第3号、満3歳以上満4歳に満たない児童。おおむね20人につき1人。

第4号、満4歳以上の児童。おおむね30人につき1人。

第3項、前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第48条、第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者

(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

附則。施行期日。

第1項、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。

食事の提供の経過措置。以下の朗読は、省略させていただきます。

以上、議案第71号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

阿保静夫君。

10番(阿保静夫君) 小規模保育所事業について伺います。条文で言いますと第29条、これは、小規模保育事業所A型について述べている部分で、職員の部分について述べておりますが、ここでは第29条では、保育士を置くという中身になっているというに理解しています。B型では、第31条の第2項で、そのうち職員の半数以上は保育士とするという2分の1以上を保育士という説明を前にいただいておりますけれども、そういう中身が書いてあります。第4節の小規模保育事業のC型では、これは、条文で言いますと第34条になると思いますが、保育士ということではなくて、家庭的保育者という表現になっております。これは、保育士を置かなくていいという中身だというふうに思いますし、先般の議員協議会でもA型、B型、C型の大きな違いは、この保育士を置く、置かない、あるいはその数の規定等が大きな違いだというふうに説明をいただいたというふうに思っております。それで、先ほど70号で言いかけた部分ですが、これは、この保育士を特に置かなくてもいいとか、半数でいいというような規定に対してですね、町村の裁量で保育士を置くというようなことが可能なのかなのかということ伺いたいというふうに思います。管内のある町なのですけれども、家庭的保育事業の中で保育士を置く、あるいは小規模のC型でも置くと。それから居宅訪問型でも置くというようなことを検討しているという中身なのですけれどもね、そういうことがされているところがあるというふうに情報としていただい

いるわけですが、そういうことがこの条文の中では、国が示す中身のとおりだと思えるわけですが、実際にこの事業が始まったときに、町村の裁量の中で、そういうことが可能なかどうか伺いたいというふうに思います。

議長（方川一郎君） 答弁、井上子ども未来課長。

子ども未来課長（井上松子君） 今、阿保議員からの質問は、小規模型、小規模保育事業のA型、B型、C型の保育士の基準を言っているのだと思いますが、これは国が従うべき基準の最低基準ですので、本別町の裁量で保育士等を置くことはできますが、そうすると質は向上するのですが、認可のハードルが非常に高くなることもありますので、そこを考慮してから決めていかなければならないと思いますので、これはあくまでも最低基準ですので、どこの町かは知りませんが、保育士を置いているというところはあるようなのは聞いております。これ以上の基準の上を行こうとしているのはわかっておりますが、先ほども言いましたけれども、そうすると今度、事業者自身のハードルが高くなるので、保育士でなければだめだということになると、まず、これは待機児童の多い都会では、非常に厳しくなるのではないかと考えているところです。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 保育ということですから、専門的な分野だというふうに思うので、この国の示している今、最低の基準だとおっしゃったので、そのとおりなのだろうというふうに理解をしているところで、お金のことも当然あるから、なかなか理想論では言えないのしょうけども、保育士の専門性をやはり尊重する必要というのはないのかなというふうに思うわけです。いわゆる先ほど2分の1以上であればいいとか、置かなくていいという、そのかわりに家庭的保育者でしたか、しかも道や町長が指定する研修をきちんと受けるといような内容になっていますよね。ですから、そういうことも確かに重要だし、そういう基準という規定というか、そうになっているということは理解できたのですが、今、課長最後におっしゃったようにハードルが高くなるかもしれないということは、そのとおりかもしれません。特に財政問題や何か大きくかわるかなと思うのだけれども、だけれども保育を、質のいい保育と言ったらちょっと語弊がありますが、安心して預けられる保育という、預ける側からするとやはり専門性のある保育士に預けたいというような考えもあるのかと思って、その辺の町村の裁量というのが影響してくるよう思うのですが、条文からして、どのように解釈すればいいか伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、砂原副町長

副町長（砂原勝君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

この地域型保育給付というのは、新しい事業の階層が一つ今回できたということでございまして、質のいいものはもちろん施設給付でやりますよ、そして、特定教育と特定施設でやりますから。今、世の中に、子どもを育てた経験のあるお母さん方が二

人くらい家庭で預かっているレベルの部分が、ここでいう家庭的保育の想定している部分ですし、ベビーシッターの部分は、この訪問ということで、ここは、そんなに専門職の人でなくても現実にもう動いているという部分を、もう少し研修や何かを義務づけて制度上に引っ張り上げるといい方もおかしいのですが、制度化してレベルを上げていこうというのがこの法律の趣旨ですから、いきなり保育士でなければ何もできませんよというレベルを考えているわけではないということですね。ですから、そのところは国のそういう中でまず待機している子どもたちを救うという趣旨でございますから、いきなり保育士でなければだめよと、子どもに接するところ全部保育士でなければだめよということでは、そのところがなかなか消化して行けないというものがあるのかなと考えています。そして、現実にこの保育士以外の部分の研修もちょっとやはりみますと、かなり厳しい研修が義務づけられています。基礎研修は、先ほどちょっとお話しありました21時間、それから実習が2日間と。保育士以外の場合は、講義が40時間、保育実習が48時間で合計88時間の研修、さらに家庭的な保育経験のないものについては、さらに40時間の講義、保育実習48時間、それに保育実習をプラスして20日間義務づけておりますから、そういう中で専門的な必要な知識については、そういう研修をしっかりすることによって何とか確保していこうという制度上の考えだと思っています。先ほど、課長から申し上げましたけども、新しい事業ですから、ここの保育士でなければなりませんということにすると、参入する事業者がほとんどいなくなる可能性もあります。そういうことで、その辺も含めながら当面、国の制度としては研修で対応するというふうにしているところでございます。

あと、小規模のB型については、確か半数以上の保育士となっておりますから、阿保さん言うように、ゆとりがあるとか、対応ができるとすれば半数でなくてももう少し保育士の数をふやしていくということは、事業者としては可能かなと考えております。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） ほかの町の事例をみますと、くどいようですが、その町、国の基準に対して基準どおりと決めている部分もありますけども、有資格者とすることを検討していますという表現になっているところもあるので、それは裁量に任されている部分もあるのだなと。当然、財政も影響すると思うので、ですが、そういうことであれば実際に動き出す中で、町村でこの条項について今後も検討していく余地はあるのではないかとこのように思っているわけですが。80時間から100時間ぐらいの研修を受けた方を保育士ではなくて、いわゆる家庭的保育士とかいろいろ名前つけていますが、いわゆる保育士以外で対応していくという考え方ですが、それは、言い方悪いかもしれませんが、ある意味安上がりの保育につながるような気がします。それで、保育士の皆さんは多分、私の知る限りでは2年以上、確か専門の学校に行ってるというふうに思って、そういう中で当然、いろんな素養も知

識も実習も含めて身につけて来られているというふうに思うので、本来であればそういう方がこういうそれぞれの、B型は2分の1以上ですけどもC型あるいは居宅訪問の家庭的保育者あるいは補助者という言い方になっていきますけども、そういうところにそういう有資格の方がいるのがよりいいように感じるわけですけど、その町村の裁量という部分では、実際に動き出したり、手を上げる業者が出てきた中で検討する余地が残されていくのかどうなのか、そこだけ伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、砂原副町長

副町長（砂原勝君） 制度の基準としては、どこで受けても、本別で受けても沖縄で受けても同じレベルの水準のサービスを国が保障しましょうということですから、この基準については、基本的には大切に見守ってくださいということだろうと思うのです。だから本別町もその基準を無視した考え方はしないというのが一つでございまして、基準を今回条例化するというでございまして、それは内閣府令が出て、そこで義務づけられているということでございます。あと、いろんな事業者が参入、田舎はあまり考えられませんが、参入してくるときに、その事業者がですね、うちはサービス、質を上げるためにうちにはこういう保育者を置いていますよとか、そういうことは可能だと思うのです。ただ、その場合には当然、保育料が市町村が設定することになりますから、市町村が保育料を高く設定しないと事業が成り立たないという問題が一つ出てくるのです。そういうこともあってですね、そういうふうにコストを上げれば安心の部分はあるとしても、そういう保育料との関係をどうするか、その差額は、では誰が負担をするのだとか、いろんな問題が出てくるので、私どもとしては国が定めた基準を一つのモデルとして条例化はしておく。あとは事業者がサービス向上の策としてどういう判断をしていくかというのは一つあると思いますけども、この基準を満たしていれば私どもとしては認可をしていくと、こういうふうに考えております。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第71号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第72号

議長(方川一郎君) 日程第10 議案第72号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井上子ども未来課長。

子ども未来課長(井上松子君) 議案第72号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例制定は、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、それに伴う、児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について基準を定めるもので、市町村で基準を定めることとなりましたので提案いたします。

本別町では、学童保育所が該当いたします。

議員協議会でも説明をさせていただいておりますので、制定条文を朗読し、提案説明とさせていただきます。

なお、目次、括弧書き及び括弧内の条文の一部の朗読は省略させていただきます。

本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

第1条、この条例は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1号、放課後児童健全育成事業。法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。

第2号、児童。法第4条第1項に規定する児童をいう。

第3号、保護者。法第6条に規定する保護者をいう。

第3条、この条例に定める基準は、放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

第2項、町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

第4条、放課後児童健全育成事業を行う者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

第2項、最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成

事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

第3項、町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

第5条、放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

第2項、放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

第3項、放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

第4項、放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

第5項、放課後児童健全育成事業を行う場所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

第6条、放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

第2項、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

第7条、放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

第8条、放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第2項、放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

第9条、放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第2項、専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

第3項、専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4項、専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

第10条、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

第2項、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。

第3項、放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

第1号、保育士の資格を有する者。

第2号、社会福祉士の資格を有する者。

第3号、学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したものの。

第4号、学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者。

第5号、学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

第6号、学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者。

第7号、学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

第8号、外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

第9号、高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの。

第4項、第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、

その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

第5項、放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第11条、放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

第12条、放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第13条、放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

第2項、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3項、放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

第14条、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

第1号、事業の目的及び運営の方針。

第2号、職員の職種、員数及び職務の内容。

第3号、開所している日及び時間。

第4号、支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額。

第5号、利用定員。

第6号、通常の事業の実施地域。

第7号、事業の利用に当たっての留意事項。

第8号、緊急時等における対応方法。

第9号、非常災害対策。

第10号、虐待の防止のための措置に関する事項。

第11号、その他事業の運営に関する重要事項。

第15条、放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

第16条、放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

第2項、放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

第17条、放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

第2項、放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第3項、放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第18条、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

第1号、小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業。1日につき8時間。

第2号、小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業。1日につき3時間。

第2項、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

第19条、放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

第20条、放課後児童健全育成事業者は、町、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

第21条、放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、町、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第2項、放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附則。施行期日。

第1項、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保

育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。

職員に関する経過措置。以下の朗読は省略させていただきます。

以上、議案第72号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 第4条に、最低基準ということが4回出ています。意味は、ここに定めるのは最低基準なので、常にその運営等を向上させなければならないという趣旨がこの第4条なのかなというふうに思っております。それで、冒頭、本別町の学童保育所がこの新たな条例に該当しているということなので、この第4条の観点からすると現状の学童保育所と、ここで定められているいろんな条項、最低基準からみて現状と、主なところでいいのですが、どのような差異があるということなのか。そういうことは、この条項でうたわれているというふうに私は解釈しているのですが、伺います。

議長（方川一郎君） 答弁、井上子ども未来課長。

子ども未来課長（井上松子君） 最低基準の設備ということで、今あるところの専用区画につきましても、今、学童保育所は全部当てはまることになっておりますし、設備もそうですが、この中では小学校1年生から3年生までなのですが、このたび6年生までの幅も広がったということで、本別はもともと1年生から6年生ということなので、ほとんど最低基準を全部クリアしている状態になっております。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第72号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 7 3 号

議長（方川一郎君） 日程第 1 1 議案第 7 3 号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第 7 3 号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

北海道市町村職員退職手当組合の組織団体に、根室北部廃棄物処理広域連合が、平成 2 7 年 4 月 1 日付けで、新たに加入することに伴い、一部事務組合であります北海道市町村職員退職手当組合の規約の変更の必要が生じてまいりました。

これに伴い、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和 3 2 年 1 月 2 3 日 3 2 地第 1 7 5 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表、（根室）の項中「中標津町外 2 町葬斎組合」を「中標津町外 2 町葬斎組合。根室北部廃棄物処理広域連合」に改める。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第 7 3 号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

提案理由

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 7 3 号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決

します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第12 諮問第1号

議長(方川一郎君) 日程第12 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

町長(高橋正夫君)(登壇) 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

平成26年12月31日をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、
にお住まいの福家立雲さんを人格、識見とも適任と判断し、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるために提案をさせていただきました。

よろしくお願ひ申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長(方川一郎君) 暫時休憩します。

休憩宣告(午後 3時29分)

再開宣告(午後 3時33分)

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件はお手元に配布しました意見のとおり答申したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件は、お手元に配布しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

議長(方川一郎君) 暫時休憩します。

休憩宣告(午後 3時34分)

再開宣告(午後 3時45分)

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 認定第1号ないし日程第9 認定第9号

議長（方川一郎君） 日程第13 認定第1号平成25年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 認定第1号平成25年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、概要を説明させていただきます。

平成25年度本別町一般会計歳入歳出決算書を御覧ください。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入の決算状況であります。

歳入合計は、予算現額82億9,638万7,000円、収入済額79億4,022万8,048円、不納欠損額462万6,135円、収入未済額4,522万3,919円であります。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出合計は、予算現額82億9,638万7,000円、支出済額78億1,534万5,007円、翌年度繰越額3億7,834万2,000円、不用額1億269万9,993円あります。

歳入歳出差引残額は1億2,488万3,041円あります。

決算額は、前年度と比較すると、歳入12.6パーセント、歳出が12.6パーセントの増の決算となりました。

主な要因といたしましては、畜産担い手育成総合整備事業が事業完了により8,662万5,000円、農業体質強化基盤整備促進事業1億4,367万9,000円が減少したものの、道営畑地帯総合整備事業が7,103万7,000円、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業9,260万1,000円、太陽の丘野球場整備事業1億784万6,000円、学校給食共同調理場改築事業6億5,219万4,000円などが増加したことによるものです。

次に、10ページをお開きください。

実質収支額は、3の歳入歳出差し引き額1億2,488万3,000円から、4の翌年度へ繰越すべき財源3,351万7,000円を差し引いた9,136万6,000円の黒字決算となっております。

以下、これからは資料の方で説明をさせていただきます。

別冊の平成25年度本別町各会計決算資料を御覧ください。

一般会計の資料は、1ページから54ページまででございます。

まず、決算資料12ページの第1表を御覧ください。

普通会計決算収支の状況であります。中ほど実質収支E欄の一番下、平成25年度合計欄を御覧ください。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源3,351万7,000円を差し引いた

実質収支は9,136万6,000円の黒字を保っております。

本年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた単年度収支は361万4,000円の黒字となっております。

一番右側の実質単年度収支、これは単年度収支に財政調整基金への積立金及び地方債の繰上償還金を黒字とみなし、財政調整基金取り崩し額を赤字と見なして調整した額であります。1,251万6,000円の黒字となりました。

次に、13ページの第2表をお願いいたします。

歳入決算額の状況であります。

右端の平成25年度の欄を御覧ください。

構成比の大きい順に申し上げますと、上から10行目、地方交付税42.4パーセント、上から14行目の国庫支出金14.9パーセント、一番上の町税が11.8パーセント、下から8行目の町債が11.5パーセント、その6行上の道支出金4.9パーセント、下から11行目繰入金3.0パーセント、下から9行目の諸収入2.8パーセント、上から2行目地方譲与税1.8パーセント、上から12行目の分担金及び負担金1.6パーセントの順となっております。これを平成21年度の構成比と比較をしますと、増としては、町債が2.7ポイント、国庫支出金が1.9ポイント、道支出金が1.7ポイント、分担金及び負担金0.4ポイント、減といたしましては、地方交付税が3.4ポイント、町税が1.4ポイント、地方譲与税0.6ポイント、繰入金0.4ポイントの減となっております。

それでは、一番上の町税の状況ですが、総額で9億3,434万8,000円の決算額となり、前年度と比較しますと4,701万9,000円、5.3パーセントの増となりました。

税別の内訳ですが、20ページの第4表を御覧ください。

中ほど、収入済額の合計g欄の上から3行目、(1)の市町村民税は4億1,727万2,000円で、対前年10.4パーセントの増となっており、主な要因といたしましては、の個人所得割が2,296万4,000円、7.4パーセントの増、の法人税割が、農業関連事業所の税額の増加により1,296万7,000円、50.7パーセントの増になったことによるものであります。

次に、(2)固定資産税ですが、下の行にあります純固定資産税は4億2,136万7,000円、対前年105万2,000円、0.2パーセントの減であり、内容といたしましては、土地が1.3パーセントの減、家屋が1.7パーセントの増、償却資産が1.7パーセントの減となりました。

その他では、町たばこ税が808万6,000円、対前年12.3パーセントの増となっておりますが、町民税と純固定資産税の2税で町税総額の89.8パーセントを占めております。

それでは、13ページの第2表にお戻りください。

町税以外で前年と比較し増減率の大きいものですが、右端の平成25年度欄の上から5行目、株式等譲渡所得割交付金892.4パーセント、その上、配当割交付金101.1パーセント、10行下の国庫支出金82.3パーセント、7行下、町債57.4パーセントが増となりました。

減の主なものは、上から16行目、財産収入50.0パーセント、4行上の分担金及び負担金35.3パーセントの減となりました。

次に、地方交付税は33億6,801万9,000円で、前年度と比較しますと1,568万4,000円、0.5パーセントの減となりました。

交付税の内訳ですが、普通交付税が30億924万4,000円、対前年404万5,000円、0.1パーセントの増、特別交付税は3億5,877万5,000円で、対前年1,972万9,000円、5.2パーセントの減となりましたが、交付税総額ではピーク時の平成12年度と比較しますと9億9,672万円、22.8パーセントの削減に達しております。

次に、1行飛びまして、分担金及び負担金が1億2,459万2,000円で、対前年6,807万3,000円、35.3パーセントの減であります。これは、道営畑地帯整備事業分担金が増したものの、農業体質強化基盤整備促進事業分担金及び畜産担い手総合整備事業分担金の減が主なものであります。

1行飛びまして、国庫支出金は11億7,982万6,000円で、対前年5億3,258万8,000円、82.3パーセントの増となりましたが、平成24年度発生公共土木施設災害復旧費負担金、農業体質強化基盤整備促進事業などが減少したものの、日本経済再生に向けた緊急経済対策による地域の元気臨時交付金、学校施設環境改善交付金、社会資本整備総合交付金、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業などが増加したことによるものです。

その下の道支出金は3億9,248万2,000円で、対前年6,130万6,000円で、18.5パーセントの増となりましたが、これは、介護基盤緊急整備特別対策事業が減少したものの、防災情報通信設備整備事業交付金、安心生活創造事業、緊急雇用創出推進事業の増が主なものであります。

その下の財産収入は5,245万1,000円で、対前年5,242万8,000円、50.0パーセントの減となりましたが、これは、町有地売払収入の減が主なものであります。

その下の寄付金1,455万5,000円で、前年度とほぼ同額となりましたが、これは、主に農業振興基金、個性あるふるさとづくり基金への寄付によるものであります。

その下の繰入金であります。一般会計における繰入金の決算額は2億3,648万7,000円で、対前年6,516万2,000円、38.0パーセントの増となっております。

繰入金の主なものは、財政調整基金 1 億 9,000 万円、減債基金 1,000 万円、職員退職手当基金 3,000 万円であります。財政調整基金は、歳入確保の見通しがつかなかったことにより取り崩しを行いました。最終的には 1 億 9,890 万 2,000 円を積み戻し、890 万 2,000 円の増額となっております。

2 行飛びまして、町債であります。決算額は 9 億 956 万 6,000 円で、対前年 3 億 3,160 万 1,000 円、57.4 パーセントの増となりました。

これは、公営住宅等債 157 万円が減となったものの、過疎対策事業債では学校給食共同調理場改築事業 3 億 150 万円及び普通交付税の減額分を補填してきた臨時財政対策債 1,130 万 1,000 円が増額になったことが主な要因であります。

町債の構成比は 11.5 パーセントで、昨年より 3.3 ポイント増となっております。

次に、歳出の決算状況であります。21 ページの第 5 表を御覧ください。

目的別に見た歳出決算状況であります。右側の平成 25 年度の欄を御覧ください。

各費目別の構成比は、大きい順に見ますと教育費 17.2 パーセント、総務費 16.6 パーセント、民生費 15.7 パーセント、土木費 14.6 パーセント、衛生費 11.9 パーセント、公債費 9.6 パーセント、農林水産業費 5.9 パーセントの順となっております。

増減率で見ますと、まず、増加したのは、教育費が学校給食共同調理場改築事業により大幅に増加 102.7 パーセント増、商工費は工業団地整備事業の実施等により 46.7 パーセント増加。

また、減少したものは、災害復旧費が公共土木施設災害復旧事業の完了により大幅に減少、農林水産業費は農業体質強化基盤整備促進事業の減等により 24.1 パーセント減、公債費は昭和 62 年度借入仙美里中学校改築事業等の償還終了による減が主なものとなっております。

次に、22 ページをお願いいたします。

第 6 表を御覧ください。

性質別に見た歳出の決算状況であります。右端の平成 25 年度欄を御覧ください。

義務的経費は、上の行から人件費 14 億 2,211 万 1,000 円、5 行目、扶助費 3 億 8,942 万 1,000 円、3 行下、公債費 7 億 4,636 万 4,000 円の合計は、25 億 5,789 万 6,000 円で、前年度に比較しますと 763 万 4,000 円、0.3 パーセントの増となっており、構成比では 32.7 パーセント、4.0 ポイントの減となっております。

うち人件費は、対前年 2,612 万円、1.9 パーセントの増となり、退職手当組合精算納付金 2,984 万 6,000 円が主な要因であります。

構成比では 18.2 パーセントと前年度より 1.9 ポイント減少しております。

5 行目にあります扶助費は、障害者介護給付・訓練等給付の増加により、対前年 907 万 3,000 円、2.4 パーセントの増で、構成比では 5.0 パーセントと対前年 0.

5ポイントの減となっております。

3行下の公債費の対前年2,755万9,000円、3.6パーセントの減については、臨時財政対策債の元金償還は増となったものの、辺地対策事業債、過疎対策事業債、一般単独事業債等の元金償還が減となったことが主な要因であります。

上から13行目、中ほどにあります投資的経費の決算額は19億6,916万3,000円、対前年6億3,844万6,000円、48.0パーセントの増となり、構成比でも6ポイントの増となっております。これは、畜産担い手育成総合整備事業の事業完了、農業体質強化基盤整備促進事業が減となったものの、道営畑地帯総合整備事業、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業、太陽の丘野球場整備事業、学校給食共同調理場改築事業の増が主な要因であります。

投資的経費の内訳は、29ページから34ページ、第14表に、町道改良舗装の状況は35ページ第15表に添付してございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、今後の財政運営の指標となります経常収支比率、地方債、債務負担行為、積立金の状況について説明させていただきます。

まず、23ページの第7表を御覧ください。

経常収支決算額の推移であります。歳入では、町税以下、経常収入である一般財源の額を、歳出では、人件費以下、経常的経費に充当された一般財源の額の推移を表したものであります。

経常収支比率は、財政構造の弾力性があるかどうかの指標となりますが、右側の平成25年度の下から2行目の歳出合計36億5,974万円を、中ほどにあります歳入合計44億8,798万円を除した率は、一番下の欄の81.5パーセントとなり、前年の82.6パーセントを1.1ポイント下回りました。

これは、歳出の人件費、補助費が増となりましたが、公債費が減となり、歳入は町税の増加が主な要因となっております。

次に、飛びまして43ページ、第20表を御覧ください。

町債現在高の状況であります。平成25年度末におけます地方債の現在高は、右から4列目、差引現在高Eの欄の一番下、合計の欄になります。65億7,631万円となります。

左端の平成24年度末現在高と比較しますと2億4,935万1,000円、3.9パーセントの増となります。

これは、1の公共事業等債及び14の臨時財政対策債の借入額が増加したことによるものであります。

次に、45ページ、第22表をお開きください。

この表は、平成25年度までに借入をした町債の平成26年度以降の年度別償還見込額を推計したものであります。

一番下の合計欄であります。元利合計の償還額の推移は、平成16年度をピークに減少してまいりましたが、平成26年度以降も減少していきます。なお、この表は26年度以降の借入を加味していませんので、あくまでも目安として作成したものであります。

次の46ページ、第23表を御覧ください。

町債繰上償還額及び公債費比率の状況であります。

財政構造の弾力性を判断する指標であります。平成25年度では、公債費比率は5.4パーセントで、前年度を0.4ポイント下回っております。

公債費が財政に及ぼす負担を表す指標であります。起債制限比率は3.1パーセントで、前年度を0.6ポイント下回っております。

次に、47ページの第24表を御覧ください。

債務負担行為比率の状況であります。

平成25年度の債務負担行為比率、標準財政規模に占める割合であります。平成25年度欄の下から2行目、2.0パーセントで、公立学校共済組合教職員住宅購入の減などにより、一般財源の額が減少したことによるものです。

なお、年度別の内訳は次のページ以降に載せておりますので、御覧いただきたいと存じます。

次に、50ページの第26表を御覧ください。

積立金の状況であります。

平成25年度末、基金積立金の現在高、右端の下から2行目、18の基金を合計した額は38億4,800万1,000円で、前年度末現在高と比較しますと1億8,540万6,000円、5.1パーセントの増となっております。

これは、平成25年度において、基金から2億3,817万2,000円を取り崩しましたが、財政調整基金を中心に4億2,357万8,000円積み戻し、新規の積み立てとしましては、財政調整基金に1億9,858万円、減債基金に1,001万円、農業振興基金に2,000万円を積み立てたものであります。

次の51ページ、第27表を御覧ください。

健全化判断比率の状況であります。

次の52ページ、第28表は連結実質赤字比率等の算出表、次の53ページ、第29表は実質公債費比率の算出表、次の54ページ、第30表は将来負担比率の算出表であります。数値につきましては、先ほどの報告第15号で報告しておりますので、省略をさせていただきます。

以上、説明を申し上げてまいりましたが、普通会計の平成25年度決算は、対前年12.6パーセント増の決算となりました。

平成25年度の普通会計決算の特徴は、歳入では、町税が対前年5.3パーセント増、地方譲与税が3.9パーセント、地方消費税交付金が0.9パーセント減となり、地方

交付税については、普通交付税は対前年 0.1 パーセントの増、特別交付税は対前年 5.2 パーセントの減となったことから臨時財政対策債を合わせた総額も、対前年 0.1 パーセントの減となりました。

地方交付税は、12 年度のピーク時に対し 9 億 9,672 万円、22.8 パーセントの減少となっており、これは歳入決算額に対し 12.6 パーセントに相当する額であります。本町の財政は依然厳しいものとなっております。

したがって、歳出では、施策の厳しい選択など、財源の計画的、重点的配分に努め、引き続き黒字決算で終わることができましたが、依然、財政の硬直化は続いております。

今後の経済情勢も人口の減少、高齢化の進展、雇用問題などにより依然として厳しい状況が続き、町税の増額は見込めない中、引き続き厳しい財政運営が予想されるため、国の施策、特に地方交付税の動向などを注視するとともに、経常的な収入の確保やさらなる経常経費の削減を図り、財政の健全化に努めながらの財政運営が重要と考えております。

町民生活の安定を図るためには、本町財政の実情を職員のみでなく、町民の皆さんとも、しっかり共有し合い、長期的な健全財政の確立を図るとともに、機動的、弾力的な行財政運営にあたらなければならないと考えております。

今後とも、議員各位の御助言と御協力をお願い申し上げ、平成 25 年度本別町一般会計決算の説明とさせていただきます。

日程第 14 認定第 2 号ないし日程第 15 認定第 3 号

議長（方川一郎君） 日程第 14 認定第 2 号平成 25 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし日程第 15 認定第 3 号平成 25 年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。以上 2 件について、提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 認定第 2 号平成 25 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明させていただきます。

国民健康保険制度は、国民生活を支える重要な役割を担っておりますが、高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病の増加等に伴い特に入院に対する 1 件当たりの医療費が増嵩しております。

また一方では、景気の低迷など厳しい社会情勢の中で、滞納世帯が多く国民健康保険財政は大変厳しい運営を強いられております。本町においては、保険税につきましては平成 15 年度に改正以来、税率改正を行わず運営してきておりますが、財源の不足部分は一般会計から財政調整分として繰り入れをするという厳しい状況が続いております。

今後の医療費の動向、国、道からの交付金等の状況によっては、財政状況はさらに厳しいものになるものと考えております。

また現在、国においては、保険税は市町村間において大きな格差が生じていることから、この格差解消のため、国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県に移行する方向で医療制度改革の作業が進められております。

それでは初めに、決算資料に基づきまして本会計の運営の概要について説明させていただきます。

決算資料の58ページをお開きください。

まず、平成25年度における年間平均の加入者の状況であります。表の一番右の欄ですが世帯数は1,412世帯、前年比46世帯の減となっております。

被保険者数は2,683人、退職者分が106人となっており、加入割合は世帯数で町全体の38.3パーセント、被保険者数は34.8パーセントで前年比較では世帯数、被保険者数ともに0.9ポイントの減となっております。

次に、医療費の状況について御説明申し上げます。

資料の72ページをお開きください。

一般分につきましては、上の表の下段、医療諸費計が8億764万3,516円、前年比7.4パーセントの減、下の表の下段、右から2番目にあります一人当たりの医療給付総額は29万8,044円、前年比3.9パーセントの減となっております。

次の73ページをお開きください。

下の表の下段、右から2番目の退職者分の医療費等の合計額は3,773万9,308円で、前年比21.6パーセントの減となっております。

続きまして、74ページをお開きください。

右から2番目の一人当たりの医療給付総額は34万3,166円、前年比6.8パーセントの減となっております。

次の75ページをお開きください。

表の下段、右から4番目の全体の医療費、費用額の総額ですが8億4,538万2,000円、前年比8.1パーセントの減、その2列右の一人当たりの医療費、費用額は31万5,088円で、前年比3.6パーセントの減となっております。

次に、決算の概要につきまして、歳入歳出決算書の事項別明細書により主なものについて歳入から説明させていただきます。

特別会計決算書の2ページ、3ページをお開きください。

歳入は予算額の13億2,383万2,000円に対して収入済額は14億404万2,302円で、106.1パーセントの執行率となっております。前年度と比較しますと0.9パーセントの減となっております。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出は支出済額の合計額が12億7,594万5,602円で、予算額に対し96.

4パーセントの執行率となっております、前年比1パーセントの減となっております。

次に、10ページ、11ページをお願いします。事項別明細書になります。

歳入の内訳であります、主な項目について説明をさせていただきます。

1款国民健康保険税の収入済額は3億572万1,208円、収納率につきましては現年度分が96.9パーセント、前年比1.2パーセントの増、滞納繰越分が14.4パーセントで、前年比3.2パーセントの増となりました。

不納欠損額968万7,020円は、生活困窮などによるものなどで合計67名、85件となっております。

次に、3款国庫支出金の収入済額は2億2,865万6,211円で、主な内容は1項国庫負担金1目療養給付費等負担金の1億9,593万1,465円と、次の12ページ、13ページになりますが、2項国庫補助金1目財政調整交付金2,295万9,000円となっております。

続きまして、4款療養給付費等交付金、これは退職者加入に係る療養給付費分ですが3,586万9,000円となっております。

続きまして、5款前期高齢者交付金、これは65歳から74歳を対象とした平成20年度からの制度でありますけども2億7,007万847円となっております。

次に、6款道支出金は1億629万6,746円で、内訳は1項道負担金1目高額医療費共同事業負担金871万8,746円、2目特定健康診査等負担金96万3,000円、2項道補助金1目財政調整交付金9,661万5,000円となっております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

8款共同事業交付金は高額医療に対する交付金で9,145万5,108円となっております。

10款繰入金は2億3,406万3,237円で、内訳につきましては1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1億5,457万237円と次ページの2項1目基金繰入金7,949万3,000円となっております。

11款繰越金は、前年度繰越金の1億2,848万3,353円となっております。

次に、歳出を説明させていただきます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

1款総務費につきましては、事業運営に係る事務的経費であります、支出済額は3,141万2,534円となっております。

2款保険給付費の支出済額は6億9,183万6,767円、前年比9.2パーセントの減で、主な内訳は1項療養諸費が6億2,039万4,734円、前年比8.7パーセントの減となっております。

この要因は、被保険者の減少と1件当たりの療養費が下がったことが主なものであります。

続きまして、22ページ、23ページをお願いいたします。

2項高額療養費は1,095件分で6,747万5,330円となっております。

4項出産育児諸費1目出産育児一時金は9件で384万4,813円となっております。

5項葬祭費につきましては12件、12万円となっております。

24ページ、25ページをお願いいたします。

6款介護納付金は1,134人で6,187万8,507円となっております。

7款共同事業拠出金は、財政平準化のための高額医療に対する共同拠出金で1億5,942万6,211円となっております。

8款保健事業費は5,198万4,674円で、その内訳は生活習慣病の発症や重症化を予防するための1項特定健康診査等事業費322万2,968円と、2項保健事業費63万9,501円、3項健康管理センター事業費4,812万2,205円となっております。

26ページ、27ページをお開きください。

9款基金積立金は8,824万4,653円、10款諸支出金は5,124万5,894円となっております。

戻りまして、6ページをお開きください。

実質収支に関する調書によります歳入歳出差引額は1億2,809万6,000円となっております。

なお、療養給付費等負担金など2,128万9,092円を精算償還し、実質的な繰越額は1億680万6,908円となっております。

次に、基金の状況について説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

財産に関する調書の一番下の表、3、基金につきましては、前年度末残高が4,617万円、決算年度中の増減高が875万1,000円の増で、決算年度末残高は5,492万1,000円となったところであります。

以上で、認定第2号平成25年度本別町国民健康保険特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明させていただきます。

始めに、本会計は75歳以上の方と65歳から74歳までの一定の障がいを持たれた方の医療費について、他の会計からは独立した形で、都道府県単位の広域連合によって平成20年4月から開始されております。

なお、運営方法は広域連合は、保険料の賦課、医療の給付などの財政運営、市町村は保険料の徴収、資格の異動の受付などを行っております。

それでは、決算書並びに決算資料に基づきまして御説明させていただきます。

決算資料の76ページをお開きください。

ページの中ごろの後段、平成25年度の加入状況ですが、年間平均で75歳以上が1,496人で、前年度に対して0.7パーセントの増、65歳から74歳までの一定の障がいのある人が77人で、前年度に対して8.3パーセントの減、合わせて1,573人で、前年度の1,569人に対し0.3パーセントの増となっております。

次に、77ページの表の左から3番目の一番下の欄、収納額計は保険料の収入済額7,577万6,800円で、前年度に対して0.7パーセントの減、うち現年度分は7,560万1,800円で、0.7パーセントの減となっております。収納率では現年度分が100パーセント、滞納繰越分が47.6パーセント、合わせて99.7パーセントとなっております。

次に、決算の概要につきまして歳入歳出決算書の歳入から御説明させていただきます。

決算書の31ページ、32ページをお願いいたします。

歳入は、予算額合計で1億1,341万7,000円に対して、収入済額は1億1,259万9,338円、99.3パーセントの執行率となっております。前年度に対して0.5パーセントの減となっております。

続きまして、33ページ、34ページをお開きください。

支出済額の合計は1億1,221万7,838円で、予算に対しまして98.9パーセントの執行率となっており、前年度の支出済額に対して1.1パーセントの減となっております。

次に、決算事項別明細書の37ページ、38ページをお願いいたします。

歳入の内訳ですが、主な項目について説明をさせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、決算資料でも申し上げましたが、収入済額が7,577万6,800円、3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は3,650万8,920円で、前年度に対しまして1.2パーセントの減となっております。

次に、歳出でありますけども、39ページ、40ページをお願いいたします。

中ごろにあります2款後期高齢者医療広域連合納付金は1億968万6,920円で、前年度に対して1.5パーセントの減となっております。

次に、歳入歳出差引であります。ページ戻りまして35ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書によります歳入歳出差引残高は38万1,000円となっております。

以上で、認定第3号平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計決算の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（方川一郎君） お諮りします。

認定第1号平成25年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第3号平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、明日19日議事とする予定の認定第4号から認定第9号の説明を受けた後、設置を予定する議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員をもって構成する、平成25年度各会計決算審査特別委員会に付託して閉会中の継続審査とすることを予定したいと思いをします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号平成25年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第3号平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、明日19日議事とする予定の認定第4号から認定第9号の説明を受けた後、設置を予定する議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員をもって構成する、平成25年度各会計決算審査特別委員会に付託して閉会中の継続審査とすることを予定いたします。

散会宣告

議長(方川一郎君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告(午後 4時38分)

平成26年本別町議会第3回定例会会議録(第4号)

平成26年9月19日(金曜日) 午前10時00分開議

議事日程

- 日程第 1 認定第 4 号 平成25年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 5 号 平成25年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 6 号 平成25年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 7 号 平成25年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 8 号 平成25年度本別町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 9 号 平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 意見書案第11号 釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書
- 日程第 8 意見書案第12号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第 9 意見書案第13号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 日程第10 意見書案第14号 「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書
- 日程第11 意見書案第15号 2015年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める意見書
- 日程第12 意見書案第16号 オスプレイの配備、訓練地域拡散に反対する意見書
- 日程第13 意見書案第17号 電気料金の再値上げ認可を行わないよう求める意見書
- 日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(総務常任委員会、産業厚生常任委員会、
広報広聴常任委員会)
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続調査申出書)
- 日程第16 議員派遣の件

会議に付した事件

- 日程第 1 認定第 4 号 平成 25 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 5 号 平成 25 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 6 号 平成 25 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 7 号 平成 25 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 8 号 平成 25 年度本別町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 9 号 平成 25 年度本別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 意見書案第 11 号 釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書
- 日程第 8 意見書案第 12 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第 9 意見書案第 13 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 日程第 10 意見書案第 14 号 「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書
- 日程第 11 意見書案第 15 号 2015 年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める意見書
- 日程第 12 意見書案第 16 号 オスプレイの配備、訓練地域拡散に反対する意見書
- 日程第 13 意見書案第 17 号 電気料金の再値上げ認可を行わないよう求める意見書
- 日程第 14 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(総務常任委員会、産業厚生常任委員会、
広報広聴常任委員会)
- 日程第 15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続調査申出書)
- 日程第 16 議員派遣の件

出席議員(12名)

議長 12番 方川一郎君 副議長 11番 林武君
1番 矢部隆之君 2番 藤田直美君

3番 篠原義彦君
5番 山西二三夫君
7番 小笠原良美君
9番 高橋利勝君

4番 大住啓一君
6番 黒山久男君
8番 方川英一君
10番 阿保静夫君

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	黒田匡君	総務課長	大和田収君
農林課長	工藤朗君	保健福祉課長	吉井勝彦君
住民課長	千葉輝男君	子ども未来課長	井上松子君
建設水道課長	能祖豊君	企画振興課長	川本秀二君
老人ホーム所長	岩城幸宏君	国保病院事務長	毛利俊夫君
総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	高橋優君
教育委員長	水谷令子君	教育長	中野博文君
教育次長	佐々木基裕君	社会教育課長	安藤修一君
農委事務局長	山本光明君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田収君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巣正樹君	総務担当主査	松本恵君
------	-------	--------	------

開議宣告（午前 10 時 00 分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 認定第 4 号ないし日程第 6 認定第 9 号

議長（方川一郎君） 日程第 1 認定第 4 号平成 25 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、ないし日程第 6 認定第 9 号平成 25 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上 6 件についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

認定第 4 号平成 25 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。
吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） 認定第 4 号平成 25 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を説明申し上げます。

始めに、決算資料により、決算の概要と運営状況につきまして説明させていただきます。

別冊決算資料の 78 ページをお開きください。

本別町介護保険事業特別会計は、第 5 期介護保険事業計画、平成 25 年度から 26 年度までの 2 年目になります。

中段から概要を記載しておりますが、歳出は、支出済額 8 億 7,786 万 7,000 円で、予算現額 8 億 9,159 万 7,000 円に対しまして 98.5 パーセントの執行率、歳入は、収入済額 8 億 9,546 万 9,000 円で、予算現額 8 億 9,159 万 7,000 円に対しまして 100.4 パーセントの執行率であります。

平成 25 年度の運営状況であります。次の 79 ページから説明させていただきます。

一般状況ですが、(1)介護保険対象人口は、前年度末より 154 人減の 7,746 人で、(2)第 1 号被保険者数は、前年度末より 34 人増の 2,823 人となっております。特徴としましては、65 歳から 74 歳の前期高齢者は前年より 37 人ふえており、75 歳以上の後期高齢者につきましては 3 人減となっております。(5)の高齢化率は、36.4 パーセントと前年度に比べて 1.10 パーセントふえ、後期高齢者の割合も 0.3 パーセントふえております。(6)要介護認定者数は、484 人で前年度と比較して 7 人の増となっております。

次に、1 ページ飛びまして、81 ページをお開きください。

(2)介護保険料の収納状況につきましては、収納率は 98.4 パーセントで、未収額は 206 万 1,133 円、79 件、となっております。

次の 82 ページをお開きください。

4の保険給付状況につきましては、給付費合計が8億350万6,700円で、前年度と比べて3.1パーセントふえております。そのうち、在宅サービス中、居宅サービスの訪問介護は9.0パーセントの増、通所介護は12.1パーセントの増、一番下の介護予防・居宅介護支援につきましては4.3パーセントの増となっております。

地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護が7.7パーセントの増で、在宅サービス全体では6.8パーセントの伸びとなっております。

施設サービスにつきましては、0.3パーセントの増となっております。

第5期介護保険事業計画の平成25年度における給付見込額7億4,929万3,000円に対しまして7.2パーセントの増となっております。

以上が、平成25年度における介護保険事業の決算の概要であります。

次に、決算の内容につきまして、歳入歳出決算書により説明させていただきます。

決算書の50、51ページをお開きください。

歳入の1款1項介護保険料は、前年度対比1.7パーセント増の1億3,152万4,756円で、歳入総額に占める割合は14.7パーセントとなっております。

不納欠損額につきましては7万3,060円となっており、収入未済額につきましては205万3,573円となっております。

2款分担金及び負担金は、地域支援事業に伴う利用者負担金で通所型介護予防、認知症高齢者見守り事業など、合わせて47万7,500円となっております。

3款国庫支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による負担金と、調整交付金、地域支援事業交付金、事業費補助金の合計で、前年度と比べ0.8パーセント増の2億1,959万6,559円で、歳入総額に占める割合は24.5パーセントとなっております。そのうち、3目1節事業費補助金552万6,000円は、介護保険システム改修経費補助金、市民後見推進事業補助金であります。

4款1項支払基金交付金は、介護給付費交付金と次の52、53ページの地域支援事業交付金で、2号被保険者の保険料から交付されるものです。前年度と比べ1.4パーセント増の2億3,663万9,000円で、歳入総額に占める割合は26.4パーセントとなっております。

次の5款道支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による負担金と財政安定化基金貸付金及び地域支援事業交付金で、1項道負担金から3項道補助金まで合計で、前年度と比べ14.0パーセント増の1億4,711万5,362円で、歳入総額に占める割合は16.4パーセントとなっております。

7款繰入金1項他会計繰入金は、前年度対比1.5パーセント減の1億4,224万6,000円で、歳入総額に占める割合は15.9パーセントとなっており、下段、2項基金繰入金、次の54、55ページにかけての1目介護保険基金繰入金1,547万9,000円は、介護保険料の抑制及び保険給付費の支払準備を目的に取り崩したものであります。

歳入合計は、55ページ下段8億9,546万8,738円となったところであります。

次に、歳出の説明を申し上げます。

56、57ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、介護保険事業の一般管理経費と市民後見推進事業にかかる経費であります。

2項賦課徴収費は、保険料の賦課徴収にかかる経費で、3項介護認定審査会費は、十勝東北部の介護認定審査会の負担金及び認定調査等に伴う経費であります。

2款保険給付費1項介護サービス諸費は、合計で前年度比3.1パーセント増の8億350万6,700円となり、歳出総額の91.6パーセントを占めており、在宅・施設サービス給付費、審査支払手数料、高額介護サービス、特定入所者介護サービスにかかる経費であります。

3款地域支援事業費1項1目介護予防事業費は、訪問型、通所型の介護予防などの事業費であります。

次の58、59ページの2項包括的支援事業、任意事業費は、地域包括支援センターの運営及び介護相談員などにかかる経費となっております。

4款1項1目基金積立金につきましては、介護保険基金の利子と平成24年度決算などによる積み戻し分を積み立てたところであります。

5款諸支出金は585万3,062円で、内容は、次の60、61ページになりますが国庫支払基金及び一般会計への前年度精算償還金となっております。

歳出合計は、61ページ下段、8億7,786万6,557円となったところであります。

次に、46ページにお戻りください。

実質収支に関する調書につきましては、歳入総額は8億9,546万9,000円、歳出総額が8億7,786万7,000円で、歳入歳出差し引き1,760万2,000円となり、翌年度へ繰り越すこととなります。

次の48ページ、2の基金、介護保険基金につきましては、決算年度末現在高946万3,000円となりました。

以上で、認定第4号平成25年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 次に、認定第5号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について。

岩城老人ホーム所長。

老人ホーム所長（岩城幸宏君） 認定第5号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を御説明申し上げます。

始めに、決算資料により介護サービス事業運営の概要と決算の概要につきまして、説明させていただきます。

本別町介護サービス事業特別会計は、特別養護老人ホーム及び居宅介護支援、介護予防支援事業の会計であります。

決算資料の 83 ページをお開き願います。

中段にあります決算の概要ですが、歳出は、支出済額 2 億 7,505 万 4,000 円で、予算現額 2 億 7,764 万 8,000 円に対しまして 99.1 パーセントの執行率であります。

歳入は、収入済額 2 億 8,084 万 6,000 円で、予算現額 2 億 7,764 万 8,000 円に対しまして 101.2 パーセントの執行率となりました。

それでは、25 年度のサービス事業内容であります。次の 84 ページをお願いいたします。

特別養護老人ホームの状況につきましては、施設入所者の年度末の利用者数は定員が 50 人ですが、48 人であり、内訳は男性 12 人、女性 36 人です。

なお、25 年度の入退所者の内訳は、入所者が 18 人、退所者が 19 人となっております。

また、平均利用年数は、3 年 5 カ月となっております。

介護度別の入所者数は、要介護 4 と 5 の方を合わせまして 39 人で、全体の 81 パーセントを占めており、全体要介護度の平均は 4.06 となりました。なお、前年度は 3.88 でございます。

次に、ショートステイの状況ですが、5 床の定員で、年間 1 日当たり平均利用人数は 2.76 人の利用となっております。

次に、85 ページをお願いいたします。

居宅介護・介護予防サービス計画実績状況につきましては、居宅介護支援では 1,254 件で、前年度に対しまして 36 件の増、介護予防支援では 810 件で、前年度に対しまして 9 件の増となっております。

次に、決算内容につきましては、歳入歳出決算書の事項別明細書により御説明いたします。

決算書の 71 ページ、72 ページをお開き願います。

歳入ですが、1 款サービス収入 1 項 1 目介護給付費収入は、対前年度比 5.8 パーセント減の 1 億 8,317 万 3,453 円で、歳入総額の 65.2 パーセントを占めております。そのうち、1 節施設介護サービス費収入及び 2 節短期入所生活介護費収入合わせて 1 億 5,937 万 8,533 円、2 目自己負担金収入は 3,022 万 3,459 円で、収納率は 99.9 パーセントとなっております。なお、滞納繰越額は 3 万 8,261 円で 6 月に収入済みであります。

3 節居宅介護サービス計画費収入は、対前年度比 4.2 パーセント増の 2,032 万

4,600円、4節居宅予防支援サービス計画費収入は、対前年度比2.2パーセント増の347万320円となっております。

3款寄付金収入の7万円は、個人2人から御寄付をいただきました。

4款繰入金は6,685万6,608円であります。

5款前年度繰越金は46万1,040円であります。

次に、73ページ、74ページをお願いいたします。

6款諸収入1項1目1節雑入は4万2,521円であります。

次に、75ページ、76ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款介護サービス事業費1項施設介護サービス事業費は、対前年度比1.3パーセント減の2億3,909万7,653円で、歳出総額の86.9パーセントを占めています。

人件費が、賃金を含めまして1億9,316万2,695円で、支出総額の70.2パーセントになります。

18節備品購入費の内容につきましては、ベッド2台、車椅子2台、床コールマット1枚を購入したものであります。

次に、2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費及び77ページ、78ページの2目介護予防支援事業費は、サービス計画作成に伴う経費で、人件費、居宅介護支援職員4名分を含めまして、対前年度比5.1パーセント減の3,543万4,944円となっております。

次に、77ページ、78ページになりますが、2款諸支出金1項1目償還金23節償還金利子及び割引料につきましては52万1,861円の支出となっております。

歳出の総額は2億7,505万4,458円となりまして、歳入歳出差し引き額は579万1,808円となっております。

次に、67ページにお戻りください。

実質収支に関する調書につきましては、歳入総額は2億8,084万6,000円、歳出総額2億7,505万4,000円となり、実質収支額579万2,000円となりました。

以上で、平成25年度本別町介護サービス事業特別会計決算の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） 次に、認定第6号平成25年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第8号平成25年度本別町水道事業会計決算認定について、以上3件について。

能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖 豊君） 認定第6号平成25年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

決算資料の86ページをお願いいたします。

最初に、本別町全体の給水状況について説明させていただきます。
本別市街地の上水道を中心に4カ所の簡易水道、2カ所の専用水道、勇足西営農用水道に給水が行われています。

本別町が管理運営している簡易水道は勇足、仙美里、美里別の3カ所です。

農業用防除施設は、美里別簡易水道、勇足簡易水道の2カ所で、合わせて192基に給水しております。

平成25年度における総配水量は24万7,662立方メートル、総有収水量は22万3,070立方メートル、また、年度末の給水人口は、前年度比2.29パーセント減の1,282人となっております。

なお、有収率につきましては、前年度比1.62ポイント増の90.07パーセントとなっております。

平成25年度の主な事業と決算の概況につきましては、決算書の事項別明細書により主な内容について、歳出から説明させていただきます。

別冊の特別会計歳入歳出決算書、95、96ページをお願いいたします。

1款1項簡易水道費、中ほどの2目維持修繕費15節工事請負費の主な内容は、美里別、勇足、仙美里簡易水道施設の老朽化による機器5機種と、計量法による57基の量水器の更新、国道242号の橋梁2基の補修工事に伴い添架管の布設替工事を実施いたしました。

次のページ、97、98ページをお願いいたします。

3目基金費は、基金の利子を積み立てるもので、年度末の簡易水道基金は、89ページに記載をしておりますが、152万5,000円となっております。

3款建設費1項1目建設改良費13節委託料及び15節工事請負費は、取水量に余裕のない仙美里簡易水道の非常時の対応のため、美里別簡易水道と接続をする配水管整備の調査設計と工事を実施いたしました。

4款1項公債費は、起債償還元金利子で、年度末における起債の未償還元金は6億2,563万9,475円となっております。

下段、歳出の合計は、予算額1億5,820万円に対し、支出済額は1億5,751万5,917円で、執行率は99.18パーセントとなりました。

次に、歳入であります91、92ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金1項負担金1目簡易水道負担金は、歳出で説明しました国道242号にかかる橋梁2橋の水道管布設替工事の負担金であります。

2款1項使用料及び手数料1目水道使用料、収入済額は、前年度比2.87パーセント減の3,969万3,040円で、収納率は、現年度分で99.89パーセント、過年度分で47.02パーセントであります。

次のページ、93、94ページをお願いいたします。

下段、歳入の合計は、予算額1億5,882万円に対し収入済額は1億5,956万

8,643円となっております。

次に、84ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差し引き額205万3,000円が実質収支額となり翌年度へ繰り越すこととしております。

以上、平成25年度本別町簡易水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第7号平成25年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

最初に、事業の概要について説明させていただきます。

決算資料の94ページをお願いいたします。

中段になりますが、本町の平成25年度末における下水道の普及状況につきましては、処理区域面積が274.7ヘクタール、管路延長が5万1,081メートル、世帯数が2,913戸、人口が5,290人で、都市計画区域内においては約95.6パーセントの整備率となっております。

また、下水道普及率は68.34パーセント、水洗化率は89.26パーセントとなっております。

なお、浄化槽を含めた生活排水施設処理人口は6,402人となり、生活排水施設総合普及率は82.56パーセントとなっているところであります。

平成25年度の主な事業と決算の概況につきましては、決算書の事項別明細書により主な内容について、歳出から説明をさせていただきます。

別冊の特別会計歳入歳出決算書、112、113ページをお願いいたします。

1款総務費2項施設管理費2目処理場管理費13節委託料のうち、業務委託料の主なものは、処理場の維持整備業務委託料2,928万9,082円、汚泥運搬処理委託料、前年比45.3パーセント増額の371万1,473円ですが、これにつきましては、平成25年度は処理場で発生する汚泥のうち、汚泥利用組合での処理量が減少し、処理業者による運搬処理量が、対前年100トン増量の321トンとなったことによるものであります。

次のページ、114、115ページをお願いいたします。

2款土木費1項下水道費1目下水道新設費13節委託料は、終末処理場の8機種の機器更新設計であります。

15節工事請負費では、污水管渠新設の現年度分1,375万5,000円で、南地区工業団地、新町3号通りの新設工事、本別公園通り他の道路改良に伴うマンホール、汚水柵の改修工事等を実施、24年度繰越明許費207万9,000円で、栄町公営住宅建替事業に伴う污水管渠の新設工事を実施しました。

処理場機器更新工事では、現年度分6,447万円で、曝気装置、曝気風量計、汚泥流量計他の更新工事、24年度繰越明許費955万5,000円で、返送汚泥ポンプの更新工事を実施しております。

2目個別排水処理施設新設費15節工事請負費は、合併処理浄化槽11基の新設工事費であります。

次のページ、116、117ページをお願いいたします。

3款1項公債費は、起債償還元金利子で、年度末における起債の未償還元金は30億9,809万5,471円となっております。

下段、歳出の合計は、予算額5億2,345万6,000円に対し、支出済額5億1,936万706円で、執行率は99.22パーセントとなりました。

次に、歳入であります。108、109ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料1項使用料1目公共下水道使用料の収入済額は6,942万7,001円で、収納率は現年度分で99.55パーセント、過年度分は60.32パーセント、2目の個別排水処理施設使用料は調定額1,007万9,494円で完納されています。

次のページ、110ページ、111ページをお願いいたします。

下段の歳入の合計は、予算額5億2,345万6,000円、収入済額5億2,345万5,193円となったところであります。

次に、104ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差し引き額は409万4,000円となっており、翌年度に繰り越すこととしております。

以上で、平成25年度本別町公共下水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第8号平成25年度本別町水道事業会計決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

別冊になっております水道事業決算書の10ページをお願いいたします。

平成25年度における水道事業の概況ですが、給水戸数は2,756戸、給水人口は5,398人、総配水量は55万5,868立方メートル、総有収水量は前年度比2.54パーセント減の48万5,150立方メートル、有収率は前年度比0.98ポイント減の87.28パーセントとなっております。

次に、13ページをお願いいたします。

平成25年度の主な工事ではありますが、本別町浄水場動力制御盤更新工事、及び本別町浄水場第2水源取水ポンプ更新工事で老朽化した機器の更新を行いました。

水道管工事につきましては2件で、306.95メートルの整備を行いました。

14ページになりますが、計量法による量水器更新工事は3件で302個のメーターの取りかえ工事を行っております。

次に、決算の概況について説明させていただきます。

1ページ、2ページをお願いいたします。

(1)の収益的収入及び支出は、消費税込みの数字となっております。

収入の総額では、前年度比2.96パーセント減の1億4,221万2,271円とな

っており、内訳は、水道使用料が主な1項営業収益では、前年度比1.51パーセント減の1億3,095万471円、一般会計からの補助金が主な2項営業外収益では、前年度比17.09パーセント減の1,126万1,800円となっております。

次に、支出の総額ですが、前年度比2.29パーセント減の1億3,896万9,686円となっております。1項営業費用は、人事異動等による人件費の減が主な要因で前年度比2.78パーセント減の1億2,104万6,915円、2項営業外費用は、前年度比1.03パーセント増の1,789万3,029円となりました。

なお、税抜き額の明細は18ページから25ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出につきましても、消費税込みの数字となっております。

収入総額は、前年度比0.12パーセント増の3,623万9,389円となっております。

支出の総額では、前年度比6.62パーセント減の7,668万3,967円で、内訳は、1項建設改良費では、前年度比12.18パーセント減の4,836万6,729円、2項企業債償還金では、前年度比4.71パーセント増の2,831万7,238円となっております。

資本的収支では4,044万4,578円の不足額が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金3,831万5,661円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額212万8,917円で補填いたしました。

なお、税抜き額の明細は26、27ページに記載されておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書であります。消費税抜きの数字となっております。

1の営業収益は給水収益が主で、合計では前年度比1.48パーセント減の1億2,478万6,759円となっております。

2の営業費用は、合計で前年度比2.77パーセント減の1億1,983万1,765円、3の営業外収益は、前年度比17.14パーセント減の1,126万1,319円となっております。

4の営業外費用は、企業債利息が主であり、前年度比0.32パーセント減の1,533万3,429円となったところであります。

なお、平成25年度末における未償還元金は8億415万383円となっております。

全ての項目を差し引きしますと、当年度は85万4,557円の純利益となりました。

6ページから9ページまでの剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、15ページをお願いいたします。

下段に記載されております供給単価と給水原価であります。1立方メートルあたり、供給単価は前年度比84銭増の252円98銭、給水原価は経常費用の減及び有収水量の減により前年度比44銭減の277円10銭となっております。

以上で、平成25年度本別町水道事業会計決算の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（方川一郎君） 次に、認定第9号平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について。

毛利国保病院事務長。

国保病院事務長（毛利俊夫君） 認定第9号平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、決算の概要を御説明いたします。

別冊になっております決算書をお願いいたします。

決算書の10ページをお願いいたします。

平成25年度の病院事業報告書から説明させていただきます。

1、概況の（1）総括事項であります。平成25年度における病院事業会計の決算は、損益勘定において消費税抜きで、収入12億1,821万2,941円、消費税込みでは12億2,076万3,142円、このうち一般会計からの繰入金は昨年度比5,675万4,000円増の3億1,675万4,000円であります。

支出は13億1,660万9,417円、消費税込みでは13億632万3,623円となり、差し引き9,839万6,476円の損失をもって終了したところであります。

また、資本勘定につきましては、消費税込みで収入1億154万1,102円、支出1億3,110万326円で、差し引き2,955万9,224円の不足額を生じたところであります。

次、12ページをお願いいたします。

2、工事、（1）建設工事の概況、 器械及び備品購入費は、X線テレビ装置など11品目、消費税込みで4,948万7,400円の器械、備品を購入いたしました。

13ページになりますが、3、業務、（1）業務量であります。イの入院は、延べ患者数合計で1万8,392人、1日平均では50.4人で、前年度比、延べ患者数で272人、1日平均では0.8人の増となり、下段、口の外来は、延べ患者数合計で5万5,328人、1日平均では225.8人で、前年度比、延べ患者数で6,174人、1日平均では26.3人の減少となったところであります。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

（2）事業収入に関する事項であります。消費税抜きの数値となっております。医療収益は10億5,698万5,699円、前年度比3.5パーセントの減少で、うち入院収益は4億6,279万7,797円、前年度比2.2パーセントの減、外来収益は3億7,384万1,246円、前年度比17.9パーセントの減となっております。

入院収益の減少は、1日平均患者数は対前年比0.8人の微増ではありますが、手術収益の減などによる、1日平均単価の減少などによるもの、外来収益の減少は、1日平均患者数が減少したこと、また、1日平均単価の落ち込みなどが主な要因で、内科患者数、特に透析患者数の減少が大きく影響しているものと考えております。

下段のその他医業収益は2億2,034万6,656円で、前年度比31.5パーセントの増加となりましたが、一般会計負担金の増が主な要因でございます。

下段の一番下になりますが、事業収入合計は12億1,821万2,941円で、前年度比4,467万4,955円、3.5パーセント減の決算となったところでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

(3)事業費に関する事項であります。医業費用は12億6,854万5,784円で、前年度比2.7パーセントの減となりましたが、内訳は給与費が7億5,166万9,821円で、透析担当医師賃金の報償費への組みかえ、及び透析技師職員の減などによるもので、材料費は1億7,027万9,230円で、前年度比10.0パーセントの減であります。うち薬品費は8,198万7,275円、前年度比677万7,567円、7.7パーセントの減で、透析患者数の減少に伴う透析治療薬剤の減が主なもの、診療材料費は7,401万8,219円、前年度比1,188万2,319円、13.8パーセントの減となり、手術及び透析患者数の減少が主な要因で、下段になりますが経費は2億2,130万4,733円で、4.3パーセントの増であります。医局研究室改修や給食冷凍庫修理などが前年度終了したことなどによる修繕費などが減となったものの、報償費における外科応援医師の支援回数の通年化や、透析担当医師の予算組みかえなどによる増、及びA重油などの単価上昇に伴う燃料費の増などの支出が、前年度を上回ったことなどが主なものでございます。

下の減価償却費は1億1,671万2,600円で、前年度比149万5,438円、1.3パーセントの増であります。医療器械備品購入に伴う償却が増となったことが主なものでございます。

その下、資産減耗費は521万816円で、前年度比243万5,117円、87.8パーセントの増であります。使用期限切れとなったタミフルなどの薬剤を棚卸資産減耗費として会計処理したことが主なもので、医業外費用は4,793万2,138円、前年度比5.0パーセントの減。特別損失は13万1,495円で、医療費時効等による、個人未収金7件分の不納欠損処分を行ったものでございます。

以上、事業費合計は13億1,660万9,417円、前年度比3,829万4,804円、2.8パーセント減の決算となったところでございます。

次に、戻りまして5ページをお願いいたします。

財務諸表の平成25年度の損益計算書であります。消費税抜きの数字となっております。1の医業収益の合計10億5,698万5,699円から、2の医業費用合計

12億6,854万5,784円を差し引いた医業収支は2億1,156万85円の医業損失となり、3の医業外収益合計1億6,122万7,242円から、4の医業外費用合計4,793万2,138円を差し引いた医業外収支は1億1,329万5,104円の黒字となり、事業収支合計では9,826万4,981円の経常損失となったところでございます。これに6の特別損失13万1,495円を加えた9,839万6,476円が当年度純損失となりますが、医業費用の中には、現金の動きがない減価償却費などが含まれておりますので、この表にはございませんが、それらを差し引きますと2,105万9,286円の単年度黒字という結果となっております。

当年度未処理欠損金は、前年度繰越欠損金16億4,921万961円を加えた17億4,760万7,437円となります。

次に、8ページをお願いいたします。

貸借対照表を御覧いただきたいと思いますが、資産の部の下段の方になりますが、2の流動資産合計は2億4,251万7,408円、次の9ページ、上段になりますが負債の部、4、流動負債合計は6,126万3,040円で、差し引き1億8,125万4,368円、流動資産が流動負債を上回っており、資金不足という状況にはなっておりません。

次に、戻りまして、3ページ、4ページをお願いします。

資本的収支であります。消費税込みの数値となっております。

収入の1款資本的収入決算額は1億154万1,102円で、1項企業債、2項出資金など、器械備品購入費及び企業債元金償還等にかかる財源として受け入れたものでございます。7項寄付金41万円は、個人3名からの寄付金でございます。

支出では、1款資本的支出決算額は1億3,110万326円で、内訳は、1項建設改良費は4,948万7,400円で、先ほど事業報告で申し上げました器械備品購入費であり、2項企業債償還金8,120万2,324円は、企業債償還金の元金分、3項投資41万602円は、寄付金及び基金利子を医療施設等整備基金に積み立てたものでございます。

差し引きいたしますと、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は2,955万9,224円となりますが、過年度分損益勘定留保資金2,799万7,753円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額156万1,471円で補てんしたところでございます。

以上、平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（方川一郎君） これで、提案説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております、認定第4号平成25年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成25年度本別町国民健

康保険病院事業会計決算認定について、及び、昨日 18 日、議事とした認定第 1 号平成 25 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第 3 号平成 25 年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上 9 件については、議長及び議会選出監査委員を除く 10 名の委員をもって構成する、平成 25 年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま一括議題となっております認定第 4 号平成 25 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第 9 号平成 25 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、及び、昨日 18 日、議事とした認定第 1 号平成 25 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第 3 号平成 25 年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上 9 件については、議長及び議会選出監査委員を除く 10 名の委員をもって構成する、平成 25 年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩宣告(午前 10 時 57 分)

再開宣告(午前 11 時 03 分)

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました、平成 25 年度各会計決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に高橋利勝君、副委員長に方川英一君と決定いたしました。

以上、報告といたします。

ここで、暫時休憩します。

休憩宣告(午前 11 時 04 分)

再開宣告(午前 11 時 15 分)

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 7 意見書案第 11 号

議長(方川一郎君) 日程第 7 意見書案第 11 号釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

小笠原良美君、御登壇ください。

7 番(小笠原良美君)(登壇) 釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を

求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、案文の朗読をもって提案説明とさせていただきます。

釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書案。

平成18年4月に始まった労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的とした制度であり、制度の導入以来、全国的に労働審判事件の申立件数は増加している。

しかしながら、釧路地方裁判所管内においては、労働審判事件を取り扱っている裁判所は釧路地方裁判所本庁のみである。そのため、十勝地域の住民ないし企業が労働審判事件の申立てを行うためには、本庁のある釧路市まで出向かなければならず、広大な面積を有する当地域においては、時間的、経済的な負担を強いられることから、申立ての障害となっていることが推測される。

国民に対する司法サービスの提供は、地域間で格差があってはならず、裁判を受ける権利（憲法第32条）を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことができる事件を拡大することが必要である。

よって、国においては、地域における司法の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

記。

釧路地方裁判所帯広支部において、労働審判事件の取り扱いを開始するとともに、必要な裁判官及び裁判所職員の増員並びに施設の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第11号釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第8 意見書案第12号

議長(方川一郎君) 日程第8 意見書案第12号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

9番(高橋利勝君)[登壇] 意見書案第12号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、提案理由の説明につきましては、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続自体が危ぶまれる事態も想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高まっており、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

国は、こうした現状を踏まえ、平成21年に「森林・林業再生プラン」を策定し、10年後の木材自給率を50パーセント以上とする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制を構築することとした。

このような中、道では、平成21年度に国が創設した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには、木材加工流通施設・木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域のさまざまな取り組みを支援してきたところである。

この結果、トドマツやカラマツなど、人工林を主体とする森林の整備や、森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は全国の2倍以上の約6割に達している。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取り組みを支援するため、「森林整備加速化・林業再生基金」の継続、または、これにかわる恒久的な支援制度を創設するなど、林野関連施策の充実・強化を図ること。

2、国際的な気候変動対策の枠組みの合意ルールである森林経営による森林吸収量の算入上限値3.5パーセント分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の使途に、森林吸収源対策を追加するなどし、森林整備の推進等のための安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣でございます。以上でございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第12号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第9 意見書案第13号

議長（方川一郎君） 日程第9 意見書案第13号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男君、御登壇ください。

6番（黒山久男君）〔登壇〕 意見書案第13号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、案文を朗読し提案にかえさせていただきます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案。

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、下記事項を実現するよう強く要望する。

記。

- 1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、

患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第13号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第10 意見書案第14号

議長（方川一郎君） 日程第10 意見書案第14号「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

9番（高橋利勝君）〔登壇〕 意見書案第14号「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

なお、提案理由については、意見書案の朗読をもってかえさせていただきます。

「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書案。

手話とは、日本語を音声ではなく、手指や体の動き、表情を使う独自の語彙や、文法体系を持つ言語です。

「音声がかええない」「音声で話すことができない」など、聴覚障がい者にとって、日常生活や社会生活を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段

です。しかしながら、我が国で手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され、多くの学校で手話を使うことが制限されてきた長い歴史がありました。

国連総会において、平成18年12月に採択された「障害者権利条約」の第2条に、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語に含まれることが明記されました。

我が国は、平成19年9月にこの条約に署名したものの、権利条約批准に当たり必要な国内法の整備が必要なため、平成23年7月、障害者基本法を改正し、手話が言語であることを明確に位置づけました。

しかし、この規定だけでは音声言語中心の社会から、ろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であり、権利条約で「言語」に関連して置かれているさまざまな規定に対応し、手話言語に関する「手話を獲得する」「手話で学ぶ」などの権利を保障するためには、専門法である「手話言語法」の制定が必要です。

よって、国においては、「手話言語法(仮称)」を制定するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、以上であります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終ります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終ります。

これから、意見書案第14号「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第11 意見書案第15号

議長(方川一郎君) 日程第11 意見書案第15号2015年度予算(介護・子

ども)の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男君、御登壇ください。

4番(黒山久男君)[登壇] 意見書案第15号2015年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、案文を朗読し提案にかえさせていただきます。

2015年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める意見書案。

介護保険制度については、保険給付として要支援1と2の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、2015年4月から3年間かけて市町村事業への移行が進められます。

この見直しについては、多くの関係者および関係団体からは、地域資源や財政基盤による「地域間格差の拡大」や必要なサービスが提供されないことによる「要支援者の介護の重度化」および「介護労働者の処遇低下」などに関する不安が指摘されてきました。

こうした不安が現実のものにならないための施策の実施については、国会議論における厚生労働大臣答弁や法案採択にあたっての参議院厚生労働委員会における附帯決議として採択されたところです。

2015年4月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度については、必要な予算が確保されていないことから、保育の質の改善策として実施が予定されている保育士の配置基準の見直しや処遇改善および放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が極めて不十分な内容となっています。

よって、介護保険制度においては、地域間格差やサービス低下および福祉労働者の処遇低下を招くことなく、制度の充実をはかるとともに、子ども・子育て支援新制度においても、保育の質を改善するために、政府に以下の対策を求めます。

記。

1、介護保険制度改正によって保険給付から市町村事業に移行された訪問介護と通所介護については、地域間格差やサービス低下および福祉労働者の処遇低下を招かないために必要な予算を確保すること

2、子ども・子育て支援新制度の本格実施に必要とされる約1兆円の財源を確実に確保すること

3、介護労働者および保育士などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣でございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第15号2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第15号2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第12 意見書案第16号

議長（方川一郎君） 日程第12 意見書案第16号オスプレイの配備、訓練地域拡散に反対する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫君、御登壇ください。

10番（阿保静夫君）〔登壇〕 意見書案第16号オスプレイの配備、訓練地域拡散に反対する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

なお、案文の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

オスプレイの配備、訓練地域拡散に反対する意見書（案）

日米両政府は、沖縄県の米海兵隊普天間基地に配備されている垂直離着陸機オスプレイの作戦、訓練など、行動範囲を全国に拡大する動きを強めています。防衛省はオスプレイの訓練移転先として、北海道大演習場をはじめ、全国で5か所を候補地としていることが明らかになりました。

オスプレイは米海兵隊が任務とする他国への侵攻作戦を強化するために導入した新型輸送機です。開発段階でも墜落事故を繰り返し多数の死者を出しており、さらに、2012年の普天間基地への配備直前にも、モロッコやフロリダ州などで墜落事故を起こし、死傷者を出しています。一連の事故は、オスプレイの構造的欠陥、「オートロ

「オートローテーション機能」の欠如であることがオスプレイの技術担当者自身が明らかにしています。

このことは防衛省が定める安全基準を満たしていないものです。さらに、沖縄では「学校や病院を含む人口密集地域上空を避ける」という日米合意にも違反する危険な飛行を繰り返しています。

日本政府は2015年度から陸上自衛隊にオスプレイを導入し、佐賀県佐賀空港に配備することと、米海兵隊のオスプレイも暫定配備することを明らかにしています。米軍はオスプレイの暫定移駐には難色を示していますが、このことはオスプレイの沖縄配備を恒久化するとともに、騒音被害や墜落の危険を全国に拡散するものです。

よって、国民、道民の生命、財産及び安心・安全な生活を守る上でもオスプレイの国内への配備及び北海道はもとより全国への訓練地移転と訓練空域拡大に強く反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣です。

議員各位の御賛同のほどをよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

林武君。

11番（林武君） 何点かについて、案文の中でお聞きしたいと思うのですが、よろしくお願ひします。

まず最初に、上から3行目中ほどから、北海道大演習場を始め、全国で5か所を候補地としていることが明らかになったということでありまして、これ、どこなのかお教え願ひたいと思います。

次に、上から9行目前段、オートローテーション機能の欠如であることがオスプレイの技術担当者自身が明らかにしていますという案文ですが、これはいつの話なのか、また、この欠如であるという判断ですね、これは専門的なことなので、前にも質疑した経緯もあるので、オートローテーションといいますと、私の認識では、水平と上下こういく、自動的にローテーションが変わるということだと思っておりますけれども、私たちは、こういうことは専門家でもないし、素人でありますので、なかなか議論の対象にはならないとは思っておりますけれども、提出者は、なぜこれがだめだという、そのいわゆる考え方ですね、そこをちょっとお聞かせ願ひたいと思います。

それからもう1点、今の続きの、このことは防衛省が定める安全基準を満たしていないとありますけれども、この安全基準というのは、どういう基準なのかお聞かせ願ひたいと思います。続いてさらに、沖縄では、学校や病院を含む人口密度のところの上空を避けるという日米合意にも違反している、危険な飛行を繰り返しているという案文ですが、だからこそ、危険だということで普天間基地の負担軽減ということも含めて海上に移設するということが沖縄県の知事が合意されているところであります。

すが、これについてもお伺いしたいと思います。

以上、お答えを願いたいと思います。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） まず、全国の5カ所ですが、北海道においては、矢臼別が上げられているという、これは新聞の報道の範囲なので、私はそれ以上の中身はわかりません。それから岩国、滋賀、あと二つについては、ちょっと今手持ちの資料がありませんけども、5カ所が検討されているという記事が先月だったと思いますけど、新聞記事がありましたので、そのことをもとに述べているところです。後の2カ所について調べれということであれば詳しくあとで申し上げたいというふうに思いますけども今は、手持ちに資料がありません。

それから、オートローテーション機能については、2012年のときの沖縄配備のときにもこの場で議論になって、その時も詳しく申し上げたわけですが、設計者の方が言っている中身を日本語に訳された中身なわけですけれども、そのことを前提につくっていないということを明確に設計者の方が言っております。それで、このオートローテーション機能を日本語で言えば、簡単に言うと竹トンボ機能というのでしょうか、エンジンの動力によらずにプロペラが四つついていきますよね、それが上向き状態で竹トンボのように、その浮揚力によってエンジンが全部停止した場合でも安全に着地ができるということになっています、オートローテーション。ところが設計者自身が、私たちもテレビ等の映像で見る範疇ですけども、機体の割にやはりプロペラが小さいように私も個人的に、素人的に思うのですけども、安全に着地できるというところまでの機能は備えていないということを明確に言っています。それで、先ほどらい幾つかの事故のことがあるということも当時の沖縄配備のときにも幾つかの例を申し上げたわけですが、墜落事故をおこしている、ただ、その墜落事故はオートローテーション機能の不備によるものという意見に対して、米軍関係者は、パイロットの操縦ミスだというふうに言っておりますが、この辺については、それぞれの考え方なのですけども、設計者がそう言っていることを一応尊重しています。それから、防衛省が定める安全基準は、今私が申し上げたように、エンジンが停止した状態でも安全に着地できるという中身の趣旨が防衛省が定めている、だから、ここも矛盾があるのですけども、述べてあるとおり、オスプレイを今後、陸上自衛隊が配備していくということは、自らが決めたことを自らが破るような状況になっているということも、これは矛盾がある部分だと思います。

それから、人口密集地の上空をとということ、このほかにも例えば300メートルより低いところを飛ばないということも中身としてあるのですけども、これも私、沖縄行って写真撮ったわけではありませんが、テレビの報道、それから地元のオスプレイ配備に反対している方々の活動などで、動画に撮られたりしていること、それからテレビでもこれは報道されていますね。あきらかに300メートルに満たないよう

なところを住宅街の上を飛んでいる写真が映像で何回も流されています。そういう、もちろん実際に私が見たということではありませんけども、そういう報道媒体の報道も含め、それから、前回詳しく述べたので、今回はあえて書きませんでしたけども、設計者自身がそういうことを言っているということもいろんな情報の中でいただいていることでありまして、そういうこと危険だというふうに思っております。繰り返になりますけども、日本政府、日本の自衛隊の決まりの中ですらだめだというふうに言っていることをあえて、そのことは報道されていませんけれども、その安全基準に満たない状態で配備しようとしているということは、これは、二重、三重にですね、国民に対する不誠実な対応だというふうに私は思います。

議長（方川一郎君） 林武君。

11番（林武君） 今、言われた中で、それを設計した技術者が危険だということを行っているということになりますと、はっきり言って、そういうことであれば、我が国でオスプレイを飛ばすとか、もしくは導入するとかというのはとんでもない話になるのです。だから、これは提出者の主観なのか憶測なのかはわかりませんが、見たわけでも聞いたわけでもないわけでもないわけだから、報道だとかテレビだとか、そういう関係の中の話であるという、今お話しありましたけども、こういう大事なことはですね、国策、国防の問題も絡んでおりますので、そう簡単に欠如、使い物にならない、これはだめだという、そういうしっかりとした根拠もなしに、そういうことで意見書案がとおるということは、私はなかなか許せるような状況ではございませんので、その辺も含めてもう1回お答え願いたいと思います。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 私は、英語を十分に理解はもちろんしておりません。オートローテーション機能の欠如と訳される単語があるということです。これは、英文の原文の中にも、ちょっと今単語そのものは忘れましたが、欠如として訳される部分がある、それからその技術者の英文の全体を通じてですね、オートローテーション機能を付与するという発想でつくっていないという部分もあるのです。ですから、日本の航空法とか自衛隊の中の安全基準では、このオートローテーション機能がないような戦闘機なり、そういう輸送機なりを飛ばすことはだめだと、日本では決めていきます。これも見て来たのかと言われれば、私はインターネットで自衛隊のいろいろな決まりとか法律を見るというレベルでしかないから、まったく事実無根のことを言うなんてことは、それはちょっと発言は取り消していただきたいというふうに思っておりますし、それから、この中に書かれているようなことは、2011年から12年にかけての国会の中でも正式に論戦がされていることで、そういう中から沖縄に配備する場合は人口密集地の上は飛ばさないというような約束事なども国会の中で議論をされているということで、そういうことを、もしそれも聞いたことだし報道だし、事実ではないということであれば、意見書そのものが成り立たなくなるというふうに思うの

です。私は、自分の持っている情報を、集められる力を総動員する中で、この意見書をつくりましたので、そういうものだということ以上のものを申し上げられないのも非常に残念ですが、そういう立場で調べもし、準備もしてきたということで、私は、事実ではないということではありませんので、そのことを申しあげて答弁に変えたいと思います。

議長（方川一郎君） ほかに、質疑ある方がありましたら受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の討論を許します。

林武君、御登壇ください。

11番（林武君）〔登壇〕 ただいまの質疑の結果、反対の立場で討論をさせていただきます。

オスプレイは、人員輸送を主たる目的でつくられております。案にもありましたとおり、佐賀空港も出ておりましたので、佐賀空港の件について私の主観でありますけれども、佐賀空港にオスプレイ2機配置するのは、佐賀県の地理上、我が国のおかれている地理上、最小限の措置だと思っております。言うまでもなく、この意見書は、採択されますと、提出者名ではなく北海道本別町議会として送付されるわけであります。政治色の濃いこの意見書には、一議員として看過することはできません。よって、反対の立場での討論といたします。

議員各位の御賛同をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

高橋利勝君、御登壇ください。

9番（高橋利勝君）〔登壇〕 意見書案に賛同する1人として、賛成討論をさせていただきます。

オスプレイの配備にあたって、私は二つの懸念を持っています。それは、一つには、先ほどもお話しがありましたように、意見書にも書かれていますように、2012年の普天間基地への配備直前にも、モロッコやフロリダ州などで墜落事故を起こし死傷者を出しています。これは、私は事実だと思っておりますから、そういう危険性のある兵器を我が国に配備するということについては到底認めることはできません。沖縄に配備されてから今日まで、事故は起きていないとしてもその危険性が克服されたということではありませんので、私は、そういうふうに思っています。

もう1点は、同じく意見書にも書かれています。オスプレイは米海兵隊が任務する他国への侵攻作戦を強化するために導入した新型輸送機ということでございます。

したがって、私は今、安倍政権が憲法解釈の変更をして、集団自衛権の行使を

しようとしていることを考えると、このオスプレイの配備ということも到底認めることはできません。

以上、2点について、オスプレイの配備に対する反対を申しあげて賛成討論とさせていただきます。

議員各位の賛成をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第16号オスプレイの配備、訓練地域拡散に反対する意見書についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立少数です。

お座りください。

したがって、意見書案第16号オスプレイの配備、訓練地域拡散に反対する意見書については否決されました。

日程第13 意見書案第17号

議長（方川一郎君） 日程第13 意見書案第17号電気料金の再値上げ認可を行わないよう求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫君、御登壇ください。

10番（阿保静夫君）〔登壇〕 意見書案第17号電気料金の再値上げ認可を行わないよう求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

なお、案文の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

電気料金の再値上げ認可を行わないよう求める意見書案。

北海道電力は7月31日に、電気料金の値上げの認可を国に申請しました。

今回の値上げ案は、国の認可が必要な家庭向けの平均が17.03パーセント、国の認可が不必要な企業向けの平均が22.61パーセントで、どちらも昨年9月の値上げの2倍を超える大幅なものです。

標準家庭（契約電流30A、電力使用量260kwh）では、1か月1,069円、

14.78パーセント上がって、月額8,302円と試算されます。家庭向けも企業向けも道民の暮らしと営業に重大な影響を及ぼすことは明らかです。今回の値上げに関しては「節電もう限界」、「もっと経営努力を示してほしい」など、道民はもとより、経済界、道内自治体からもきびしい批判の声が上がっています。

北電は再値上げの理由を、泊原発の再稼働の遅れ、火力発電の燃料費が急増したためとしています。しかし、道民の多数は原発ゼロを願い、原発の再稼働も、そのための電気料金値上げも願っていません。

今回の再値上げ案の発表前に、国（経済産業省）からは、一層の経営努力による経費圧縮を求める要請があったと報道されています。北電は、去年の電気料金値上げの際は、役員報酬をほぼ半減の2,000万円としましたが、国が求める1,800万円までは下げませんでした。今回、職員給料、賞与は大幅に減額する一方、役員報酬減額も検討との報道はあるものの、国に提示した経営計画は原発再稼働を前提としており、原発ゼロを願う道民の声には背をむけ、道民の負担増を押し付ける内容です。

よって国においては、北電の電気料金の再値上げ認可申請に対し、厳しい姿勢で臨み、認可しないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣です。

議員各位の御賛同のほどをよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第17号電気料金の再値上げ認可を行わないよう求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第17号電気料金の再値上げ認可を行わないよう求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（方川一郎君） 日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生、広報広聴各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴各常任委員長から申し出のあった所管事務について閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（方川一郎君） 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第16 議員派遣の件

議長（方川一郎君） 日程第16 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

閉会宣告

議長（方川一郎君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。
お諮りします。

本定例会に付されました事件は全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第3回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 0時16分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 6 年 9 月 1 9 日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 高 橋 利 勝

署名議員 方 川 英 一

署名議員 篠 原 義 彦